（資料１－２）

# 農村の振興に関する施策
# （参考資料）

## 【目次】


○　地域の農産物等を活かした新たな価値の創出　・・・・・・　1

○　バイオマスを基軸とする新たな産業の振興　・・・・・・　１４

○　農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進　・・・・・・　２０

○　「集約とネットワーク化」による集落機能の維持と農地等の維持・管理　・・・　８２

○　多面的機能支払制度の推進、中山間地域等直接支払制度の推進　・・・・・・　９４

○　深刻化・広域化する鳥獣被害への対応　・・・・・・・１０７

○　都市と農村のつながりの強化　・・・・・・・１１５

# 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出



## ○ 六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）

### ①概要

**第1章　目的**

➢ **地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（6次産業化）**に関する施策及び**地域の農林水産物の利用の促進（地産地消）**に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

**第2章（6次産業化関係）　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等**

**総合化事業計画**

➢ 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画を策定し、農林水産大臣が認定

**総合化事業計画の認定要件**（法律に基づき国が策定した基本方針に規定）

【事業主体】 農林漁業者等（個人・法人、農林漁業者の組織する団体）が行うものであること
（事業主体の取組を支援する者を促進事業者（2次・3次産業の企業等も可能）として計画に位置づけることが可能）

【事業内容】 次のいずれかを行うこと

ア） 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
イ） 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
ウ） アⅡはイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

【経営改善】 次の2つの指標の全てが満たされること

ア） 対象商品の指標（農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること）
イ） 事業主体の指標（農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向上し、終了年度は黒字となること）

【計画期間】 5年以内（3～5年が望ましい）

## 第3章（地産地消関係） 地域の農林水産物の利用の促進

**国及び地方公共団体の責務**

- 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定

### 基本方針の概要

1. 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
2. 都道府県及び市町村は、本基本方針や地域の実情を踏まえて、地域の農林水産物の利用についての促進計画を策定
3. 目標に関する事項
   - ① 直売所の年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上（平成18年度：16%）とすることを目指す。
   - ② 学校給食において地場産物を使用する割合（平成27年度までに30%以上（平成22年度：25%））及び国産の食材を使用する割合（平成27年度までに80%以上（平成24年度77%）について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。
   - ③ 農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数を平成32年度までに1,050万人とすることを目指す。

**国及び地方公共団体の施策**

- 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備
- 直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進
- 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進
- 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保
- 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等
- 人材の育成等
- 国民の理解と関心の増進
- 調査研究の実施等
- 多様な主体の連携等

### 施行日

- 地産地消関係　　公布の日（平成22年12月3日）
- 6次産業化関係　公布の日から6か月以内（平成23年3月1日）



## ②総合化事業計画の認定者への支援

### 六次産業化・地産地消法に基づく各種法律の特例措置

- 農林漁業者等向けの無利子融資資金（農業改良資金等）の貸付対象者の農林漁業者等以外の者（促進事業者）への拡大及び償還期限・据置期間の延長（償還期限：10年→12年、据置期間：3年→5年）（農業改良資金融通法等）
- 食品の生産・製造・加工・販売を行う者が実施する総合化事業に必要な資金の借入れに係る債務保証等を食品流通構造改善促進機構の業務に追加（食品流通構造改善促進法）
- 認定された総合化事業計画に従って施設を設置する際の農地転用等の手続を簡素化（農地法、酪肉振興法）
- 市街化調整区域内で施設整備（開発行為）を行う場合の審査手続を簡素化（都市計画法）
- 産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大（野菜生産出荷安定法）
- 認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願の出願料等を軽減又は免除（種苗法）

### 融　資

- 農林漁業者向け無利子融資資金（農業改良資金等）の貸付（上限額：個人5千万円、法人・団体1億5千万円）

### 補　助

- 新商品開発、販路開拓等に対する補助の補助率かさ上げ（通常1/2→認定者2/3）
  ★新商品開発に向けた試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料や市場評価の実施、販路開拓に向けた商談会への出展、パンフレットの作成費等を支援
- 新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設整備に対する補助（補助率1/2）
  ★実施主体を六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた民間団体等に限定

### 出　資

- 農林漁業成長産業化ファンドからの出資（上限額：新たに設立する合弁事業体の資本金の1/2）

### その他

- 農林水産省のホームページ（本省及び各地方農政局等）において認定事業者名を掲載・公表、広報誌、メルマガ等の広報媒体への掲載、認定事業者向けの仲間づくり、研修会の開催、情報提供　等

## ③総合化事業計画の認定状況

（平成26年10月31日現在）

### （１）地域別の認定件数

| 地域 | 総合化事業計画の認定件数 | うち農畜産物関係 | うち林産物関係 | うち水産物関係 | 研究開発・成果利用事業計画の認定件数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 111 | 104 | 4 | 3 | 1 |
| 東北 | 312 | 289 | 9 | 14 | 4 |
| 関東 | 326 | 296 | 14 | 16 | 12 |
| 北陸 | 101 | 96 | 1 | 4 | 1 |
| 東海 | 174 | 149 | 14 | 11 | 0 |
| 近畿 | 344 | 315 | 10 | 19 | 2 |
| 中国四国 | 215 | 170 | 10 | 35 | 3 |
| 九州 | 340 | 281 | 24 | 35 | 3 |
| 沖縄 | 53 | 49 | 1 | 3 | 0 |
| 合計 | 1,976 | 1,749 | 87 | 140 | 26 |

### （２）総合化事業計画の認定件数の多かった都道府県（件数）

| | | |
|---|---|---|
| 第1位 | 北海道 | 111 |
| 第2位 | 兵庫県 | 93 |
| 第3位 | 長野県 | 87 |
| 第4位 | 宮崎県 | 75 |
| 第5位 | 熊本県 | 73 |

### （３）総合化事業計画の事業内容の割合（％）

| | |
|---|---|
| 加工 | 20.9 |
| 直売 | 2.6 |
| 輸出 | 0.4 |
| レストラン | 0.1 |
| 加工・直売 | 68.3 |
| 加工・直売・レストラン | 6.2 |
| 加工・直売・輸出 | 1.6 |

### （４）総合化事業計画の対象農林水産物の割合

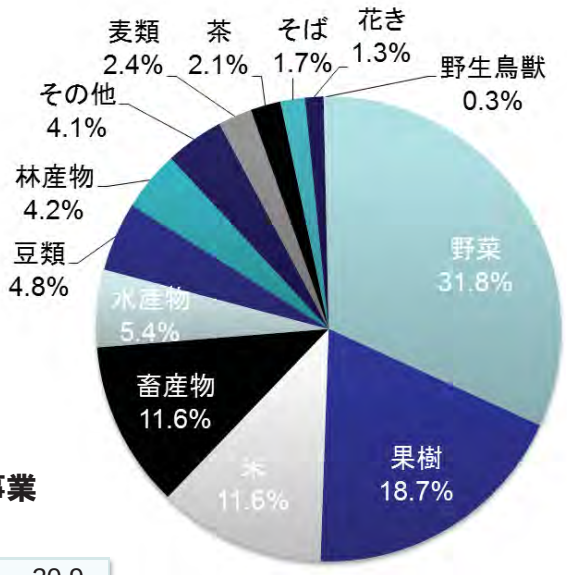


※複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画については全てをカウント。



## ○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法
## ①概要

### １　背　　景

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、**民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められて**いるところ。

### ２　趣　　旨

**我が国農林漁業**が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる**成長産業となるようにするため**、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し**出融資や経営支援を行う枠組みを定める。**

### ３　法律の概要（公布：平成24年９月５日、施行：平成24年12月３日）

（1）機構の設立及び政府の出資等
① 機構は、農林水産大臣の認可により**全国で一を限り設立**
② **政府は、常時、機構の発行済株式総数2分の1以上を保有**し、必要と認めるときは機構に出資等を実施

（2）農林漁業成長産業化委員会
支援対象及び支援内容等の決定のため、機構に**農林漁業成長産業化委員会（農林漁業に関し専門的な知識経験を有する者その他の委員で組織）を設置**

（3）業務の範囲
① 新たな事業分野を開拓する事業活動を行う**六次産業化・地産地消法の認定事業者に対する出資（直接出資）、資本性劣後ローンの提供**
② **①の者に対し資金供給その他の支援を行う団体に対する出資（間接出資）、指導** 等

（4）支援基準及び業務の実施
① **農林水産大臣は、**機構が支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき**基準（支援基準）を策定**
② 支援基準は、農林漁業者の主導性の確保に関する事項等を含み、**地域の農林漁業の健全な発展等に配慮して策定**
③ **機構は、支援基準に従い、農林水産大臣の認可を受けて支援**を実施

（5）その他
上記のほか、**農林漁業者等の意見聴取、存続期間（～H45.3）、国による監督等の規定を整備**

※ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構は平成25年２月１日に開業

## ②農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ

（本図は資金・支援の流れを図示したもの）

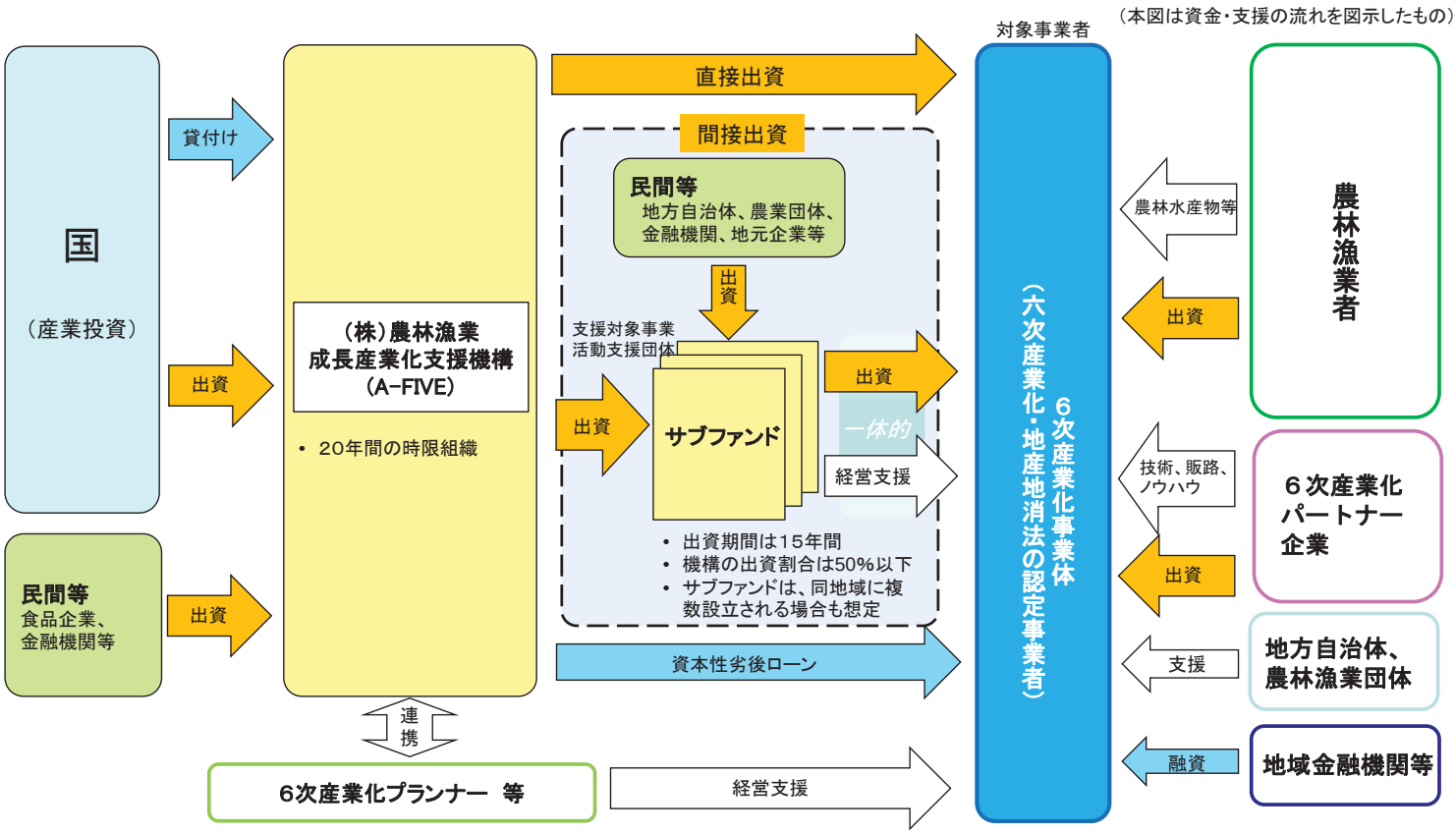




## ③サブファンド設立状況について

H26.10.27 現在

**50サブファンド**
**総額738.02億円**
**（うちA-FIVE分369.01億円）**

### 1．地域ファンド

### 2．県域に限られないファンド

- ＪＡグループ(100)
- みずほ銀行(100)（注2）
  - 東北の以下の４行と連携(20)
    荘内銀行、北都銀行、
    みちのく銀行、東北銀行
  - 足利銀行等栃木県内10金融機関と連携(20)
- 三菱東京ＵＦＪ銀行(20)
  - 東北の以下の４行と連携
    青森銀行、秋田銀行、
    岩手銀行、山形銀行
- 三井住友銀行(20)

### 3．テーマファンド

- エー・ピーカンパニー(10)
- ぐるなび(10)

注1　当資料は設立準備中のサブファンドも含まれます。
注2　地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。

## ④出資案件の状況

H26.11.6現在

**出資案件　３６件**
**サブファンド出資決定額**
**24.26億円**
**（うちA-FIVE分12.13億円）**

○47都道府県中で24道都県から案件が組成

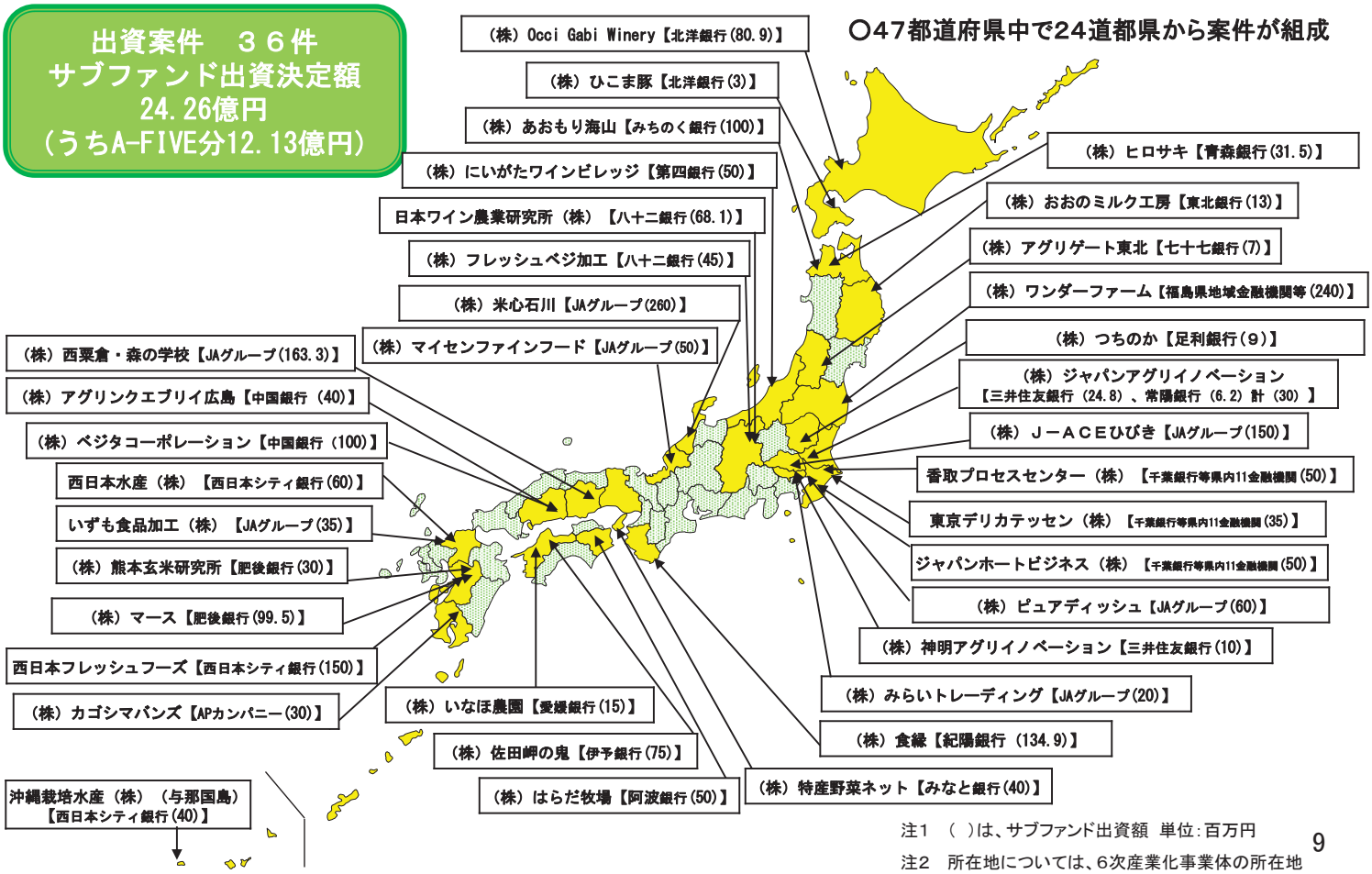


注1　（　）は、サブファンド出資額　単位：百万円

注2　所在地については、6次産業化事業体の所在地

# ○6次産業化関連事業の概要

【平成27年度予算概算要求：4，186百万円】

**○　意欲のある農林漁業者の皆様が主体となって6次産業化に取り組めるよう、事業の発展段階に応じた多様な支援メニューを準備します。**

**起業支援研修**
（※6次産業化サポート事業）

・6次産業分野において必要となるビジネスプラン策定等の知識を習得するための研修会を開催し、農林漁業者の起業を支援します。

**商談会等開催支援**
（※6次産業化サポート事業）

・6次産業化事業者の販路拡大のための商談会等を開催します。

**農山漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業**
【　34百万円　】

・農山漁村地域で、6次産業化の新たなビジネスに取り組もうとする方々を支援します。

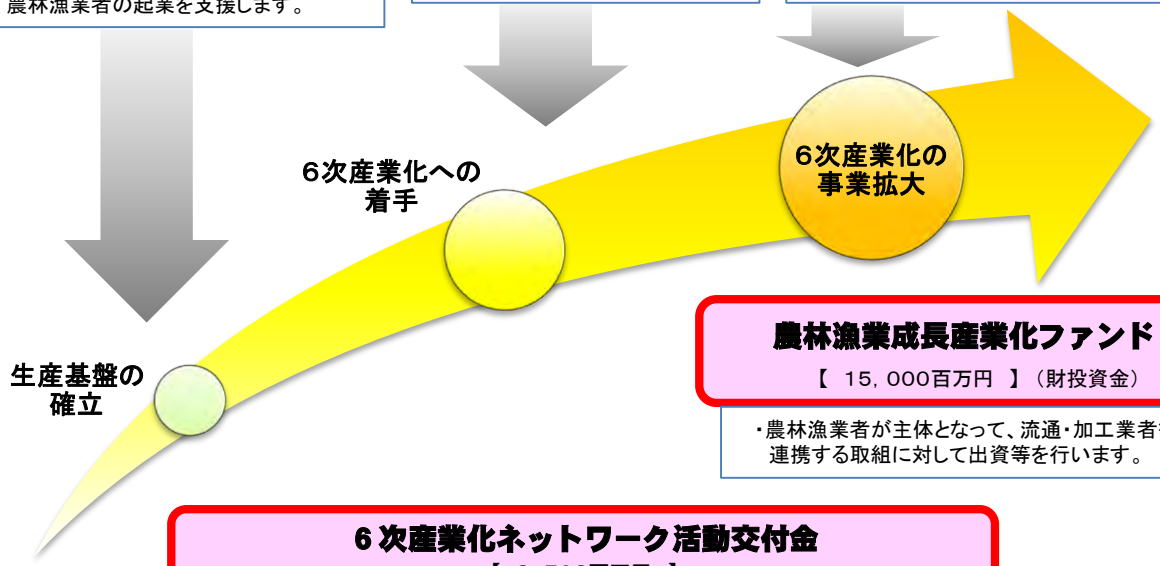


**農林漁業成長産業化ファンド**
【　15，000百万円　】（財投資金）

・農林漁業者が主体となって、流通・加工業者等と連携する取組に対して出資等を行います。

**６次産業化ネットワーク活動交付金**
【　3，793百万円　】

・都道府県段階にサポート機関を設置し、6次産業化プランナーを配置するとともに、農林漁業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓等や、地方公共団体等が進める地域ぐるみの6次産業化の取組等を支援します。
また、事業展開に必要な、加工・販売設備等の整備を支援します。

**6次産業化・新産業創出促進事業**
【　90百万円　】

・農林漁業者と異業種の事業者が連携して行う、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスの創出に関する事業化可能性調査を支援します。

**都道府県サポート機関**
（※6次産業化ネットワーク活動交付金）

**6次産業化中央サポートセンター事業**
（※6次産業化サポート事業）

・6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを行います。

**6次産業化支援人材育成研修**
（※6次産業化サポート事業）

・6次産業化プランナー等に対する研修を実施します。

**学校給食地場食材利用拡大モデル事業**
【　204百万円　】

・地場産農林水産物を利用した給食等の優良事例を収集・分析し、発表会を行います。

**6次産業化ネットワーク活動全国推進事業**
（※6次産業化サポート事業）

・6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーを開催します。

**6次産業化情報提供支援事業**
（※6次産業化サポート事業）

・情報誌「6チャネル」を発行し、各地の6次産業化の取組を紹介します。

※　6次産業化サポート事業　【　270百万円　】

：事業者支援　：人材育成　：普及啓発

# ○農業生産関連事業の年間総販売金額、総従事者数

図1　農業生産関連事業の年間総販売金額（全国）（平成24年度）

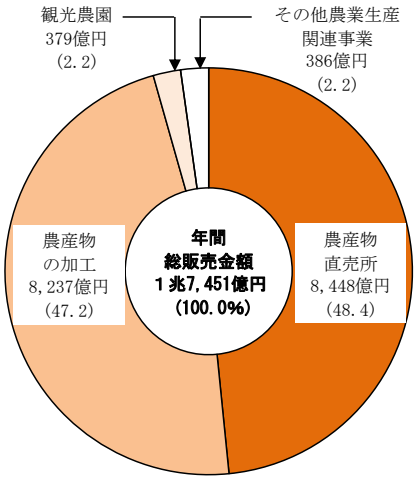


## 1　農業生産関連事業の年間総販売金額

平成24年度の全国の農業生産関連事業による年間総販売金額は1兆7,451億円で、前年度に比べ6.6%増加した。

業態別にみると、農産物直売所は8,448億円、農産物の加工は8,237億円、観光農園は379億円で、前年度に比べそれぞれ6.6%、5.6%、0.8%増加した。

表2　農業生産関連事業の業態別年間総販売金額（全国）

単位：100万円

| 区　分 | 年間総販売金額 | 農産物の加工 | | | 農産物直売所 | | | 観光農園 | その他農業生産関連事業 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 農業経営体 | 農協等 | 計 | 農業経営体 | 農協等 | | |
| 平成23年度 | 1,636,820 | 780,118 | 270,153 | 509,965 | 792,734 | 102,850 | 689,884 | 37,622 | 26,345 |
| 24 | 1,745,125 | 823,730 | 293,622 | 530,107 | 844,818 | 117,572 | 727,247 | 37,932 | 38,645 |
| 対前年度差 | 108,305 | 43,611 | 23,469 | 20,142 | 52,084 | 14,722 | 37,363 | 310 | 12,300 |
| 対前年度比(%) | 106.6 | 105.6 | 108.7 | 103.9 | 106.6 | 114.3 | 105.4 | 100.8 | 146.7 |

注：「その他農業生産関連事業」には、農家レストラン、農家民宿及び輸出が含まれている（以下2において同じ。）。

図2　農業生産関連事業の総従事者数（全国）（平成24年度）

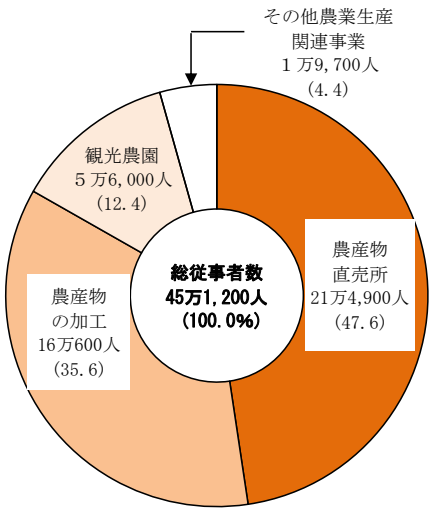


## 2　農業生産関連事業の総従事者数

平成24年度の全国の農業生産関連事業における農業経営体の家族や運営主体の構成員と雇用者を合計した総従事者数は45万1,200人で、前年度に比べ5.1%増加した。

業態別にみると、農産物直売所は21万4,900人、農産物の加工は16万600人で、前年度に比べそれぞれ7.4%、2.9%増加し、観光農園は5万6,000人で、前年度並みとなった。

表3　農業生産関連事業の業態別総従事者数（全国）

単位：100人

| 区　分 | 総従事者数 | 農産物の加工 | | | 農産物直売所 | | | 観光農園 | その他農業生産関連事業 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 農業経営体 | 農協等 | 計 | 農業経営体 | 農協等 | | |
| 平成23年度 | 4,292 | 1,561 | 1,263 | 297 | 2,000 | 610 | 1,390 | 559 | 172 |
| 24 | 4,512 | 1,606 | 1,306 | 300 | 2,149 | 745 | 1,404 | 560 | 197 |
| 対前年度差 | 219 | 46 | 43 | 2 | 149 | 135 | 14 | 0 | 25 |
| 対前年度比(%) | 105.1 | 102.9 | 103.4 | 100.8 | 107.4 | 122.1 | 101.0 | 100.0 | 114.4 |

資料：「平成24年度6次産業化総合調査」

# ○漁業生産関連事業の年間総販売金額、総従事者数

図3　漁業生産関連事業の年間総販売金額（全国）（平成24年度）

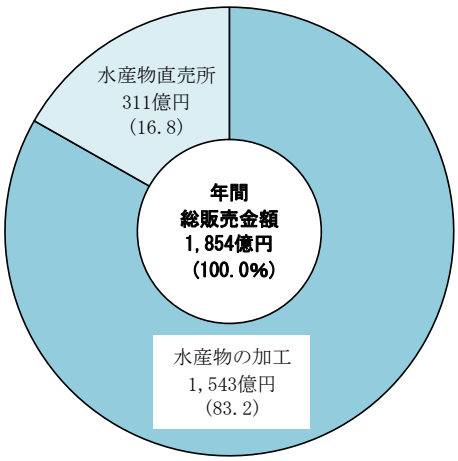


## 3　漁業生産関連事業の年間総販売金額

平成24年度の全国の漁業生産関連事業による年間総販売金額は1,854億円で、前年度に比べ14.8%増加した。

業態別にみると、水産物の加工は1,543億円、水産物直売所は311億円で、前年度に比べそれぞれ15.2%、12.7%増加した。

表4　漁業生産関連事業の業態別年間総販売金額（全国）

単位：100万円

| 区分 | 年間総販売金額 | 水産物の加工 | | | 水産物直売所 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 漁業経営体 | 漁協等 | 計 | 漁業経営体 | 漁協等 |
| 平成23年度 | 161,521 | 133,912 | 54,326 | 79,586 | 27,609 | 6,363 | 21,246 |
| 24 | 185,361 | 154,250 | 74,209 | 80,040 | 31,112 | 6,438 | 24,673 |
| 対前年度差 | 23,840 | 20,338 | 19,883 | 455 | 3,503 | 75 | 3,428 |
| 対前年度比（%） | 114.8 | 115.2 | 136.6 | 100.6 | 112.7 | 101.2 | 116.1 |

図4　漁業生産関連事業の総従事者数（全国）（平成24年度）

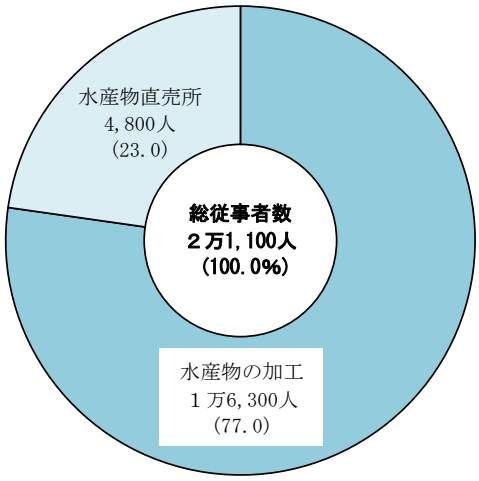


## 4　漁業生産関連事業の総従事者数

平成24年度の全国の漁業生産関連事業における漁業経営体の家族や運営主体の構成員と雇用者を合計した総従事者は2万1,100人で、前年度に比べ16.1%増加した。

業態別にみると、水産物の加工は1万6,300人、水産物直売所は4,800人で、前年度に比べそれぞれ12.3%、30.8%増加した。

表5　漁業生産関連事業の業態別総従事者数（全国）

単位：100人

| 区分 | 総従事者数 | 水産物の加工 | | | 水産物直売所 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 漁業経営体 | 漁協等 | 計 | 漁業経営体 | 漁協等 |
| 平成23年度 | 182 | 145 | 91 | 53 | 37 | 14 | 23 |
| 24 | 211 | 163 | 107 | 55 | 48 | 21 | 27 |
| 対前年度差 | 29 | 18 | 16 | 2 | 11 | 8 | 4 |
| 対前年度比（%） | 116.1 | 112.3 | 117.1 | 104.0 | 130.8 | 154.4 | 116.8 |

資料：「平成24年度6次産業化総合調査」

# バイオマスを基軸とする新たな産業の振興



## ○バイオマス賦存量と利用可能量

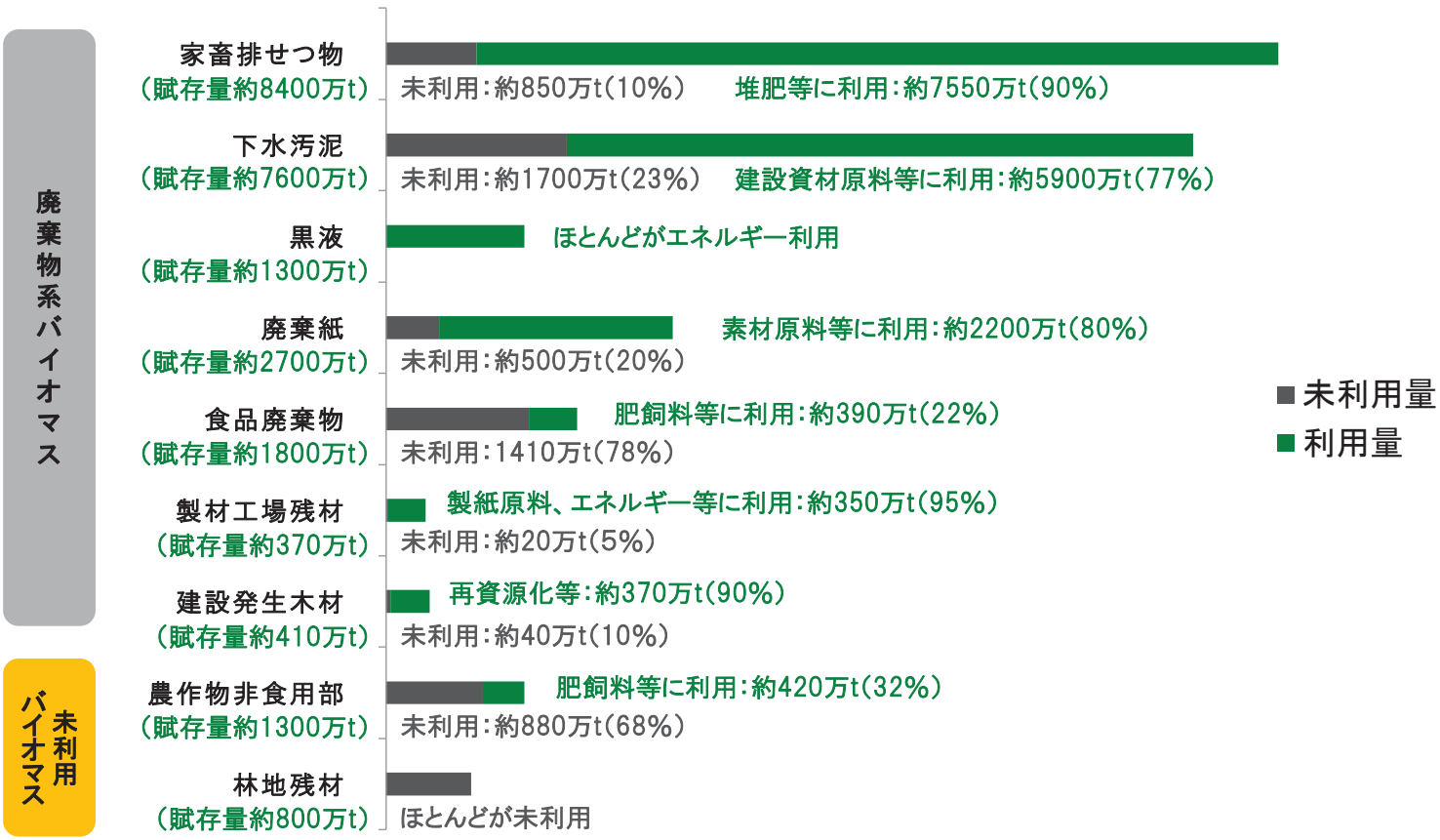


資料：農林水産省「木材需給表」等を基に作成（一部項目に推計値を含む）

## ○バイオマス関連政策の主な経緯

| | | |
|---|---|---|
| 2002 | **バイオマス・ニッポン総合戦略**<br>（2002年12月閣議決定、2006年3月改定） | ○エネルギーや製品として、バイオマスを総合的に最大限利活用した、持続的な社会「バイオマス・ニッポン」の早期実現<br>○2010年度を目途とする目標設定 |
| 2009 | **バイオマス活用推進基本法**<br>（2009年6月制定、同年9月施行） | ○バイオマス活用施策の総合的かつ計画的な推進<br>○バイオマス活用推進計画の策定（国、都道府県、市町村）<br>○バイオマス活用推進会議の設置（関係7府省） |
| 2010 | **バイオマス活用推進基本計画**<br>（2010年12月 閣議決定） | ○バイオマス活用の推進による持続的発展が可能な経済社会の実現<br>○2020年における目標設定<br>○バイオマス活用のための基盤整備等政府が講ずるべき施策及びバイオマスの有効利用に関する技術開発の基本的方向性の提示 |
| 2011 | 東日本大震災・原発事故(2011.3) | |
| 2012 | **電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法**<br>（2011年8月 制定、2012年7月 施行） | ○再生可能エネルギー電気（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度（FIT）の導入 |
| | **バイオマス事業化戦略**<br>（2012年9月 バイオマス活用推進会議決定） | ○多種多様なバイオマス利用技術を評価した「技術ロードマップ」の策定<br>○技術とバイオマスの選択と集中による事業化の推進<br>○バイオマス産業を軸とするまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）の推進 |
| 2013 | **農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律**<br>（2013年11月 制定、2014年5月 施行） | ○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進により、農山漁村の活性化を図ることを目的とした計画制度 |
| 2014 | **エネルギー基本計画改定**<br>（2014年4月 閣議決定） | ○農山漁村再生可能エネルギー法等の積極的な活用を図り、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を推し進めていく。<br>○木質バイオマス発電及び木質バイオマス熱利用等について積極的に推進するとともに、下水汚泥、食品廃棄物などによる都市型バイオマス等の利用を進める。16 |

## ○バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）の概要

### 基本理念

○総合的、一体的かつ効果的な推進
○地球温暖化の防止に向けた推進
○循環型社会の形成に向けた推進
○産業の発展、国際競争力の強化への寄与
○農山漁村の活性化等に資する推進
○バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用
○エネルギー供給源の多様化
○地域の主体的な取組の促進
○社会的気運の醸成
○食料の安定供給の確保
○環境の保全への配慮

### 責務・連携の強化

国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

### バイオマス活用推進基本計画等の策定

国のバイオマス活用推進基本計画 → 都道府県・市町村のバイオマス活用推進計画

### 法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 国の施策

○必要な基盤の整備
○バイオマスを供給する事業の創出
○技術の研究開発・普及
○人材の育成・確保
○バイオマス製品の利用の促進
○民間団体の自発的な活動の促進
○地方公共団体の活動の促進
○国際的な連携・国際協力の推進
○情報の収集
○国民の理解の増進

### バイオマス活用推進会議

① 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
② 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、①の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。

**総合的な施策の推進による農山漁村の活性化、循環型社会の実現**

# ○バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）の概要

○ バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。
○ 従来の「バイオマス・ニッポン総合戦略」においては、各地域でバイオマスタウン構想の策定が進んだものの、実際の取組は必ずしも十分に進まなかったこと等の課題があることを踏まえつつ、本基本計画によってこれらの課題の解決を図る。

**バイオマスの活用促進** → 農山漁村の活性化 / 産業の発展及び国際競争力強化 / 地球温暖化防止及び循環型社会の形成

## 1 施策についての基本的な方針

農林漁業者、事業者、地方公共団体、関係府省等が一体となって、バイオマスの最大限の有効活用を推進。

## 2 国が達成すべき目標（目標：2020年）

| 農村活性化 | 産業創出 | 地球温暖化防止 |
|---|---|---|
| 600市町村において<br>バイオマス活用推進計画を策定 | 約5,000億円規模の<br>新産業を創出 | 約2,600万炭素トンの<br>バイオマスを活用 |

## 3 政府が総合的かつ効果的に講ずべき施策

○ 2に掲げた目標の達成に向けて、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、農山漁村の6次産業化等によるバイオマス製品等を供給する事業の創出、研究開発、人材育成等を推進。
○ 関係省庁が連携して関係者が実施すべき事項、解決すべき技術的課題、実現すべき成果目標等を明らかにしたバイオマスの活用に関するロードマップを作成。

## 4 技術の研究開発に関する事項

○バイオマスの新たな有効利用技術の開発とともに、バイオマスの収集・運搬から加工・利用までを総合的に捉えた技術体系の確立を推進。
○長期的な観点から、バイオマス生産効率の優れた藻類等、将来的な利用が期待される新たなバイオマス資源の創出を推進。

# 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進



## 1．農業・農村と再生可能エネルギーの共存・共栄

# （１）再生可能エネルギーとは

○　再生可能エネルギーの定義（※国際再生可能エネルギー機関（ＩＲＥＮＡ）における定義）
再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。特にバイオマス、太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）など。

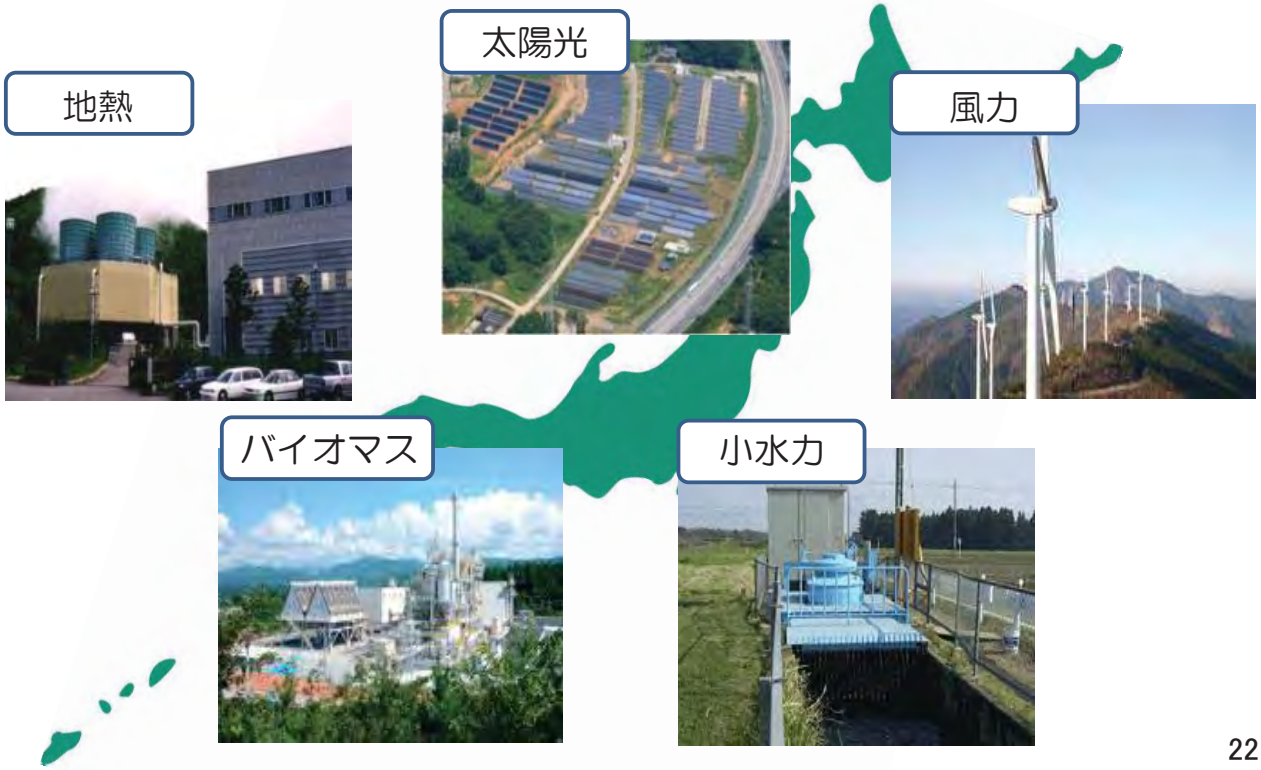




# （２）我が国における再生可能エネルギーの位置づけ

○　我が国の総発電量に占める再生可能エネルギー電気の割合は、平成25年度時点で約2.2%（水力発電除く）。
○　エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）では、再生可能エネルギーについて、導入を最大限加速していくことを明記。

## 発電電力量の推移

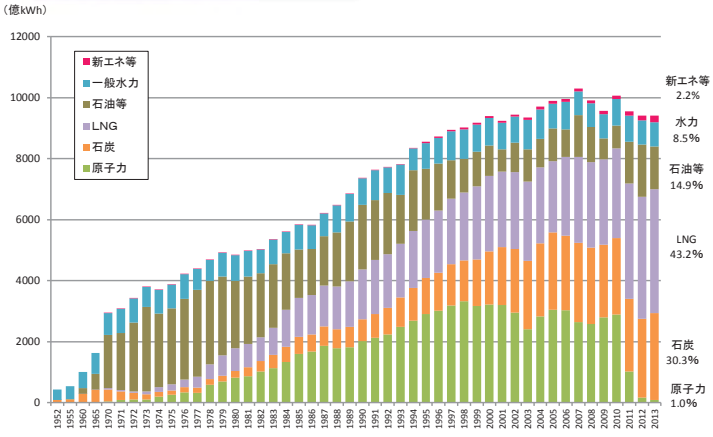


（資料）エネルギー白書2014及び電源別発電電力量構成比をもとに農林水産省で作成
（注）71年度までは9電力会社計

## エネルギー基本計画における位置づけ

○エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定・抜粋）

第２章　エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針
第２節　各エネルギー源の位置づけと政策の時間軸
１．一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置づけと政策の基本的な方向

（１）再生可能エネルギー
②政策の方向性
　再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進める。（略）こうした取組により、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準[1]を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする。

[1] 2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し（再計算）」（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は13.5%（1,414億kWh））及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」（2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh））。

# （３）農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

○　国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。
○　平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上。農山漁村において新たな所得機会の可能性が生じている。

## 農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

○国土構成

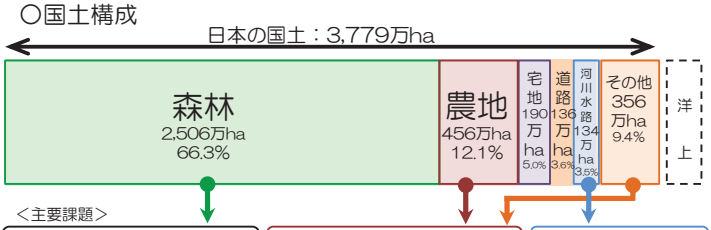


＜主要課題＞

| 資源の賦存状況や国土保全等の観点も踏まえ、**木質バイオマス発電**や**地熱発電**等を実施。 | 食料供給等の機能に支障を来さないよう留意しつつ、**太陽光発電**や**陸上風力発電**等を実施。 | 地理的条件に応じて、**水力発電**や**小水力発電**を実施。 |
|---|---|---|

（資料）国土交通省「平成24年度土地に関する動向」

○農山漁村における再エネ発電のポテンシャル

**◆太陽光発電**
- **再生利用困難な荒廃農地の面積：12.5万ha**
  ↓ 仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合
- **年間発電量：854億kWh**

**◆農業用水利施設による小水力**
- **年間発電量：8.9億kWh**
  （未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算）

**◆バイオマス発電**
- **未利用間伐材（林地残材）の年間発生量：2,000万m³**
  ↓ 仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
- **年間発電量：70億kWh**

※　どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではない。

## 固定価格買取制度の開始

○平成24年7月より、再生可能エネルギー発電の標準的なコストをまかなえる価格での買取りを一定期間保証する固定価格買取制度が開始。

○平成26年度固定価格買取制度の買取価格・期間の例

| 電源（調達区分） | 調達価格（税抜） | 買取期間 |
|---|---|---|
| 太陽光（10kW以上） | 32 円/kWh | 20年 |
| 風力（20kW以上） | 22 円/kWh | |
| 小水力（200kW未満） | 34 円/kWh | |
| 既存導水路活用小水力（200kW未満） | 25円/kWh | |
| バイオマス（未利用間伐材等） | 32 円/kWh | |
| バイオマス（メタンガス発酵） | 39 円/kWh | |



# （４）農林漁業と再生可能エネルギーによる土地等の利用調整

○　固定価格買取制度開始後、再生可能エネルギー発電事業のために、各地で遊休地（公有地、私有地）などの土地需要が増加。農林地等の利用を求める動きも増大。
○　農林漁業の地域の基幹産業としての位置づけやその多面的機能の重要性を踏まえれば、土地や漁港・水域の農林漁業上の利用との適正な調整が課題。

## 太陽光発電設備のために取得された地目

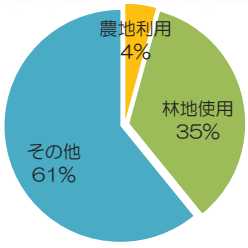


（資料）経済産業省「工場立地動向調査」を基に作成。
【平成24年1月～平成25年12月の合計】
「その他」には、宅地、原野、埋立地、工場跡地を含む。
※工場立地動向調査は用地を取得した者を対象に調査を行っており、必ずしも設備の設置は完了していない。

## 再生可能エネルギー発電設備の地代収入

| | | 10a当たり賃借料 |
|---|---|---|
| 大規模太陽光発電（2,000kW級）の賃借料 | | 15万円 |
| 農地の賃借料 | 田 | 1万2,000円 |
| | 普通畑 | 1万円 |
| | 樹園地 | 1万7,000円 |
| | 牧草地 | 4,700円 |

（資料）大規模太陽光発電（2,000kW級）の賃借料は調達価格等算定委員会資料、農地の賃借料は全国農業会議所「農地情報提供システム」ホームページを参照。

## 農林漁業と再エネ発電設備設置の調整

○【南日本新聞（平成25年8月24日朝刊）（抜粋）】
「増殖する太陽光発電」

・・・再生可能エネルギー電力を電力会社が買い取る制度が、2012年7月スタートした。以来、農地に太陽光発電設備を建設する事例が増えている。
・・・「農業委員会を通じて契約を結び、現在耕作中の農地は、２種農地であっても転用を慎重にしたいが、その手だてがない」・・・

○【北國新聞（平成24年９月21日 ）（抜粋）】
「能登沖が風力発電候補
日立造船、気象協会など洋上で国内最大規模
来月から輪島、珠洲で風況調査県漁協は反発」

・・・これに対し、県漁協は８月２１日の理事会で、事故や水産資源への影響が懸念されるとして、「洋上風力発電の設置を前提とするものであれば、風況調査に反対する」と決議した。・・・

# （５）再生可能エネルギーに係る合意形成や気運の醸成

○　農山漁村において再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たっては、地域の多様な関係者との丁寧な合意形成が必要。
○　また、これまで地域ごとに取り組まれていた再生可能エネルギーの取組を全国へ広げていくためには、全国段階での課題やその克服方法などの情報の共有を進めることが重要。

○【日本農業新聞（平成26年1月11日朝刊）（抜粋）】
メガソーラー進出「待った」　地元との連携不可欠

・・・（集落内の山の南向き斜面20haに、太陽光発電パネルを設置するとの計画について）斜面は崩れやすく、大雨による土砂で林道は過去に何度も埋まっていた。・・・（自治会長は）「太陽光発電の必要性は理解するが、今回は設置場所が悪い」と顔をしかめる。
・・・事業者らでつくる太陽光発電協会は、再生可能エネルギーの固定買取制度の導入をきっかけに、新規参入が相次ぎ「業界の規模が急激に大きくなり、トラブルが生じやすくなったのではないか」とみる。混乱を避けるために「業者側との丁寧な説明が必要だ」と指摘、地域の実態に合った計画の推進を提唱する。

○【SankeiBiz（平成26年5月5日）（抜粋）】
ご当地エネルギー開発活況　風力、太陽光…「地産地消」目指す

・・・福島第1原発事故以降は、地域の企業や金融機関、市民などの出資でさらに多くのご当地エネルギー事業が生まれている。太陽光や風力のほか、バイオマス、温泉熱など地域独自の資源を活用して発電事業を行い、地域の経済発展や雇用創出も目指す。
　今年3月11日には、北海道、青森から長崎、熊本各県まで全国19都道県で地産地消のエネルギー開発事業に取り組む30超の団体代表が発起人となり「全国ご当地エネルギー協会（仮称）」を立ち上げた。
　（自然エネルギー市民ファンドの）…社長は「情報やノウハウの交換を進め、分散型発電の流れを地域が中心になってつくっていきたい」と話している。



# （６）固定価格買取制度の認定状況、取組主体

○　計画から稼働までの期間が短いこと等から、固定価格買取制度の開始後において、太陽光発電の認定が極めて多い。
○　太陽光発電設備の設置主体は首都圏企業が多い一方で、地元企業によるものは全体の4分の1程度。また、その他の電源も含め、地域の農林漁業者など地域の主体による取組事例は、未だ少ない状況。

## 電源別の稼働率、計画から稼働までの期間等

| 種類 | モデルプラントの想定出力 | 稼働率 | 計画から稼働までの期間 |
|---|---|---|---|
| 太陽光 | 2,000kW（所要面積3ha） | 13% | 約1年 |
| 風力 | 20,000kW（2,000kW×10基） | 20% | 約4～5年 |
| 小水力 | 190kW | 60% | 約2～3年 |
| バイオマス（木質専焼） | 5,000kW | 80% | 約3～4年 |
| バイオマス（バイオガス） | 50kW | 90% | 約2年 |
| 地熱 | 30,000kW | 80% | 約9～13年 |

※コスト等検証委員会報告書（2011年12月）を元に、一部調達価格等算定委員会資料を参照。

## 固定価格買取制度の認定を受けた設備容量

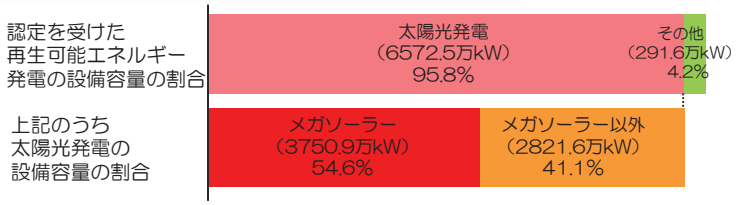


（資料）再エネ設備認定状況（資源エネルギー庁ＨＰより）を基に作成（平成26年3月末時点）。

## 太陽光発電の設置主体（面積ベース）

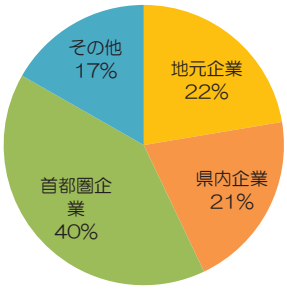


（資料）経済産業省「工場立地動向調査」を基に作成
【平成24年1月～平成25年12月の合計】
なお、分類の定義は以下のとおり。
地元企業：太陽光発電設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
県内企業：太陽光発電設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。
東京・大阪企業：設置主体の本社所在地が東京都・大阪府のもの（県内企業、地元企業を除く）。

※工場立地動向調査は用地を取得した者を対象に調査を行っており、必ずしも設備の設置は完了していない。

# （７）再生可能エネルギーによる利益の地域への還元

○　再生可能エネルギー発電による売電収入のうち、自ずと地域へ支払われるものは土地の賃借料や固定資産税等一部にとどまる。
○　今後の電力システム改革による小売参入自由化により、約7.5兆円の電力市場が開放されることも踏まえ、地域の資源を活用した再生可能エネルギーによる利益をどのように地域の活性化に結び付けるかは農山漁村の振興を図る上で重要な課題。

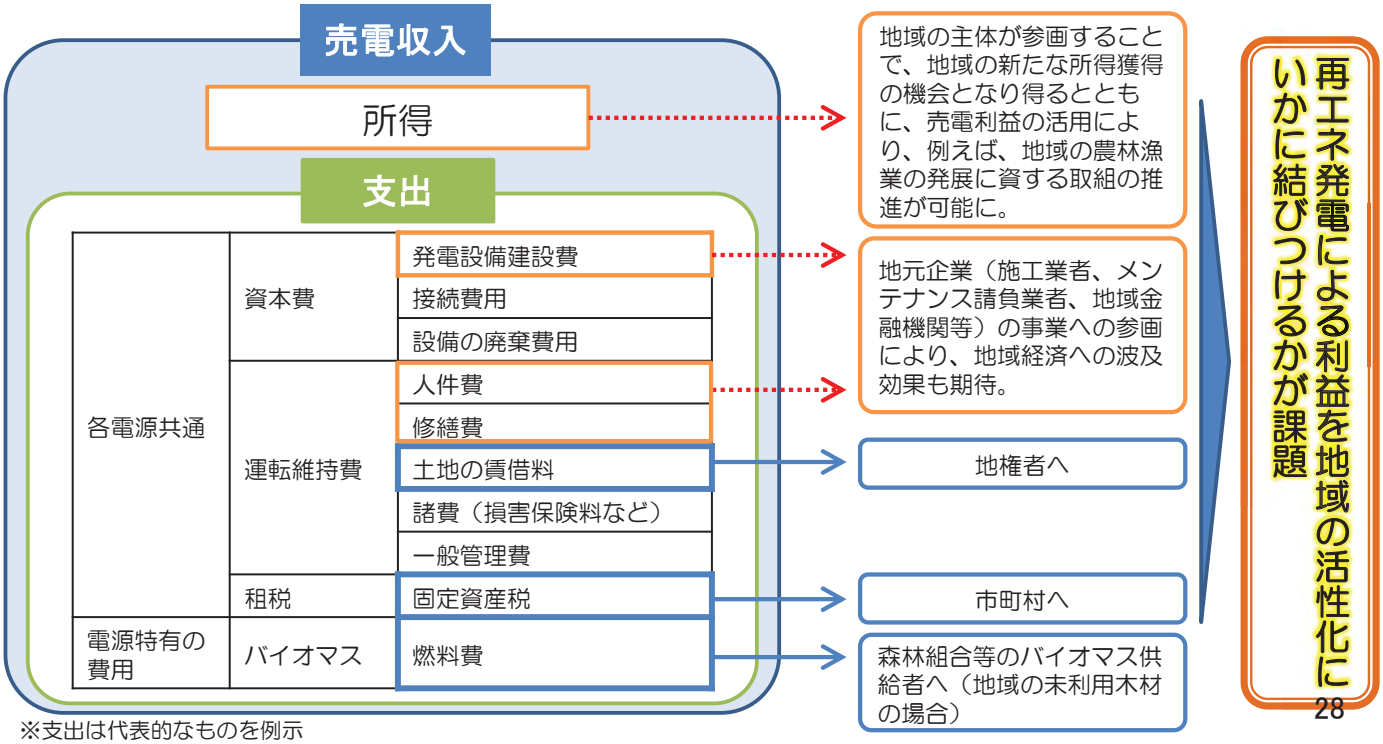


※支出は代表的なものを例示



# （８）農林漁業者が主体となっている取組事例

○　一部では農林漁業者が主体となって再生可能エネルギーに取り組んでいる事例が見られる。

| 主体 | 発電設備 | 特徴 | 農林漁業への効果 |
|---|---|---|---|
| 浜中町農業協同組合（北海道浜中町） | 太陽光発電（1,050kW） | • 農協が旗振り役となり100戸余りの酪農家が太陽光発電設備を設置。<br>• 発電した電気は畜舎内で使用し、酪農家１戸当たりの電力経費を年間20万円程度削減。また、余剰分は売電。<br>• 太陽光発電を活用して生産した生乳を「エコ牛乳」としてアピール。 | 農産物の付加価値向上 |
| 大野ファーム（北海道芽室町） | 太陽光発電（452.3kW） | • 肥育農家が太陽光発電設備を設置。<br>• 売電収入を原資として、ハンバーグやステーキ等の商品開発や、農家レストラン・カフェを運営。 | 新商品の開発<br>農家レストラン等の運営 |
| はさき漁業協同組合（茨城県神栖市） | 風力発電（1,000kW） | • 旧波崎町（現神栖市）が「浜風」を活用した風力発電設備を設置。<br>• 発電した電気を漁港施設（製氷施設、荷捌き施設、岸壁照明）に活用し、電力費用負担を軽減 | 漁港施設のコスト削減 |
| 那須野ヶ原土地改良区（栃木県那須塩原市） | 小水力発電等（1,900kW） | • 土地改良区連合が国営土地改良事業として小水力発電設備を設置。<br>• 発電した電気は土地改良施設へ供給するとともに余剰分を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当。 | 土地改良区の維持管理費負担の軽減 |
| 石徹白地区地域づくり協議会（岐阜県郡上市） | 小水力発電（3kW） | • 地元有志によるNPOが小水力発電を導入。<br>• 農産物加工施設に、小水力発電による電力を供給し、規格外のトウモロコシを活用したケーキ等新商品を開発・販売。<br>• 農業水利施設の維持管理を行う農協を設立。 | 農産物加工品の開発 |
| 士幌町農業協同組合（北海道士幌町） | バイオガス発電（136kWh） | • 農協が旗振り役となり、これまでに6戸の酪農家でバイオガス発電設備を導入。<br>• プラントメーカーと連携して、発電設備の改良を推進。 | 酪農の臭気対策<br>堆肥のコスト削減 |
| 農事組合法人サンエイ牧場（北海道大樹町） | バイオガス発電（300kW） | • 酪農の臭気対策を目的にバイオガスプラントを建設。<br>• 発生した消化液は自家畑に散布。 | 酪農の臭気対策<br>堆肥のコスト削減 |

# （９）農林漁業者が再生可能エネルギーの取組主体となることの意義

○　地域の主体のうち、特に農林漁業者が再生可能エネルギーの取組主体となることで、農林漁業者の所得向上、農林水産物の付加価値の向上、コスト削減、農林漁業特有の課題解決といった効果に加え、地域全体への波及効果も期待される。

## 収入の増加

**農林漁業者の所得向上**

- 家畜排せつ物や遊休地など、従来価値がなかったものによる新たな価値の創出
- 売電収入は農林漁業者の副収入

**農林漁業の新たな取組の原資の確保**

- 売電収入は安定した収入源になることから、新商品の開発や農家レストラン等の整備など、6次産業化に取り組む上での原資の確保に貢献

## 農林水産物の付加価値の向上

**再生可能エネルギーを活用していることをアピール**

- 「エコ牛乳」、「カーボンオフセット花」など、再生可能エネルギーを活用していることを、商品の付加価値としてアピール

## コスト削減

**電気料金の削減**

- 農林漁業施設の管理費の削減
- 土地改良区の施設管理費の削減

**熱に係る経費の削減**

- 施設園芸や養殖施設等における再生可能エネルギー熱の活用による経費削減

**資材費の削減**

- 消化液の活用による堆肥等資材費の削減

## 農林漁業特有の課題解決

**家畜排せつ物の適正処理**

- 悪臭対策や水源の汚染防止等により、地域住民に受け入れられる畜産を実現

**間伐の推進**

- 間伐材等の利用による森林整備の推進、林業の振興

## 地域還元の広がり

- 地域の主体のうち、特に農林漁業者が主体となることで、単に売電収入が地域の収入になるだけでなく、農産物のブランド化、ひいては地域のブランド化につながる可能性
- 発電事業だけでは雇用創出につながりにくいが、農林漁業とリンクすることで雇用機会が生まれる可能性が向上
- 特に木質バイオマス発電は、燃料の収集が必要であること等から、雇用創出効果が大きい



# 2. 再生可能エネルギーを取り巻く環境への対応

# （１）今後の分散型エネルギーシステム構築を踏まえた動き

○　固定価格買取制度による再生可能エネルギーの導入拡大や技術革新等に伴い、導入コストの大幅な低下の見込み。今後、発電コストが他の電源と同程度になれば、送電ロスが少ない等から、分散型エネルギーシステムの動きが進むと考えられる。
○　農林漁業においても、熱も含めた再生可能エネルギーの「地産地消」は、コストの削減や緊急時のエネルギー確保、生産物の付加価値向上等につながる可能性。

**固定価格買取制度における太陽光発電（20kW以上）の価格推移**

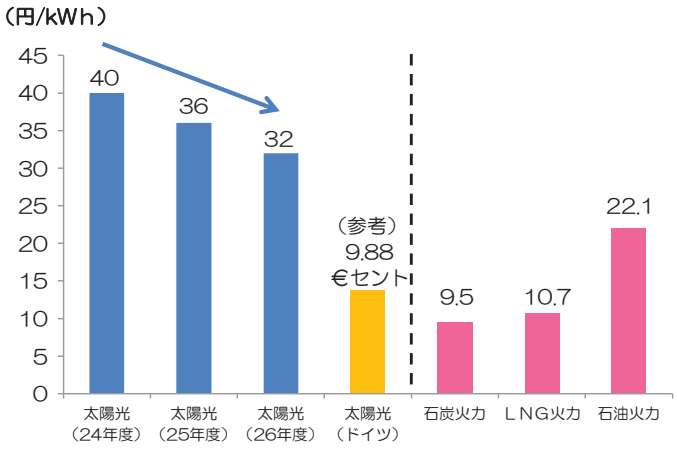


（資料）調達価格等算定委員会、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会、コスト等検証委員会資料を基に作成。
（注）（参考）の9.88€セント（2013年10月時点）は、1€＝140円で換算した水準。

**【デンマーク　サムソ島の事例】**

○ デンマーク政府は1996年に、電力における再生可能エネルギー比率を2030年までに50%まで高めること等を目標とする「エネルギー21」を策定。
○ 当時、電力需要の95 %を島外に依存していたサムソ島は、デンマーク政府のこの取組の一環として、2008年までに島のエネルギーの100%を再生可能エネルギーによって賄うことを目標とする「再生可能エネルギーアイランドプロジェクト」を開始。
○ プロジェクトの開始時から地方自治体、農業協同組合、商工会議所、発電事業者等が会合を重ね、議論しながら取組を推進。
○ 2000年までに陸上風力発電を11基（合計11,000kW）設置。
○ 風車は農業者、個人、風車組合により所有。これにより島内の電力自給を達成し、余剰分は島外に売電。

# （２）電力システム改革の概要①　～広域系統運用の拡大～

○　現行制度では区域（エリア）ごとの需給管理を原則としており、需給ひっ迫時の他地域からの電力融通などは事業者の自発性に委ねられている。
○　広域系統運用機関を創設。周波数変換装置の増強や地域間連系線の運用見直しにより電力会社の区域を越えて電源を有効活用し、需給を調整。

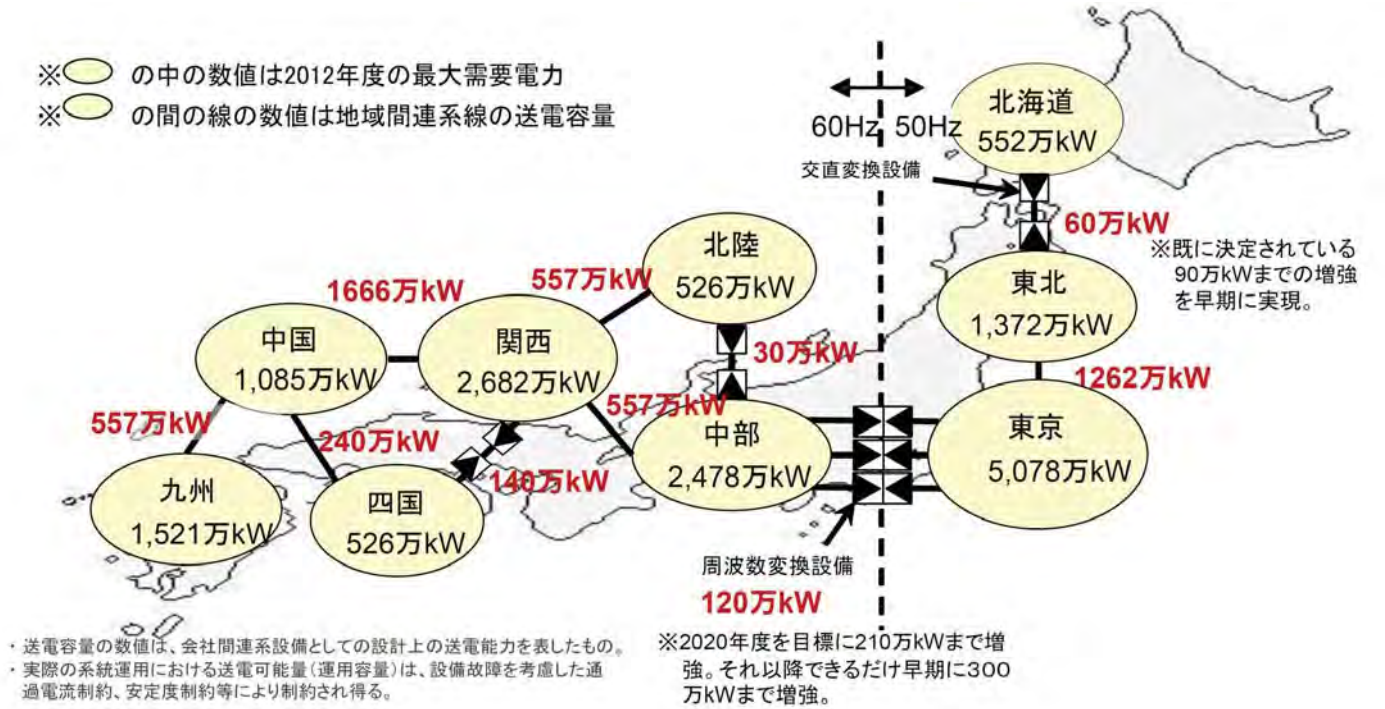


資料：資源エネルギー庁（平成25年4月23日総合資源エネルギー調査会総合部会第2回会合）

# （３）電力システム改革の概要②　～小売・発電の全面自由化～

○　我が国では、2000年以降、小売分野の自由化を段階的に実施。
○　家庭等への小売の参入を自由化し、一般家庭の電力選択を実現。
○　料金規制は段階的に撤廃。撤廃後も最終保障サービスや離島対策を措置。供給力確保のための新たな枠組みを設ける。

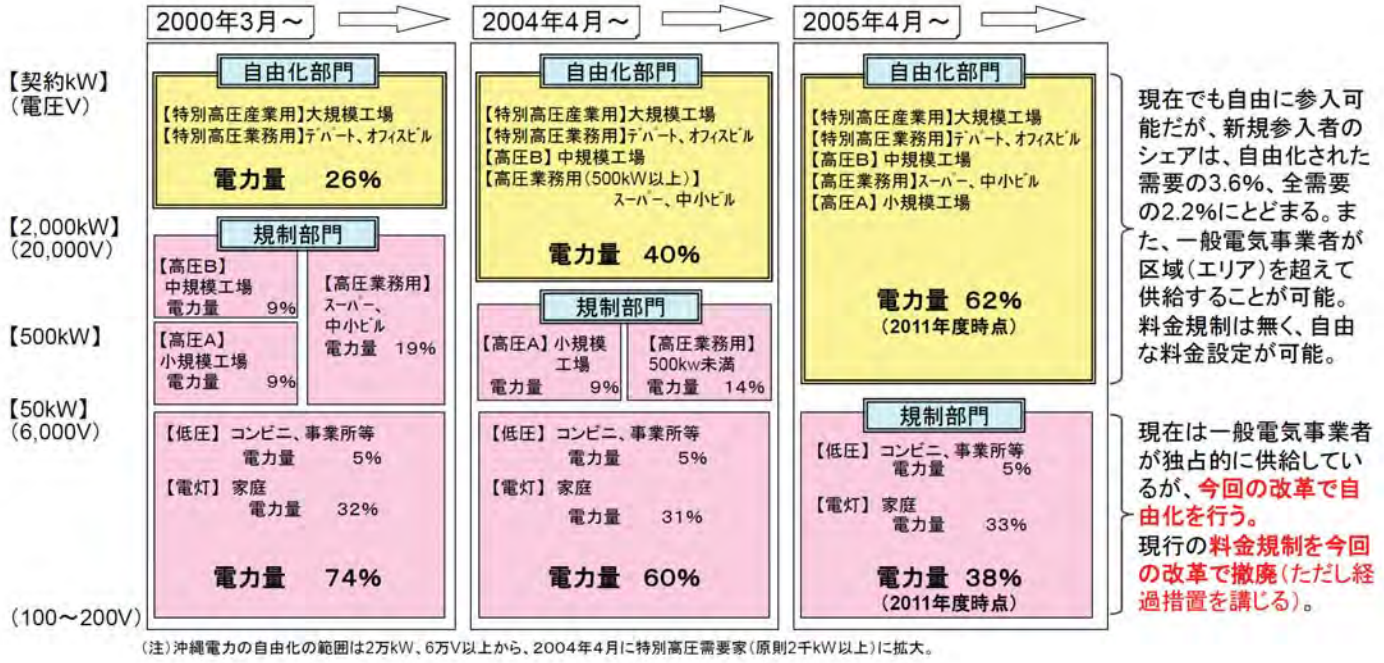

（注）沖縄電力の自由化の範囲は2万kW、6万V以上から、2004年4月に特別高圧需要家（原則2千kW以上）に拡大。

資料：資源エネルギー庁（平成25年4月23日総合資源エネルギー調査会総合部会第2回会合）



# （４）電力システム改革の概要③
# ～法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保～

○　既存の電力会社が運用している送配電網を、新規参入の再生可能エネルギー発電会社などが公平に利用できるよう、送配電部門の別会社化（法的分離）により、独立性を高める。
（備考）法的分離とは、送配電部門全体を別会社化する方式。民営電力会社の場合、持株会社の下で各部門をグループ化する方式や、発電・小売会社の下で送配電部門を子会社とする方式を採ることが想定される。
○　緊急時等における国、広域系統運用機関、事業者等の役割分担を明確化し、国が安定供給等のために必要な措置を講じる枠組みを構築する。

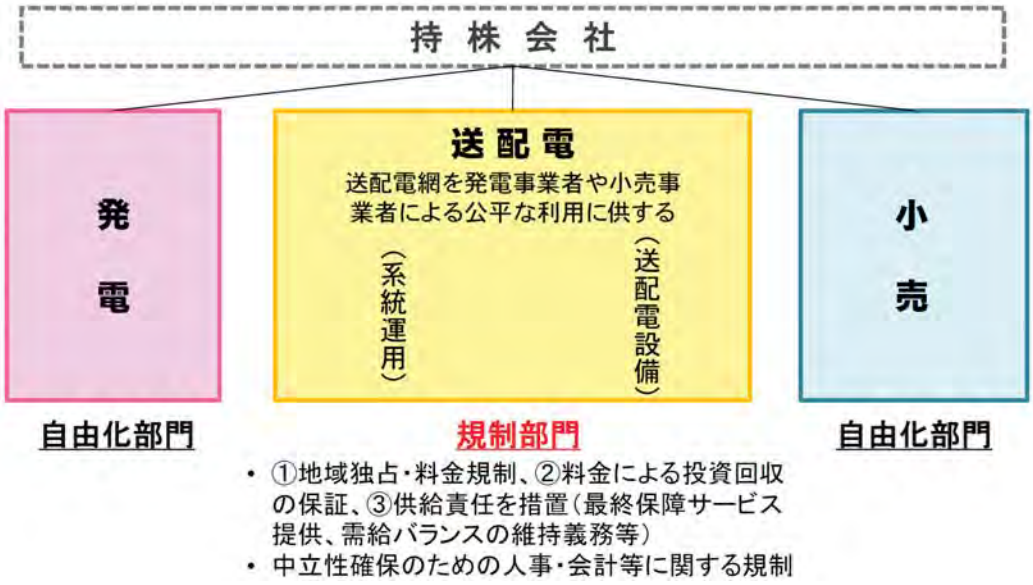

- ①地域独占・料金規制、②料金による投資回収の保証、③供給責任を措置（最終保障サービス提供、需給バランスの維持義務等）
- 中立性確保のための人事・会計等に関する規制

資料：資源エネルギー庁（平成25年4月23日総合資源エネルギー調査会総合部会第2回会合）

# （５）発電、送配電、小売の各事業者の改革後の姿

**A　発電事業者**
①発電所の建設
②燃料の調達
③発電所の運転
④小売事業者（又は自社の小売部門（注））への電気の販売

**B　送配電事業者**
- ①地域独占・料金規制、②料金による投資回収の保証、③供給責任を措置（最終保障サービス提供、需給バランスの維持義務等）
- 中立性確保のための人事・会計等に関する規制

①送配電網の建設・保守
②電力系統の運用（各発電所への指令や、送配電網の運用による安定的な電力の供給）
③メーターの設置、電力使用量の検針
④「最終保障サービス」や「離島への料金平準化措置」の提供

**C　小売事業者**
①顧客に販売する電力の調達
（発電事業者からの購入、又は、自社の発電部門からの調達（注））
②料金メニューの開発・提供
③顧客への営業、各種サービスの提供
④料金の徴収

（注）同一事業者が小売部門と発電部門の双方を持つ場合。

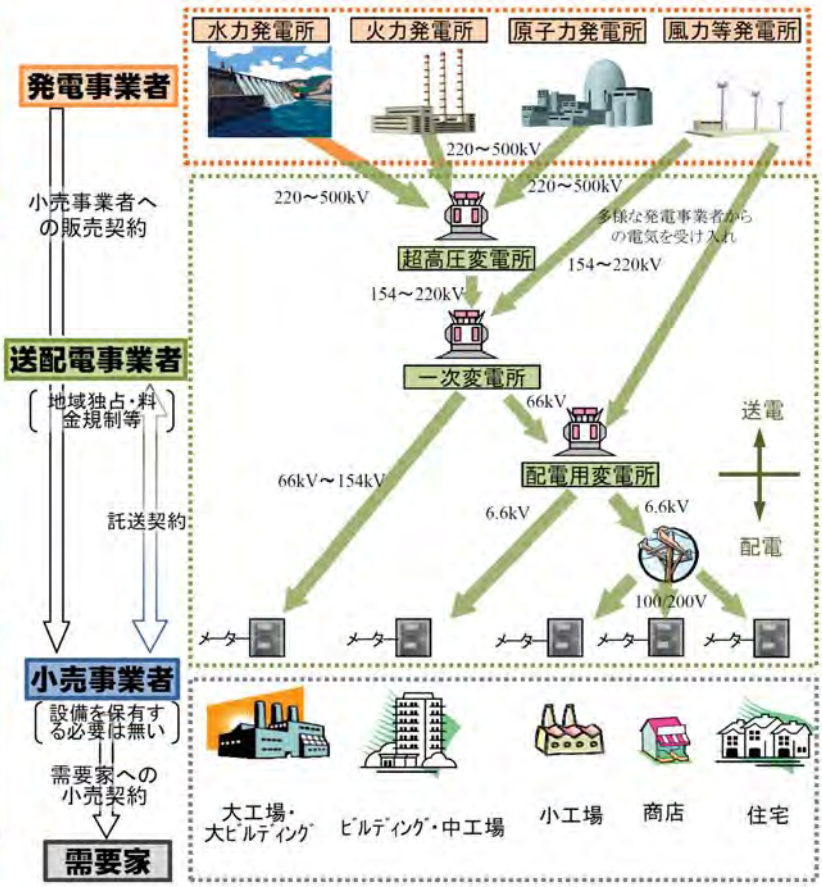


資料：資源エネルギー庁（平成25年4月23日総合資源エネルギー調査会総合部会第2回会合）



# （６）電力システム改革の行程と電気事業法改正スケジュール

（注１）送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要となる資金調達に支障を来さないようにする。
（注２）第３段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。
（注３）料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改正を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

**法改正の工程**

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。

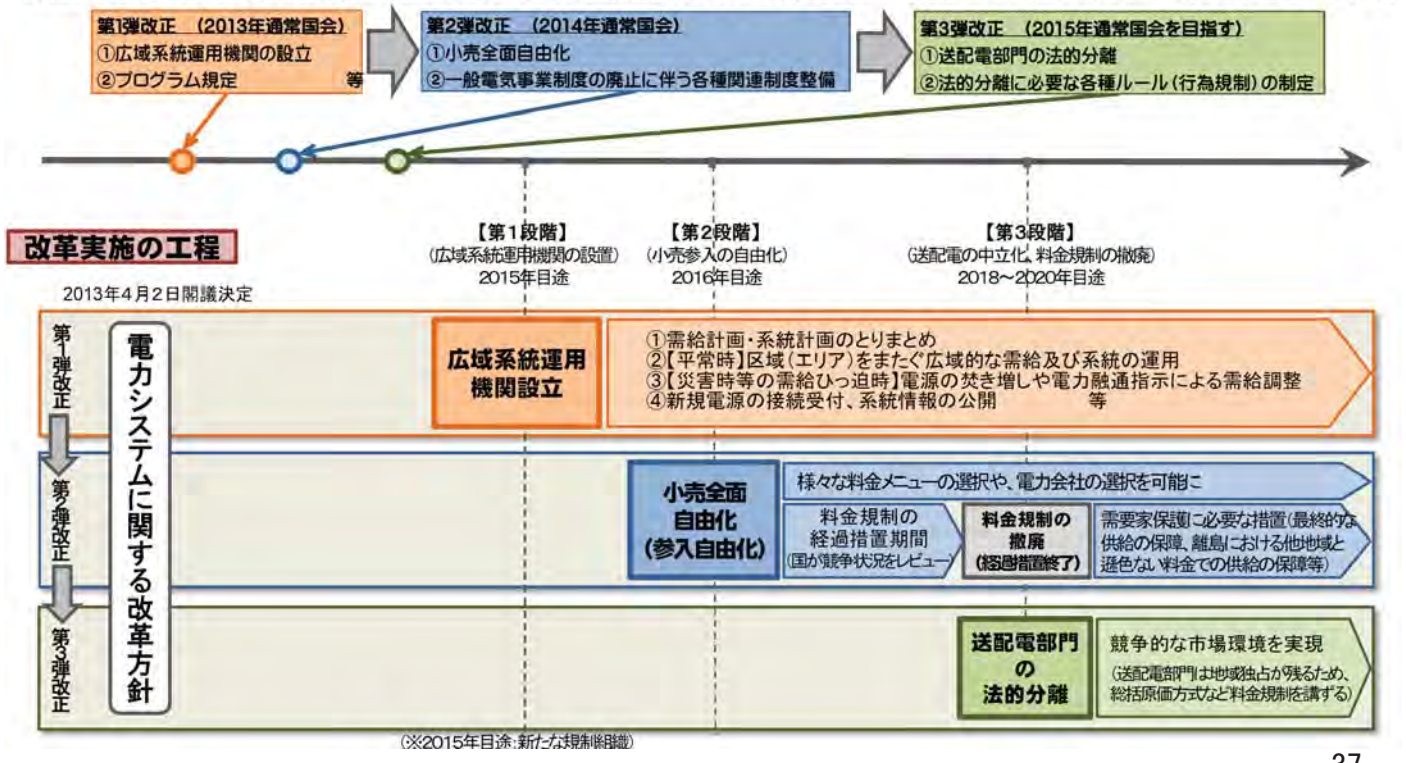


資料：資源エネルギー庁（平成25年4月23日総合資源エネルギー調査会総合部会第2回会合）

# 3. 政府における再生可能エネルギーの位置づけ



## （1）エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）（抜粋）

第３章　エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策
第３節　再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～

再生可能エネルギーについては、２０１３年から３年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進める。このため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設し、政府の司令塔機能を強化するとともに、関係省庁間の連携を促進する。こうした取組により、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする。

具体的な取組として、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後とも推進するとともに、高い発電コスト、出力の不安定性、立地制約といった課題に対応すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、大型蓄電池の開発・実証や送配電網の整備などの取組を積極的に進めていく。

＜中略＞

２．分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進

住宅や公共施設の屋根に容易に設置できる太陽光や、地域の多様な主体が中心となって設置する風力発電、小河川や農業用水などを活用した小規模水力、温泉
資源を活用した小規模地熱発電、地域に賦存する木質を始めとしたバイオマス、太陽熱・地中熱等の再生可能エネルギー熱等は、コスト低減に資する取組を進めることで、コスト面でもバランスのとれた分散型エネルギーとして重要な役割を果たす可能性がある。また、地域に密着したエネルギー源であることから、自治体を始め、地域が主体となって導入促進を図ることが重要であり、国民各層がエネルギー問題を自らのこととして捉える機会を創出するものである。

加えて、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし、地域活性化につながるものであるとともに、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものである。

このため、小規模な再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの構築を加速していくよう、個人や小規模事業者も参加しやすくするための支援を行っていく。また、２０１３年臨時国会において成立した農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）等の積極的な活用を図り、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を推し進める。

＜中略＞

第６節　市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

１．電力システム改革の断行

東京電力福島第一原子力発電所事故によって原子力利用が停滞して電力供給に不安を抱えるようになる中、地域を越えた広域的な系統運用、競争の促進による電気料金の最大限の抑制、分散型電源などの多様な電源の活用、需要家の多様なニーズに応じた多様で効率的なサービスの提供、それによる需要の変化に応じた効率的な供給等、柔軟性のある電力供給が強く求められたにも関わらず、地域ごとに独占事業者が集中管理する電力供給体制では十分に対応できないという、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになった。

こうした課題を抜本的に解決するため、「電力システムに関する改革方針」（２０１３年４月）において、広域系統運用の拡大、小売・発電の全面自由化及び法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を柱とする大胆な改革に取り組むことを閣議決定した。
こうした改革により、全国大での系統運用を可能として需給調整機能を強化し、電力の安定供給を確保するとともに、小売及び発電の全面自由化や電気の先物取引に係る制度の整備などによって、これまで小売の自由化を行った範囲の新規参入者のシェアが３，５％に留まるなど、競争的環境に程遠かった市場をより競争的なものとすることで、電気料金を最大限抑制する仕組みが働く構造を構築していく。さらに、送配電部門の中立性を法的にも担保しつつ、電力供給の基盤となる送配電網整備のための投資回収がより適切に行われるとともに、分散型電源の一層の活用が進みやすい環境を実現していくことで、柔軟性のある安定供給体制を確立していく。

このような大胆な改革について、三段階で順次制度改正を進め、これを２０１８年から２０２０年までを目途に完結することとしており、２０１３年臨時国会では、第一段階の電気事業法改正法案が成立したところである。さらに２０１４年通常国会に第二段階の同法改正法案を提出したところであり、第三段階の同法改正法案については、２０１５年通常国会に提出することを目指すものとしている。

## （２）再生可能エネルギー等関係閣僚会議について

**○再生可能エネルギー等関係閣僚会議の開催について**
**（平成26年4月11日閣議口頭了解事項）**

１．開催主旨

責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に、再生可能エネルギー等の推進に関する事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、再生可能エネルギー等関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

２．出席者

内閣官房長官
経済産業大臣
総務大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
経済再生担当大臣／内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

３．その他

会議は、内閣官房長官が主宰する。
会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

**○第１回再生可能エネルギー等関係閣僚会議における大臣等の御発言**

【日　時】平成26年４月11日（金）8:20～8:35

【場　所】官邸４Ｆ大会議室

【発言の概要】

（林農水大臣）

- 農山漁村は、土地、水、バイオマス等の資源が豊富に存在しており、再生可能エネルギーに活用することで、農山漁村の活性化を図りたい。
- このため、農山漁村再生可能エネルギー法の積極的な活用、バイオマス発電・小水力発電の促進、再生可能エネルギーの地産地消の中長期にわたる推進等に取り組んでいく。
- そのためには、電力システム改革や電力系統の強化等が必要であり、これを着実に進めていただきたい。



# 4. 農山漁村の再生可能エネルギー導入を促進するための措置

# （１）農山漁村再生可能エネルギー法の概要

○　平成25年11月に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が成立。平成26年５月１日に施行。
○　本法律では、市町村が、関係者と協議を行いつつ、再生可能エネルギーの導入に関する計画を作成。
○　これにより、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を進める枠組みを構築。

## １．基本理念

① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

## ２．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度

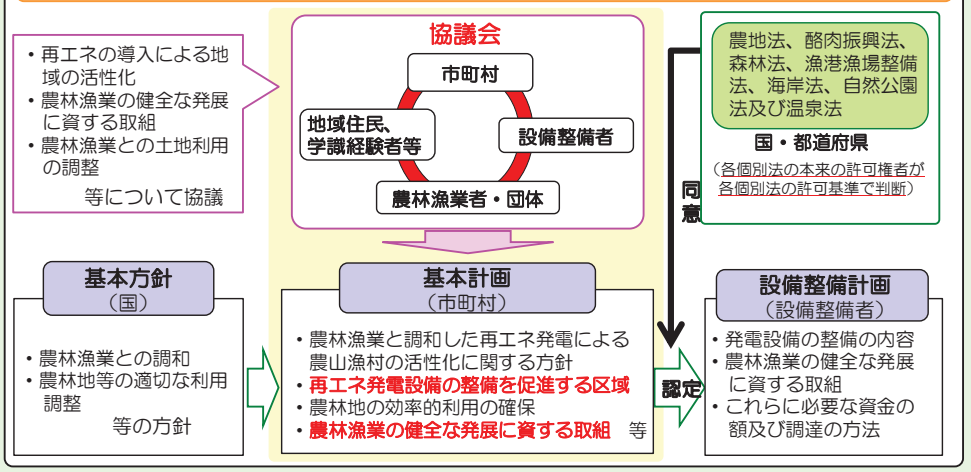


## ３．認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

（1）農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手続のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。

（2）再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

## ４．その他

①　国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
②　計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言



# ○　農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針の概要

### 第１　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

○　意義
・農山漁村における再エネ発電の取組を、地域の関係者の密接な連携の下、地域の経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、農山漁村の自律的発展を図っていくことが必要
・食料供給や国土保全等の農林漁業の有する機能の発揮に支障を来さないよう、農林地や漁港及びその周辺水域における農林漁業上の利用との適正な調整が必要
・被災地の復興の加速化に資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要
○　目標
・平成30年度において、再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

### 第２　農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

○　国による施策の総合的な推進
・基本計画作成促進のための各種施策の充実、協議会の設置・運営に対する助言等
・農地法、森林法、漁港漁場整備法等の個別法に関する知見の提供
・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電のモデル的事例の紹介
・エネルギー基本計画を踏まえた固定価格買取制度の適正な運用や送配電網の整備等
・木質バイオマス等の再エネ発電への利用の推進や小水力発電の普及
・電気や熱などの再エネの地産地消の推進
・地方農政局等（地方経済産業局、地方環境事務所と連携）に相談窓口を設置
・被災市町村の復興に資する取組の優先的取扱い　等
○　都道府県による施策の推進
・再エネ資源の賦存状況等に関する情報提供や技術的助言、支援措置の紹介　等

### 第３　農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

○　設備整備区域の設定は未利用地等を優先的に含めるものとし、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲であること
○　第１種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能（風力発電設備及び小水力発電設備については、一定の要件を満たす場合に限り、荒廃農地以外の第１種農地も含めることが可能）
○　林地を設備整備区域に含めようとする場合、保安林として指定されていない森林を優先的に用いるとともに、保安林の指定の目的に支障を及ぼさないようにすること
○　漁港又はその周辺水域を設備整備区域に含めようとする場合、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼさないようにすること　等

### 第４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

○　農林漁業の発展に真に必要な内容とするため、協議会の場等を通じ、関係農林漁業者やその組織する団体の意見を十分聴くとともに、取組内容や役割分担を具体的に定めること
○　具体的な取組の例示（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進）
○　上記以外の地域活性化に資する取組として、災害時の公共施設への電力供給　等

### 第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項

○　農林地所有権移転等促進事業
・農林地所有権移転等促進事業における意義の明確化（担い手への農地集約化等）
・土地の所有者が明確でない場合は、所有者の確認作業、不在地主との調整、地域の合意形成等に留意して、所有権移転等促進計画を定める必要　等
○　協議会
・構成員について、市町村、設備整備者、関係農林漁業者等のほか、
－設備整備区域に農用地を含めようとする場合、農業委員会
－バイオマス発電の場合、原料の供給を行う農林漁業者やその団体
－ファイナンスの実務的な知見を有する者等
・主な協議事項として、基本計画の規定事項のほか、
－農林漁業の健全な発展に資する取組に関する構成員の役割分担
－発電設備の撤去時における撤去費用の負担、土地の原状回復等
○　設備整備計画の認定
・農地法に基づく許可に関する行為が記載されている場合、あらかじめ、農業委員会の意見を聴取
・大臣等は通常の許可手続に要する時間を超えない範囲で同意の可否を決定
・市町村は、基本計画への適合性、必要な資金の確保、地権者の同意の取り付けの確認等により、設備整備計画の認定の是非を判断等
○　発電設備撤去に係る費用負担、土地等の原状回復等について設備整備計画に具体的に記載
○　発電設備を２以上の市町村にまたがって整備する場合の関係市町村の連携　等

### 第６　自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

○ 自然環境の保全との調和
○ 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和
○ 周辺住民の生活環境に対する配慮　等

# ○ 再エネ発電設備に係る農地転用の取扱いについて

**平成24年4月　閣議決定**

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

**平成25年1月　閣議決定**

「（規制改革について）既往の閣議決定事項を着実に推進」

⇨ 平成25年3月
支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置する場合の農地制度上の取扱いを通知で明確化

**平成25年6月　閣議決定**

「風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る 」

| 再エネ法関係（省令・基本方針） | 農地法関係（省令） |
|---|---|
| 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギー発電設備整備区域（「整備区域」）に、第1種農地を設定する場合の基準を規定（農用地区域には設定不可） | 左の整備区域内で農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画（事業者の計画）に従って整備される再生可能エネルギー発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加（これにより、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく国・県の同意が可能に） |
| ○再生可能エネルギー発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能<br>① 再生利用困難な荒廃農地（赤）<br>② 再生利用可能な荒廃農地（黄）のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地 | ○この場合、次のことが必要<br>① 整備区域について、農業上の土地利用調整（国・県との調整）が調ったものであること<br>② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会（関係農林漁業者等により構成）において協議が調ったものであること |
| ○なお、風力発電設備及び小水力発電設備に関しては、次の要件を満たす第1種農地について荒廃農地以外の農地（緑）も整備区域に含めることが可能<br>① 年間を通じて安定的に風が観測される場所又は農業用水等を用いて効率的に発電すると見込まれる場所であること<br>② 農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること | |

（参考）

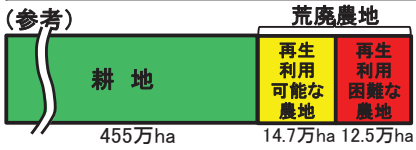

（風力、小水力の特徴）
・転用面積が点的
・立地場所が制約



（参考）

## 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

**農業振興地域制度**

**農業振興地域**（都道府県が指定）

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域

**農用地区域**
（市町村の農業振興地域整備計画で設定）
農業上の利用を図るべき土地の区域
（転用禁止）

**農振白地地域**

**農業振興地域外**

**農地転用許可制度**〈個別転用を規制〉

**許可権者**
4ha以下の農地転用：都道府県知事
（2～4haは農林水産大臣に協議）
4ha超の農地転用：農林水産大臣

不許可

Ⅰ 原則不許可
［第1種農地］
・集団農地
・土地改良事業対象農地　等

Ⅱ Ⅲに立地困難な場合に許可
［第2種農地］
・土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地　等

Ⅲ 原則許可
［第3種農地］
・市街地にある農地　等

市街化区域：届出制

［生産性の高い優良農地］

［小集団の未整備農地］

［　市街地近郊農地　］

［　市街地の農地　］

# （参考）営農継続型太陽光発電設備等について

○　支柱を立てて営農継続する太陽光パネル等の農地転用に係る取扱いについて、平成25年3月31日付けで通知を発出。

○　支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等については、次のように対応することとし、通知を発出。

①　支柱の基礎部分について、一時転用許可の対象とする。
　一時転用許可期間は３年間（問題がない場合には再許可可能）。

②　一時転用許可に当たり、周辺の営農上支障がないか等をチェック。

③　一時転用許可の条件として、年に１回の報告を義務付け、農産物生産等に支障が生じていないかをチェック（著しい支障がある場合には施設を撤去して復元することを義務付け）。

一本脚タイプ

屋根タイプ



# （２）農林漁業者の取組の促進に向けた主な支援　（主に平成27年度予算概算要求）

○　再生可能エネルギーの導入に当たっては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度で発電設備の整備費用が支援されている。
○　このほか、農林漁業者等による再生可能エネルギーの導入検討や、資金調達、発電以外のエネルギー利用の設備整備、農業水利施設で自家利用するための設備整備等の支援を実施。

| | 太陽光 | 風力 | 小水力 | バイオマス |
|---|---|---|---|---|
| ソフト | **農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業**<br>（農林漁業者等が行う事業構想から運転開始に至るまでの様々な手続や取組を支援） | | | |
| | | | **小水力等再生可能エネルギー導入推進事業**<br>（農業水利施設を活用した小水力等発電施設の整備に係る調査設計等を支援） | **地域バイオマス産業化推進事業**<br>（地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援）<br>**次世代施設園芸導入加速化支援事業**<br>（地域資源のエネルギー活用を活用した大規模な施設園芸団地の整備） |
| ハード | | | **かんがい排水事業**<br>**地域用水環境整備事業**<br>**集落基盤整備事業**<br>**農山漁村活性化プロジェクト支援交付金**<br>（農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備） | **森林整備加速化・林業再生事業【平成25年度補正】**<br>（木質バイオマスによる熱供給に係る施設整備や、発電施設整備に係る資金を融通）<br>**森林・林業再生基盤づくり交付金のうち木質バイオマス利用促進施設の整備**<br>（木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の整備を支援） |
| | **制度資金（スーパーＬ資金等）、農林漁業成長産業化ファンド**<br>（農林漁業者等による再生可能エネルギーの導入支援のための融資・出資） | | | |
| | **再生可能エネルギーの固定価格買取制度** | | | |
| 研究開発等 | | | | **新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大**<br>（木質バイオマスの利用拡大に向けたサポート体制の構築、技術開発等を支援） |

# 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

（平成27年度概算要求額）【226百万円】

～農林漁業者・団体が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します～

## 1．地域における活動への支援

【194百万円】

○　農林漁業者の方々が発電に取り組むときに必要となる事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

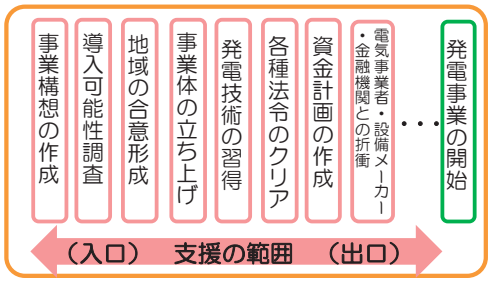


○　発電事業を行おうとする農林漁業者やその団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者が対象です。

○　上記支援の範囲の取組を１～４年の間で取り組んでいただきます。

○　売電収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組に活用する方の取組を優先して採択します。

※発電施設の整備（詳細設計を含む。）は、支援の対象となりません。
また、実証事業ではありません。

## 2．ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

【31百万円】

○　発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

# 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業　（平成27年度概算要求額）　【934百万円】

～農業水利施設の適正な維持管理を確保するため用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します～

**背景／課題**

1．農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
2．農業集落排水施設の老朽化や電気料金等維持管理費の増嵩が課題となっています。

### ◆小水力等発電導入推進のためのソフト支援

**小水力等発電の調査設計等への支援**　【538百万円】

■補助率：定額（基本設計は１／２以内）
■事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

・小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援します。

頭首工

農業用用水路

**土地改良区等技術力向上支援**　【220百万円】

■補助率：定額
■事業実施主体：協議会等

①土地改良区等の技術力向上のための研修
・発電施設導入・運営の主体となる土地改良区等の技術力向上のための調査設計、施設整備、運営管理等に関する研修会の取組を支援します。

②専門技術者派遣による現地指導
・専門家派遣による発電施設の整備・運営管理等の現地指導の取組を支援します。

研修会の開催

現地指導の実施

**目　標**

農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向け、平成28年度までに全国約1,000地点で導入可能性の検討を実施。

農業水利施設を活用した小水力発電

**関連事業**

### ◆小水力等発電導入のためのハード支援

- かんがい排水事業等の土地改良事業
- 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業・集落基盤整備事業
- 農山漁村活性化プロジェクト交付金のうち自然・資源活用施設

# 地域バイオマス産業化推進事業

（平成27年度概算要求額）【1,301百万円】

～地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、
環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援します～

## （1）地域バイオマス産業化支援事業　【26百万円】

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

### ①地域段階の取組　【26百万円のうち18百万円】

バイオマス産業都市の構築を目指す地域（市町村・企業連合等）による構想づくりを支援します。

### ②全国段階の取組　【26百万円のうち8百万円】

バイオマス産業都市等のネットワーク化と普及のための活動（データベース構築、連絡協議会、シンポジウムの開催等）を支援します。

## （2）地域バイオマス産業化整備事業　【1,275百万円】

バイオマス産業都市として選定された地域におけるプロジェクトの推進に必要な施設整備を支援します。

補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等

○　バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係７府省が共同で選定。

○本事業は、市町村や企業連合等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想実現に必要な地域のバイオマスを活用した産業化のための施設整備等の取組を支援。

※７府省：内閣府・総務省・文科省・農水省・経産省・国交省・環境省

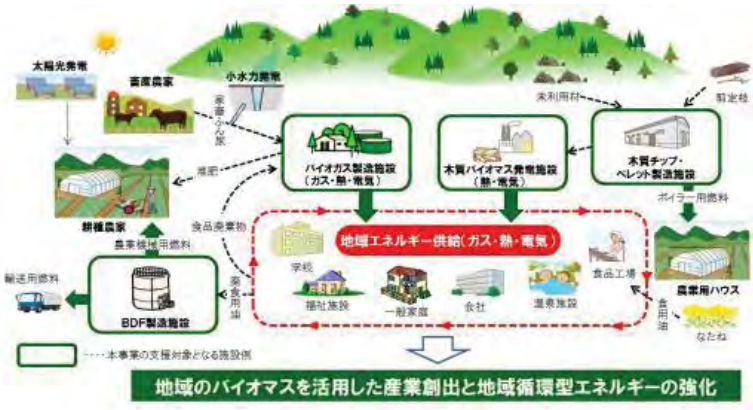




# 次世代施設園芸導入加速化支援事業

（平成27年度概算要求額）【6,291百万円の内数】

～先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製・出荷までを一気通貫して行うとともに、
地域資源を活用したエネルギーを活用する次世代施設園芸拠点の整備を進めます～

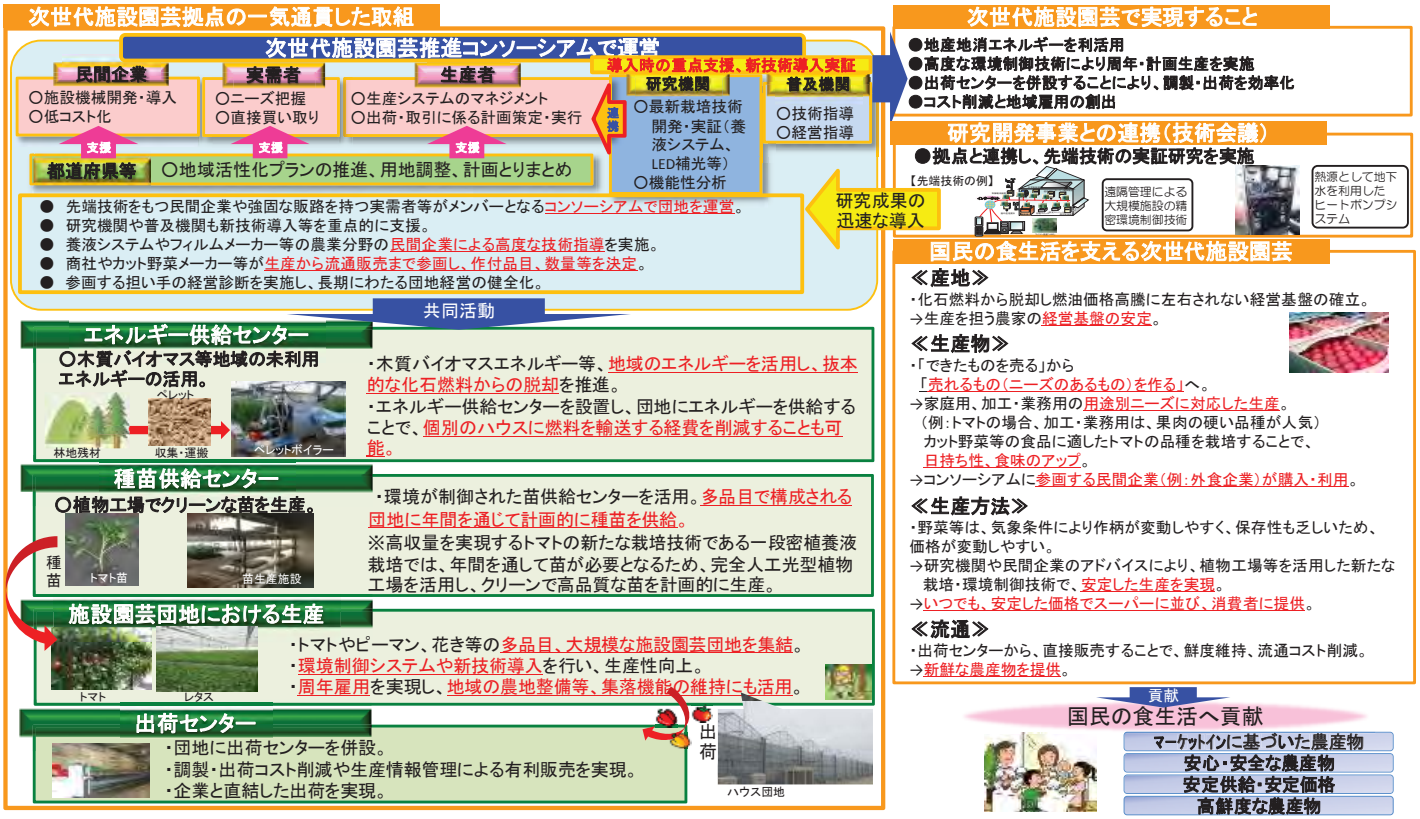

森林・林業再生基盤づくり交付金のうち

# 木質バイオマス利用促進施設の整備 （平成27年度概算要求額）【5,000百万円の内数】

～木質バイオマスの供給・利用を促進するための木質ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の整備を支援します～

## 1．未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備に対し支援します。

## 2．木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源をバイオマスエネルギー等として供給するために必要な施設等の整備に対し支援します。

## 3．木質バイオマスエネルギー利用施設整備

木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設等の整備に対し支援します。

○木質バイオマスの利活用に資する設備や施設等が対象

- 移動式チッパー、輸送用コンテナ等
- チップサイロ、木質チップ・ペレット製造施設等
- 木質バイオマスボイラ、燃料貯蔵庫等

移動式チッパー

チップサイロ

木質バイオマスボイラ

※ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

**政策目標**

木質バイオマス利用量

121万㎥（平成25年度）

↓

600万㎥（平成32年度）



新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち

# 木質バイオマスの利用拡大 （平成27年度概算要求額） 【3,066百万円の内数】

～地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用等の促進に向け、サポート体制の構築及び技術開発等を支援します～

## 1．木質バイオマスの利用促進のための支援体制構築

未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置、課題解決に必要な専門家の派遣及び欧州からの技術者の招聘によるセミナーの開催等に対し支援します。

## 2．新たな木質バイオマスの加工・利用システムの技術開発等

未利用間伐材等を原料とする、熱効率が高い新たな固形燃料や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良への取組に対し支援します。

### 背景

・林地残材等の木質バイオマスは毎年2,000万m³発生。これらを活用することは、山村地域や林業の活性化に貢献。
・木質バイオマス利活用の取り組みに関心をもつ関係者は多いものの、手順、方法、収支見通し、相談先等が分からないとするものが多く、また、乾燥・燃焼効率の向上など技術的に解決すべき課題が多い状況。
・このような諸課題を全面的に解決し、木質バイオマス利活用の取り組みを促進していくことが重要。

取り組むにあたって現地の関係者等の知見や助言

効率的な発電・熱供給システムの開発・改良

**全国的な相談・サポート体制の確立、調査等への支援**

・木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた全国的な窓口の設置、課題解決に必要な技術者の派遣等を支援し、サポート体制を確立
・木質バイオマス発電・熱供給・熱電供給推進のために必要な調査を支援

【補助率：定額】

**新たな加工・利用システムの技術開発等への支援**

・熱効率が高い新たな固形燃料や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良等を支援

【補助率：定額】

# 森林整備加速化・林業再生事業
## （林業成長産業総合対策事業）

（※平成25年度補正）　【53,945百万円の内数】

～林業・木材産業の成長産業化を実現するため、木質バイオマス利用施設等の整備の支援や木質バイオマス発電施設本体に対する資金融通による支援を行います～

（１）　未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備や、木質チップ・ペレットの木質燃料製造施設、木質ボイラー等の整備に対し支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

（２）　木質バイオマス発電施設本体に対する資金の融通による支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

木質バイオマスの供給・利用を促進するため、
○　木質バイオマスによる熱供給の取組については、木質ボイラー等の施設整備に対し補助
○　木質バイオマス発電の取組については、発電施設整備に係る資金を融通

### ①　木質バイオマス熱供給施設等関係

○　熱供給施設や、燃料調達に係る設備が対象

- 未利用間伐材等の収集・運搬機材
- 木質チップ、ペレット製造施設
- 木質ボイラー、木質ペレットボイラー

等の整備に対し支援（補助率：１／２）

### ②　木質バイオマス発電施設等関係

○　地域で連携して行う木質バイオマス発電の取組が対象

木質バイオマス発電所

⇔ 燃料を安定的に供給するための地域協議会

- 地域協議会に対し、協議会経費や燃料調達等に充当可能な資金を支援　（補助率：定額）
- 木質バイオマス発電施設の整備に対し、資金を融通



# 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業
（平成27年度概算要求額）【29百万円】

～農業用施設等での再生可能エネルギーの自家利用や営農継続型太陽光発電等の農山漁村における新たな再生可能エネルギーの取組について、農林漁業者の所得向上につなげるためのデータ収集や課題克服手法の検討を実施します～

## 農山漁村マイクログリッド構築支援調査事業【19百万円】

農林漁業者の電力生産コスト低減や収入機会の拡大のため、農林漁業者自らが発電した電気を、新電力に売りつつ、農業用施設等で自家利用する取組を構築するためのデータ収集、課題克服手法の検討等を実施。

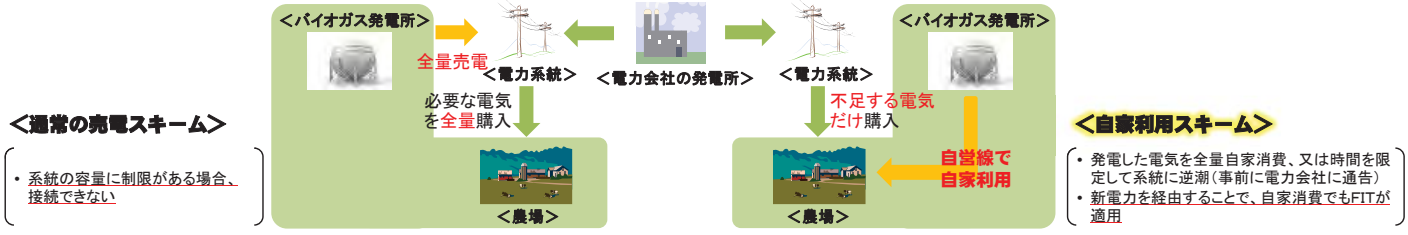


## 農山漁村再生可能エネルギー導入環境整備調査事業【10百万円】

営農継続型太陽光発電等の農山漁村における新たな再生可能エネルギーの取組について、農林漁業と調和のとれた導入を促すための方策の調査・分析を行い、農林漁業者が主体となって再生可能エネルギーに取り組む環境整備を進めることで、農家所得の向上に貢献。

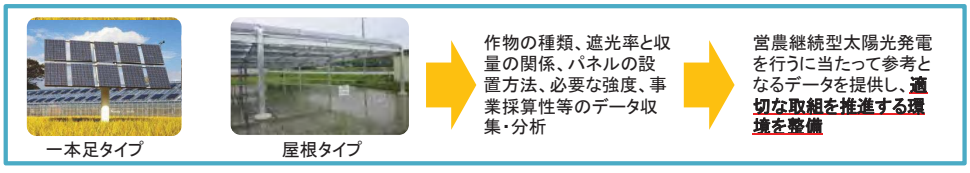


委託費
委託先：民間団体

# 5. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う事例



## 太陽光発電を活用した酪農経営による生乳のブランド化

牧場に設置された太陽光パネル

発電された電気は搾乳機、換気装置などに使用

### ＜概要＞

- 事業実施主体：浜中町農業協同組合（ＪＡ浜中町）
  （北海道厚岸郡（あっけしぐん）浜中町）
- 発 電 設 備 ：太陽光発電
  発電出力　　計1,050kW
  発電電力量　約121万kWh/年
- 建　設　費：７億2,500万円
- 運転開始時期：平成22年５月

### ＜特徴＞

- クリーンエネルギーを活用した酪農業の先駆けとなるべく、100戸余りの酪農家が太陽光発電設備を設置。
- 発電した電気は畜舎内で使用し、酪農家１戸当たりの電力経費を年間20万円程度削減。また、余剰分は売電。
- 太陽光を活用したエネルギーの地産地消とCO2の排出削減を実現。
- 太陽光発電を活用して生産した生乳を「エコ牛乳」としてアピール。生乳は高級アイスクリームの原材料等として供給されており、当該地域のブランドイメージ向上に寄与。

# 太陽光発電の売電収入を活用した農村集落の再生

住民主体による話し合い

住民主体による管理

山の斜面に設置された太陽光パネル

## ＜概要＞

- 事業実施主体：テイクエナジーコーポレーション（株）
  （熊本県菊池郡菊陽町）
- 事業実施場所：熊本県上益城郡山都町水増集落
- 発 電 設 備 ：太陽光発電（名称：水増ソーラーパーク）
  発電出力　2,000kW
  発電電力量　250万kWh/年（見込）
- 建　設　費：５億5,850万円
- 運転開始時期：平成26年２月

## ＜特徴＞

- 集落の住民が管理していた土地を有効利用するため、県のメガソーラー候補地の募集へ登録。
- 応募者の中から唯一、地域再生の提案を行ったテイクエナジーコーポレーション（株）の誘致を集落側が主体的に決定。
- 年間約500万円の借地料に加え、売電収入の約５%の500万円／年を地域に還元。水増集落の管理組合とマーケティング包括協定協働プロジェクトを締結し、棚田米のブランド化や加工品の開発を行うとともに、ソーラーパネルの管理組合のスタッフを地元で雇用（常勤１名、非常勤18名）し、地域の活性化を図っている。
- これらを呼び水として子供たちが帰ってくる集落となり、農村集落の再生モデルとなることを期待。売電期間終了後は、発電施設を集落に譲渡し、地産地消エネルギーとして活用予定。



# 風力発電と田園風景との調和による農産物直売所の集客増加

水田地帯に設置された風車

地元の農産物や加工品を販売する施設

## ＜概要＞

- 事業実施主体：山形県庄内町、(株)たちかわ風力発電研究所、(株)立川ＣＳセンター
  （山形県庄内町）
- 発 電 設 備 ：風力発電
  発電出力　計6,200kW（８基）
  発電電力量　計1,250万kWh/年
- 建　設　費：約16億円
- 運転開始時期：平成８年１月～平成15年２月

## ＜特徴＞

- 最上川に沿って吹き抜ける強風を逆に利用する発想から、風力発電事業を開始。
- 平成８年に４００kWの風車２基を設置したのを皮切りに、現在８基の風車が稼働。
- 庄内米の穀倉地帯である最上川流域に広がる水田の間を縫って風車を設置。
- 景観的にも風車が田園風景に変化を与えるモニュメントとなったことから、平成13年に「風車市場」と名付けた直売所を設置。
- 直売所には、風車を一望できるスペースが設けられ、観光客の立寄りが増加。特産品のＰＲや売上げ増が期待。

# 風力発電の売電益による間伐の推進

高原に設置された風車

木質チップ工場

## ＜概要＞

・　事業実施主体：高知県高岡郡棒原町（たかおかぐんゆすはらちょう）
（高知県高岡郡棒原町）
・　発 電 設 備　：風力発電
発電出力　　600kW×２基
発電電力量　296万kWh/年
・　建　　設　　費：４億4,500万円
・　運転開始時期：平成11年12月

## ＜特徴＞

・　林野率91%。町北部のカルスト高原は風況がよく(7.2m/s)、水資源も豊富。
・　風車で発電した電気は全量売電し、町の環境基金へ積み立て。
（売電収入は、固定価格買取制度認定前：約3,500万円/年 → 認定後：約6,000万円/年）
・　基金積立金により、平成13～22年度までは間伐交付金として10万円／haを森林所有者に交付。現在は、ペレット向け間伐材の搬出費用として2,400円/ｍ$^3$を補助。
(間伐対象森林9,000haのうち、6,409ha(71%)の間伐が完了。)
・　このほか、公共施設の屋根を利用した太陽光発電(出力計443kW)、檮原川の有効落差６ｍを利用した小水力発電(出力53kW)等、地域資源をエネルギー生産に活用。
・　町の累次の「総合振興計画」において、持続可能な地域づくり、町民の暮らしと自然が共生できる循環型社会を目指すとの理念を一貫して明示し、町民へも浸透。



# 小水力発電による土地改良区の維持管理費負担の軽減

水力発電施設の外観と水車

発電機設置前の水路

設置工事の様子

## ＜概要＞

・　事業実施主体：那須野ヶ原土地改良区連合
（栃木県那須塩原市（なすしおばらし））
・　発 電 設 備　：小水力発電
発電出力　　計1,000kW
発電電力量　計570万kWh/年

| | | |
|---|---|---|
| 那須野ヶ原 | (発電出力 340kW | 運転開始時期：平成４年６月) |
| 百村（ももむら）第一・第二 | (発電出力 30kW・ 90kW | 運転開始時期：平成18年３月) |
| 蟇沼（ひきぬま）第一・第二 | (発電出力 360kW・180kW | 運転開始時期：平成21年２月) |

・　建　　設　　費：11億７千万円

## ＜特徴＞

・　那須野ヶ原発電所は、国営土地改良事業として全国で初めて計画設置されたもの。その後、順次増設され、現在は７基が稼働。
・　発電した電気は土地改良施設へ供給するとともに余剰分を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当。
・　固定価格買取制度により売電価格が上昇し、農家からの賦課金の低減に貢献（具体的には、農家の賦課金が5,000円／10a(平成５年)から2,000円／10a(平成25年)に軽減）。
・　平成25年４月からは、赤田調整池周辺の土地を利用した出力400kWの太陽光発電設備が稼働。
・　平成17年度第７回日本水大賞(農林水産大臣賞)受賞他。

# 小水力発電を活用した農産物加工品の開発

上掛け型水車

らせん型水車

農産物加工品→

## ＜概要＞

- 事業実施主体：石徹白（いとしろ）地区地域づくり協議会
  （岐阜県郡上（ぐじょう）市）
- 発電設備：小水力発電
  発電出力　2.2kW（上掛け型）
  0.8kW（らせん型）
  発電電力量 1.3万kWh/年
- 建設費：900万円
- 運転開始時期：平成20年１月

## ＜特徴＞

- 岐阜県郡上市の石徹白地区は、地域の高齢化、過疎化による人口減少が深刻化したことから、地域活性化を図るため、地元の有志が設立したＮＰＯにより小水力発電を導入。
- 休眠していた農産物加工施設に、小水力発電による電力を供給し、地元特産品である糖度の高いトウモロコシの規格外品を乾燥・粉末にしてケーキ等の新商品を開発・販売する６次産業化の取組を地元女性グループが実施。
- 小水力発電の導入により、マスコミ等、全国から多数の視察があり、石徹白の知名度の向上に大きく貢献。
- 平成26年4月に農業水利施設の維持管理を行う農協を設立。今後、小水力発電設備（最大出力91kW）を新設し（平成28年度運転開始予定）、その売電収入を農業研修・共同利用施設の設置・農業経営など、農村振興のために活用する予定。



# 未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興

発電施設の外観

未利用材をチッパーに運搬

未利用材のチップ

## ＜概要＞

- 事業実施主体：（株）グリーン発電会津
  （福島県会津若松（あいづわかまつ）市）
- 発電設備：木質バイオマス発電
  発電出力　5,700kW
  発電電力量　約4,134万kWh/年
- 燃料：木質バイオマス（約７割が未利用間伐材）
  約６万トン/年
- 建設費：20億円
- 運転開始時期：平成24年７月

## ＜特徴＞

- 地域の未利用材（特に間伐材）を有効活用するため、同発電所を建設。
- 会津流域林業活性化センター※の協力により、周辺の山林から発生する未利用材を集荷・チップ化する燃料供給体制を構築。
- 山林未利用材の流通により、山主や林業事業者、森林組合へ利益を還元。
- 発電事業において地元に新規雇用（18人）を創出。
- 立地条件（原料確保の容易性、特別高圧線までの距離、水の確保、交通アクセス等）に合致する土地を取得。

※「会津流域林業活性化センター」は、国、県、市町村、森林組合、木材製材協同組合及び素材生産業者などにより構成。森林整備の促進と地域材の生産・加工・流通に至るまでの一体的な支援のための連絡調整などに取り組んでいる。

# 山林未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興

発電施設の外観

## ＜概要＞

- 事業実施主体：（株）グリーン発電大分
  （大分県日田市）
- 発 電 設 備 ：木質バイオマス発電
  発電出力　　5,700kW
  発電電力量　約4,500万kWh/年（約10,000世帯分）
- 燃　　料：木質バイオマス（山林未利用材）
  約７万トン/年（見込み）
- 建　設　費：約21億円
- 運転開始時期：平成25年11月

燃料となる山林未利用材

燃料チップ

## ＜特徴＞

- 地域の山林未利用材を有効活用するため、同発電所を建設。
- 平成19年11月に、森林組合、素材業者、運搬業者の18社で構成される「日田木質資源有効利用協議会」を立上げ、集荷計画、供給協定、原材料の確保、現場研修等を実施。
- 同協議会から原料（間伐材、林地残材等）を購入。１日230トンを原料として発電を行い、得られた電気のうち5,000kW分を売電。
- 不純物の含まれている建築廃材を使わないことで、燃料を燃やした後の灰を肥料等として販売することが可能。
- 発電所と燃料化施設の運営のため、地元に新規雇用（22人）を創出。
- 今後は、プラントの隣接地にハウスを建て、廃余熱を利用した農業（花卉栽培等）を検討。



# 家畜排せつ物を利用したバイオガス発電による環境対策

バイオガス発電施設の外観

フリーストール牛舎

## ＜概要＞

- 事業実施主体：農事組合法人サンエイ牧場（ひろおぐんたいきちょう）
  （北海道広尾郡大樹町）
- 発 電 設 備 ：バイオガス発電
  発電出力　　300kW（150kW×２基）
  発電電力量　183万kWh/年（予定）
  （熱出力358kW（179kW×２基））
- 燃　　料：乳牛の排せつ物
  （メタン発酵させて発電）
  103m³/日（成牛約1,400頭分）
- 建　設　費：約３億６千万円
- 運転開始時期：平成25年１月

## ＜特徴＞

- 酪農の臭気対策を目的にプラントを建設。地元の農機具メーカー等が、既存のロードヒーティング技術の応用を始め、自社で発案・工夫した発酵槽等の設備を設計・整備することにより、バイオガスプラントの高コスト構造を打破。
- 消化液は自家畑に散布。将来的には販売も。
- プラントの建設資金は、酪農経営に必要不可欠な家畜排せつ物処理施設として、既存のスーパーＬ資金（認定農業者用の融資）により調達（補助金なし）

# 食品廃棄物を活用したバイオガス・コージェネレーション発電

バイオガス・コージェネレーション施設

## ＜概要＞

- 事業実施主体：株式会社　開成
  （新潟県村上市）
- 発 電 設 備 ：バイオガス・コージェネレーション発電
  発電出力　　25kW
  発電電力量　21万kWh/年
- 燃　　料：温泉宿及び食料品店等からの食品廃棄物
  （メタン発酵させて発電）
  4.9トン/日
- 建　設　費：約３億円（温室ハウス、加温設備等を含む）
- 運転開始時期：平成24年11月（発電設備）
  （メタン発酵プラントは平成24年５月に本格稼働）

バイオマス熱を利用してパッションフルーツを加温栽培

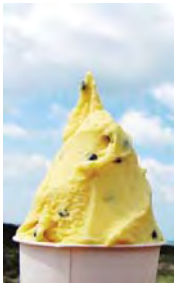

ジェラートに加工し販売

## ＜特徴＞

- 農業者が主導する地域資源循環型のビジネスモデルの構築を目指して、事業者の敷地内にバイオガス・コージェネレーション発電設備を設置。
- 発電した電力は、電力会社に全量売電。併せて創出されたバイオマス熱は、パッションフルーツの栽培ハウスの暖房に活用。
- 生産されたパッションフルーツは、品質の高さを評価され、東京の高級果物専門店等で販売するほか、隣接する直売所でジェラート等に加工して観光客向けに販売。
- 発電の際に生じた消化液は、近隣の農地に散布し、液肥として有効活用。

平成26年11月5日
総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会（第6回） 資料

# 農山漁村活性化の観点からみた固定価格買取制度への意見

平成26年11月5日

農林水産省



## 1．地域活性化に資する固定価格買取制度

○ 再生可能エネルギー特措法では、再生可能エネルギーによる地域の活性化を目的としている。
○ 我が国の国土の大宗を占める農山漁村は、バイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギーの取組は、農山漁村に新たな所得機会を生み出す可能性。
○ 再生可能エネルギーに対する国民理解を深めるためには、国民負担の考慮は重要であるが、再生可能エネルギーによる地域活性化を図り、国民がその恩恵を実感できるようにすることも重要。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（抜粋）
（目的）
第一条　この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

**国土構成から見た再生可能エネルギーの導入のあり方**

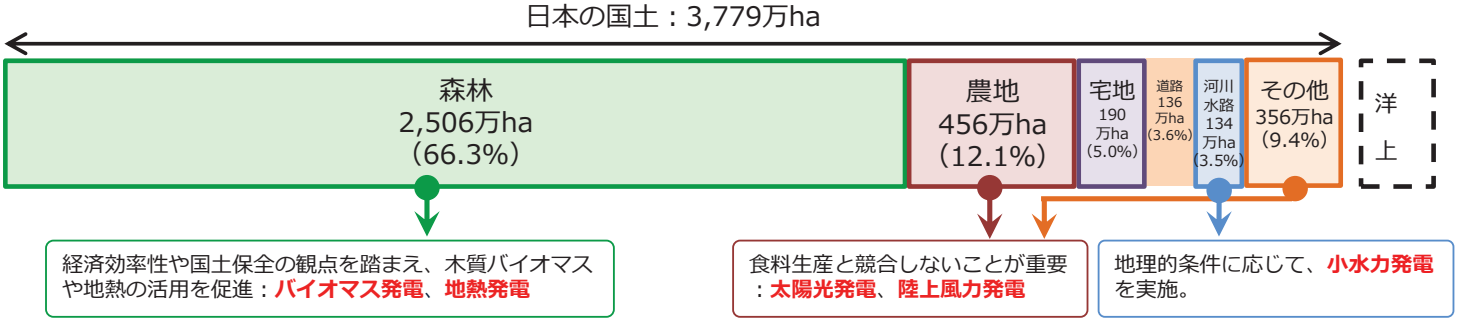


（資料）国土交通省「平成24年度土地に関する動向」を基に作成

# 2．再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化

○　再生可能エネルギー発電による売電収入のうち、地域が主体的に参画しなければ、自ずと地域へ支払われるものは土地の賃借料や固定資産税等一部にとどまる。
○　農山漁村に豊富に存在する資源を、地域主導で再生可能エネルギーに活用することで、農山漁村に新たな価値を創出し、地域内経済の循環を図るとともに、そこで発生するメリットを農林漁業の発展につなげることにより、農山漁村の活性化を図ることが重要。

## 利益還元のイメージ

**売電収入**

所得

**支出**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 各電源共通 | 資本費 | 発電設備建設費 | 地元企業（施工業者、メンテナンス請負業者、地域金融機関等）の事業への参画により、地域経済への波及効果も期待。 |
| | | 接続費用 | |
| | | 設備の廃棄費用 | |
| | 運転維持費 | 人件費 | |
| | | 修繕費 | |
| | | 土地の賃借料 | 地権者へ |
| | | 諸費（損害保険料など） | |
| | | 一般管理費 | |
| | 租税 | 固定資産税等 | 市町村へ |
| 電源特有の費用 | バイオマス | 燃料費 | 森林組合等のバイオマス供給者へ（地域の未利用木材の場合） |

地域の主体が参画することで、地域の新たな所得獲得の機会となり得る。また、地域外の資本が参入する場合でも、売電利益の活用により、地域活性化につながる可能性。

※支出は代表的なものを例示

## 発電設備の設置主体

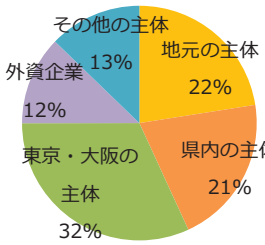


（資料）
経済産業省「工場立地動向調査（平成24年、平成25年）」を基に太陽光発電について農林水産省で分析。
設置主体について、分類の定義は以下のとおり。
地元の主体：太陽光発電設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
県内の主体：太陽光発電設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。
東京・大阪の主体：設置主体の本社所在地が東京都・大阪府のもの（県内企業、地元企業を除く）
外資企業：外資比率50%超の企業。

## 農山漁村地域内経済循環のイメージ

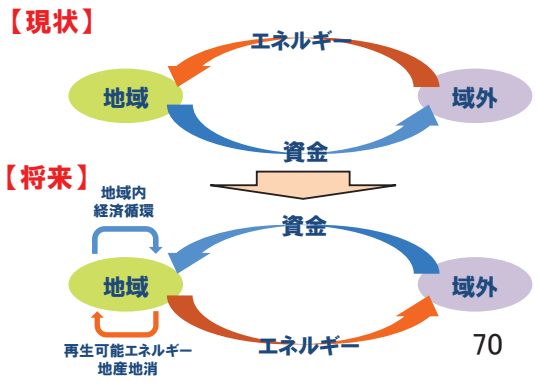


70

# 3．農山漁村再生可能エネルギー法の施行

○　平成25年11月に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が成立。平成26年５月１日に施行。
○　本法律では、市町村が、関係者と協議を行いつつ、再生可能エネルギーの導入に関する計画を作成。
○　これにより、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を進める枠組みを構築。

## 1．基本理念

① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

## 2．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度

・再エネの導入による地域の活性化
・農林漁業の健全な発展に資する取組
・農林漁業との土地利用の調整
等について協議

**協議会**
市町村
地域住民、学識経験者等
設備整備者
農林漁業者・団体

**基本方針**（国）
・農林漁業との調和
・農林地等の適切な利用調整
等の方針

**基本計画**（市町村）
・農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針
・**再エネ発電設備の整備を促進する区域**
・農林地の効率的利用の確保
・**農林漁業の健全な発展に資する取組**　等

同意

農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法

**国・都道府県**
（各個別法の本来の許可権者が各個別法の許可基準で判断）

認定

**設備整備計画**（設備整備者）
・発電設備の整備の内容
・農林漁業の健全な発展に資する取組
・これらに必要な資金の額及び調達の方法

## 3．認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

（1）農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手続のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。

（2）再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

## 4．その他

① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

71

# 4．電力会社の回答保留による現場への影響

○　今般の電力会社の回答保留により、地域活性化を目的に計画を進めてきた各地の再生可能エネルギーの取組が停滞。
○　回答保留が長引けば、地域で高まる再生可能エネルギー導入への関心が抑圧されるのみならず、固定価格買取制度に対する信頼を大きく損なう恐れ。特に、小水力発電やバイオマス発電等は、多くの関係者意見の取りまとめなどで一定の調整時間が必要であり、地域の関心の低下は大きな問題。
○　農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組等、地方自治体等が中心となった農山漁村の活性化を目的とした取組の取扱いについて、系統接続のルール等の検討が必要ではないか。

## 農林水産省が把握している現場の事例

| | |
|---|---|
| 小水力 | 農業用水路等の維持管理費に充当するため、農業用水を活用した小水力発電を計画し、３年程度かけて発電ポテンシャルの調査や水利権の調整等を実施。事業には地元農家約4,000名から同意を得て着手。施設設計が終わり、ＦＩＴの申請に当たって発電設備の構造図や配線図、発電設備の内容を証する書類の添付が求められるため、既に工事の入札公告を行ったところであったが、電力会社による回答保留となり、事業進捗の見通しが立たない状況。 |
| 木質バイオマス | 未利用間伐材等の有効活用を進め、雇用の創出や林業活性化を図るため、平成26年９月に木質バイオマス発電所の建設に着手。これまで燃料供給体制や発電設備の規模等について森林組合や関係自治体と事業の調整を進めてきたところであったが、電力会社による回答保留となり、発電所に燃料を供給するためのチップ工場の新設や、チッパー等の設備導入の見通しが立たず、発電事業者のみならず林業や木材産業関係者にも影響を及ぼしている（集材範囲は、5,000kW級発電設備の場合、半径50km程度必要）。 |
| 太陽光 | 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成に向けて、地方自治体が主導して、事業の実施主体は地元住民とし、売電収入の一部を活用して農業後継者の育成を行うなど、売電収入を活用して地域活性化を図ることを計画。<br>２カ年で計画を作成しているところであったが、電力会社の回答保留となり、自治体として、地域住民や地権者への発電事業の説明を行うことが困難となり、発電事業に向けて取り組み始めた調査や検討を中断せざるを得ない状況。今後、検討の中断が長引き、地域の取組に対する関心が低下することを懸念しているところ。 |



# 5．小水力発電、バイオマス発電等の安定電源への配慮の必要性

○　小水力発電やバイオマス発電は、電力系統への負担が小さい安定電源であり、電力系統の最大限の活用につながる一方、設置までの期間が長いこと等から、優先的な系統への接続のルール等の検討が必要ではないか。
○　現在の再生可能エネルギー特措法等において、バイオマス発電の優先給電については明確に位置づけられていないが、出力変動が小さく稼働率が高い再エネであることから、バイオマス発電の扱いについて検討が必要ではないか。

## 小水力発電やバイオマス発電等の特徴

①　出力変動が小さく、稼働率が高い安定電源であること
②　発電設備がオーダーメードであり、ＦＩＴの申請に当たって、あらかじめ発電設備を発注する必要があること
③　事業計画から運転開始までに必要な調整や法令手続が多く、リードタイムが長いこと
④　水やバイオマスといった資源が賦存する場所に立地が制限され、連系ができない場合に代わりに他の地域で事業を行うことは困難であること
⑤　周辺設備と一体的に整備する必要があり、発電ができなくなった場合、その他の地域産業にも影響があること

## 他の電源と比べたバイオマス発電のコスト、安定性、リードタイム

| 電源 | コスト（調達価格（円/kWh）） | 安定性（稼働率） | 計画から稼働までの期間 |
|---|---|---|---|
| 木質バイオマス | 未利用木材　32円 | 80% | 約３～４年 |
| | 一般木材等　24円 | | |
| | リサイクル木材　13円 | | |
| バイオガス | 39円 | 90% | 約２～３年 |
| 小水力 | ～200ｋW　34円 | 60% | 約２～３年 |
| 地熱 | ～15,000ｋW　40円 | 80% | 約９～13年 |
| 太陽光 | 10kW～　32円 | 13%（自然変動） | 約１年 |
| 風力 | 20kW～　22円 | 20%（自然変動） | 約４～５年 |

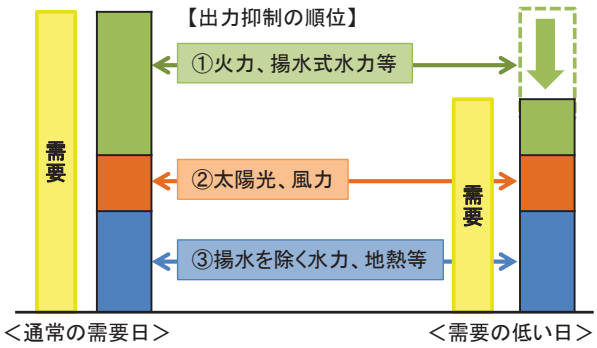

# 6．小規模木質バイオマス発電の支援の必要性

○ 木質バイオマス発電は、雇用の創出に加え、未利用間伐材等の利用による森林整備の促進といった地域活性化効果が大きく、資源の最大限の活用のため、小規模木質バイオマス発電の推進が必要。
○ 調達価格等算定委員会においても、小規模木質バイオマス発電の調達価格の別区分化について、検討を行うこととされている。
○ 農林水産省としても、調達価格の別区分化の検討と併せ、燃料となる木材の安定的・効率的な供給や技術開発等を進め、関係省庁と連携を図りながら、木質バイオマス発電の更なる推進を図る考え。

## 木質バイオマス発電の集材範囲の競合のイメージ

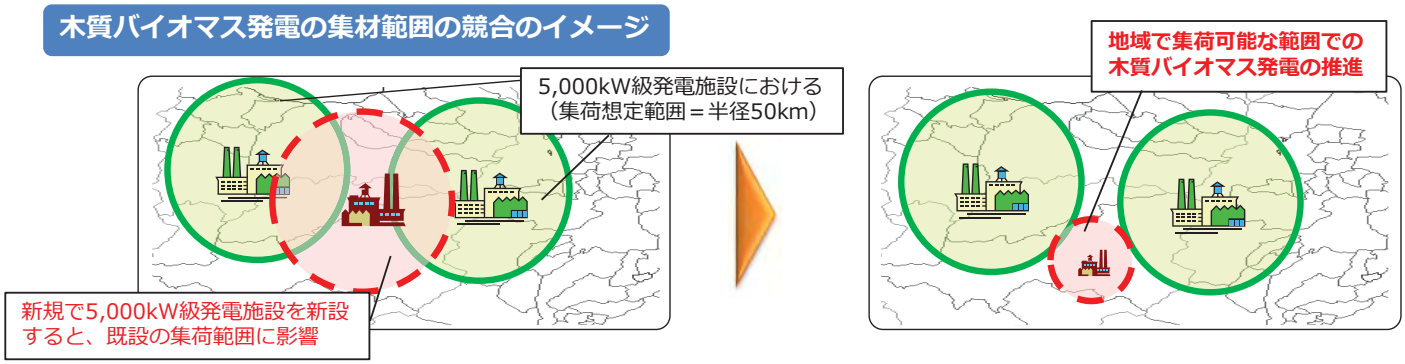


## 小規模木質バイオマス発電の推進施策

| 主な課題 | 主な施策 |
|---|---|
| 燃料となる木材の安定的かつ効率的な供給 | 地域の実情に応じた路網整備、高性能林業機械の導入、森林施業の集約化の加速化等による木材の安定的・効率的な供給体制の構築 |
| より低コストな小規模発電技術の開発、安定的な稼働を確保するための技術の普及等 | エネルギー変換効率の高い技術等の開発、相談窓口の設置、専門家の現地派遣等 |



# 7．固定価格買取制度と各種法令に係る事前調整の必要性

○ 発電事業者は、場所の選定に当たって、再生可能エネルギー発電事業ができる土地であるか等について、地方自治体等と事前調整を行うことが適当であるが、価格決定を急ぎ、事前調整が行われていないことがある。また、地方自治体等は、許可申請が行われるまで、当該土地で発電事業の計画が進んでいることを把握するすべがない。その結果、
① 農地転用の許可ができない優良農地である等法令の基準を満たさないにもかかわらず、事業者が設備認定を「事業の許可」と受け止め、許可権者に対して許可を行うよう強く求めたり、許可を受けずに設備を設置する事例が発生。
② 借地で営農している農業者がいるにもかかわらず、事業者が所有者に有利な条件を提示して設備認定を受け、発電事業を進めている事例も発生。
○ 今後、関係省庁間における連携を図り、事業者と地方自治体等の許可権者との事前調整を促す必要。
○ なお、事前調整を進める手段として、市町村が関係者と協議しつつ計画する農山漁村再生可能エネルギー法による取組の推進も有効。

## ＦＩＴと土地に関する許可の手続フロー（イメージ）

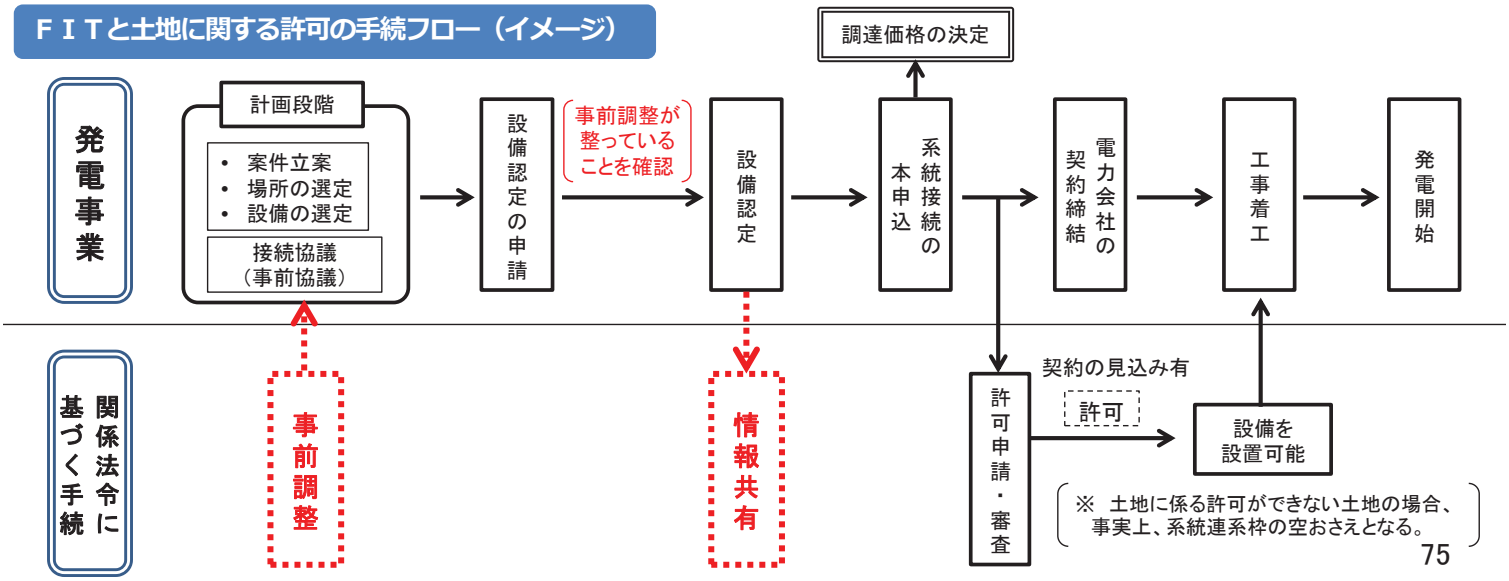

# 8．まとめ

○　再生可能エネルギーは、農山漁村に広く分布する資源を活用するエネルギーであり、その推進に当たっては、地域の理解・協力が不可欠。
○　そのためには、地域の創意・工夫を活かすことができる固定価格買取制度とし、再生可能エネルギーを地域活性化につなげ、国民がその恩恵を実感できるようにしていくことが重要。
○　農林水産省としても、関係省庁との連携を密にしながら、再生可能エネルギーを農山漁村活性化の切り札として積極的に推進してまいりたい。

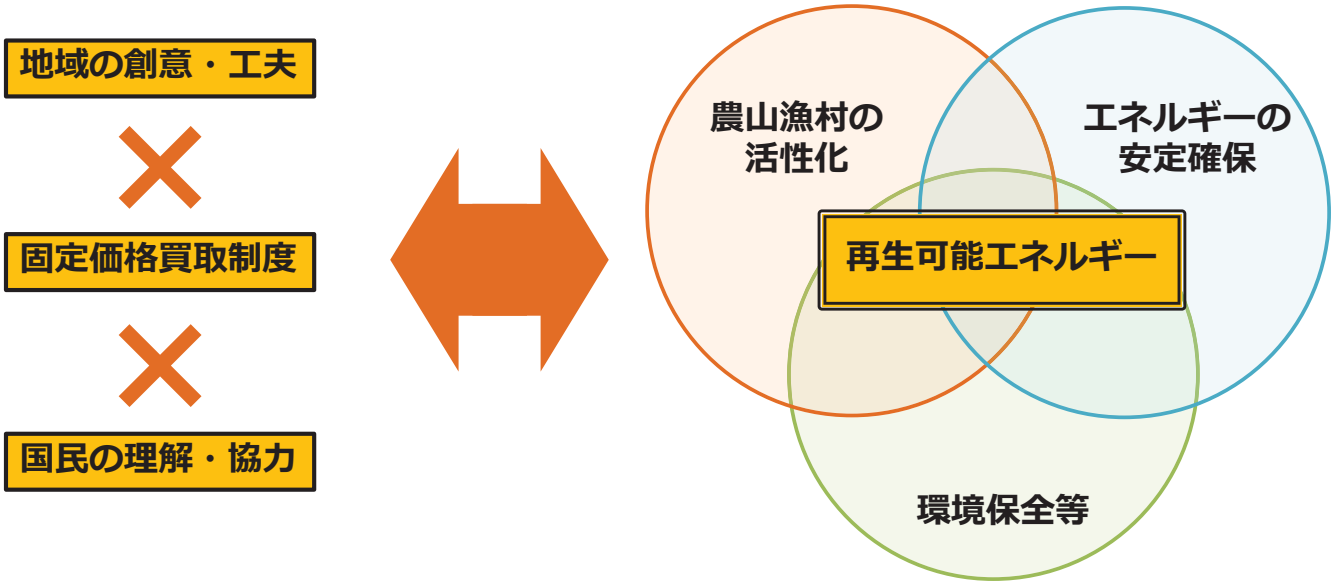




## 【参考】農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う事例

### 山林未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興

発電施設の外観

＜概要＞
- 事業実施主体：（株）グリーン発電大分
  （大分県日田市）
- 発電設備：木質バイオマス発電
  発電出力　5,700kW
  発電電力量　約4,500万kWh/年（約10,000世帯分）
- 燃料：木質バイオマス（山林未利用材）
  約７万トン/年（見込み）
- 運転開始時期：平成25年11月

燃料となる山林未利用材

燃料チップ

＜特徴＞
- 地域の山林未利用材を有効活用するため、同発電所を建設。
- 平成19年11月に、森林組合、素材生産業者、運搬業者の18社で構成される「日田木質資源有効利用協議会」を立上げ、集荷計画、供給協定、原材料の確保、現場研修等を実施。
- 同協議会から原料（間伐材、林地残材等）を購入。１日230トンを原料として発電を行い、得られた電気のうち5,000kW分を売電。
- 不純物の含まれている建築廃材を使わないことで、燃料を燃やした後の灰を肥料等として販売することが可能。
- 発電所と燃料化施設の運営のため、地元に新規雇用（22人）を創出。
- 今後は、プラントの隣接地にハウスを建て、廃余熱を利用した農業（花卉栽培等）を検討。

# 家畜排せつ物を利用したバイオガス発電による環境対策

バイオガス発電施設の外観

フリーストール牛舎

## ＜概要＞

- 事業実施主体：農事組合法人サンエイ牧場（ひろおぐんたいきちょう）
  （北海道広尾郡大樹町）
- 発電設備：バイオガス発電
  発電出力　300kW（150kW×２基）
  発電電力量　183万kWh/年（予定）
  （熱出力358kW（179kW×２基））
- 燃料：乳牛の排せつ物
  （メタン発酵させて発電）
  103㎥/日（成牛約1,400頭分）
- 運転開始時期：平成25年１月

## ＜特徴＞

- 酪農の臭気対策を目的にプラントを建設。地元の農機具メーカー等が、既存のロードヒーティング技術の応用を始め、自社で発案・工夫した発酵槽等の設備を設計・整備することにより、バイオガスプラントの高コスト構造を打破。
- 消化液は自家畑に散布。将来的には販売も。
- プラントの建設資金は、酪農経営に必要不可欠な家畜排せつ物処理施設として、既存のスーパーＬ資金（認定農業者用の融資）により調達（補助金なし）。



# 小水力発電による土地改良区の維持管理費負担の軽減

水力発電施設の外観と水車

発電機設置前の水路

設置工事の様子

## ＜概要＞

- 事業実施主体：那須野ヶ原土地改良区連合（なすしおばらし）
  （栃木県那須塩原市）
- 発電設備：小水力発電
  発電出力　計1,000kW
  発電電力量　計570万kWh/年

| | | |
|---|---|---|
| 那須野ヶ原 | （発電出力 340kW | 運転開始時期：平成４年６月） |
| 百村（もむら）第一・第二 | （発電出力 30kW・90kW | 運転開始時期：平成18年３月） |
| 蟇沼（ひきぬま）第一・第二 | （発電出力 360kW・180kW | 運転開始時期：平成21年２月） |

## ＜特徴＞

- 那須野ヶ原発電所は、国営土地改良事業として全国で初めて計画設置されたもの。その後、順次増設され、現在は７基が稼働。
- 発電した電気は土地改良施設へ供給するとともに売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当。
- 固定価格買取制度により売電価格が上昇し、農家からの賦課金の低減に貢献（具体的には、農家の賦課金が5,000円／10a（平成５年）から2,000円／10a（平成25年）に軽減）。
- 平成25年４月からは、赤田調整池周辺の土地を利用した出力400kWの太陽光発電設備が稼働。
- 平成17年度第７回日本水大賞（農林水産大臣賞）受賞他。

# 風力発電の売電益による間伐の推進

高原に設置された風車

木質チップ工場

## ＜概要＞

・　事業実施主体：高知県高岡郡梼原町（たかおかぐんゆすはらちょう）
（高知県高岡郡梼原町）
・　発 電 設 備 ：風力発電
発電出力　　600kW×２基
発電電力量　296万kWh/年
・　運転開始時期：平成11年12月

## ＜特徴＞

・　林野率91%。町北部のカルスト高原は風況がよく(7.2m/s)、水資源も豊富。
・　風車で発電した電気は全量売電し、町の環境基金へ積み立て。
（売電収入は、固定価格買取制度認定前：約3,500万円/年 → 認定後：約6,000万円/年）
・　基金積立金により、平成13～22年度までは間伐交付金として10万円／haを森林所有者に交付。現在は、ペレット向け間伐材の搬出費用として2,400円/ｍ$^3$を補助。
（間伐対象森林9,000haのうち、6,409ha(71%)の間伐が完了。）
・　このほか、公共施設の屋根を利用した太陽光発電(出力計443kW)、檮原川の有効落差６ｍを利用した小水力発電(出力53kW)等、地域資源をエネルギー生産に活用。
・　町の累次の「総合振興計画」において、持続可能な地域づくり、町民の暮らしと自然が共生できる循環型社会を目指すとの理念を一貫して明示し、町民へも浸透。



# 太陽光発電の売電収入を活用した農村集落の再生

住民主体による話し合い

住民主体による管理

山の斜面に設置された太陽光パネル

## ＜概要＞

・　事業実施主体：テイクエナジーコーポレーション（株）
（熊本県菊池郡菊陽町）
・　事業実施場所：熊本県上益城郡山都町水増集落
・　発 電 設 備 ：太陽光発電（名称：水増ソーラーパーク）
発電出力　　2,000kW
発電電力量　250万kWh/年（見込）
・　運転開始時期：平成26年２月

## ＜特徴＞

・　集落の住民が管理していた土地を有効利用するため、県のメガソーラー候補地の募集へ登録。
・　応募者の中から唯一、地域再生の提案を行ったテイクエナジーコーポレーション（株）の誘致を集落側が主体的に決定。
・　年間約500万円の借地料に加え、売電収入の約５%の500万円／年を地域に還元。水増集落の管理組合とマーケティング包括協定協働プロジェクトを締結し、棚田米のブランド化や加工品の開発を行うとともに、ソーラーパネルの管理組合のスタッフを地元で雇用（常勤１名、非常勤18名）し、地域の活性化を図っている。
・　これらを呼び水として子供たちが帰ってくる集落となり、農村集落の再生モデルとなることを期待。売電期間終了後は、発電施設を集落に譲渡し、地産地消エネルギーとして活用予定。

# 「集約とネットワーク化」による
# 集落機能の維持と農地等の維持・管理



## 集落機能の集約（拠点づくり）の取組

# 集落機能の集約（拠点づくり）の取組事例〔秋田県由利本荘市鳥海町笹子地区〕

## 1. 地域の概況

- 由利本荘市鳥海町は市の南端に位置し、約85%を森林が占めており、ナメコやタケノコなどの山菜採取が盛ん。
- 昭和30年に川内村、直根村、笹子村が合併し、旧村それぞれに保育園、小中学校、診療所、公民館等の施設を整備するまちづくりが進められてきた。
- 平成17年の由利本荘市への合併以降も、従来のまちづくりの方針が継承され、高齢化が進む地区での生活を支える拠点づくりが図られることとなった。

対象範囲：小学校区（昭和の合併前の旧笹子村）
人口　約1,770人　　世帯数　約580世帯　（H25.9現在）

〈位置図〉

## 2. 機能集約の経緯

○ 旧鳥海町では、若者の農業離れ及び地域離れによる高齢化の進行や農業労働力の不足が懸念されていた。

○ また、高齢者福祉施設がおよそ15kmの距離にある町の中心部にしか存在せず、地理的に遠隔な笹子地区でのサービス維持が課題であった。

○ 平成8年の国道108号線バイパス完成により、通年通行が可能となり、交通量増への期待から、町の玄関口として笹子地区への道の駅の整備構想が持ち上がった。

○ 併せて、地域の活性化のため、農産物や山菜の缶詰等の加工、新たな特産品の開発等のための農産物加工施設の整備、福祉施設の整備等を行った。

直売所（左）と農産物加工施設（右）　（「小さな拠点」づくりガイドブック（国土交通省）より）

○ 国道と県道の結節点を旧鳥海町が買収し、新たに施設を整備。概ね半径200m以内に生活サービス施設をまとめた。

- 道の駅「清水の里・鳥海郷」（（株）ほっといん鳥海）
  - 農産物直売施設〔H16：旧町単独〕
  - 農産物加工施設〔H16：農林水産省補助〕
  - 多目的活性化広場〔H17：農林水産省補助〕
- 高齢者福祉施設「ケアセンター悠楽館（ゆうらくかん）」
  〔H16：厚生労働省補助〕

○ 老朽化した施設の更新時に併せて段階的に施設を移設し集約。

- 笹子診療所〔H18：市単独〕
- 笹子公民館〔H21〕
  ※旧鳥海町笹子出張所を公民館内に配置



## 3. 集約されている住民向けサービス

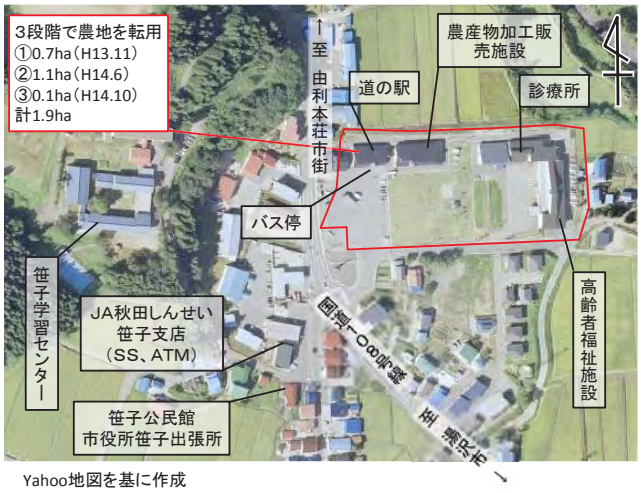


Yahoo地図を基に作成

【道の駅内の機能】
- ○ 買い物・飲食（道の駅）
- ○ 加工販売（農産物加工販売施設）
- ○ 交通（バス停）

【周辺施設の機能】
- ○ 行政窓口（市役所笹子出張所）
- ○ 医療（診療所）
- ○ 福祉（高齢者福祉施設）
- ○ 生涯学習（公民館）
- ○ 金融（JA支店）
- ○ ガソリンスタンド（JA支店）

【その他1km圏内にある施設】
- ○ 教育（小学校）
- ○ 子育て（保育園）
- ○ 郵便（郵便局）

【各施設との交通手段】
- ○ コミュニティバス
  - 道の駅には、2路線9往復が土日を含め毎日運行されている。
    住民からの要望を踏まえダイヤや経路を見直すなど、利便性の向上を高めるよう工夫されている。
  - 運賃：中学生以上　¥200
    小学生　¥100
    小学生未満無料

「清水の里・鳥海郷」（秋田県由利本荘市鳥海町）の対象エリア【笹子地区】

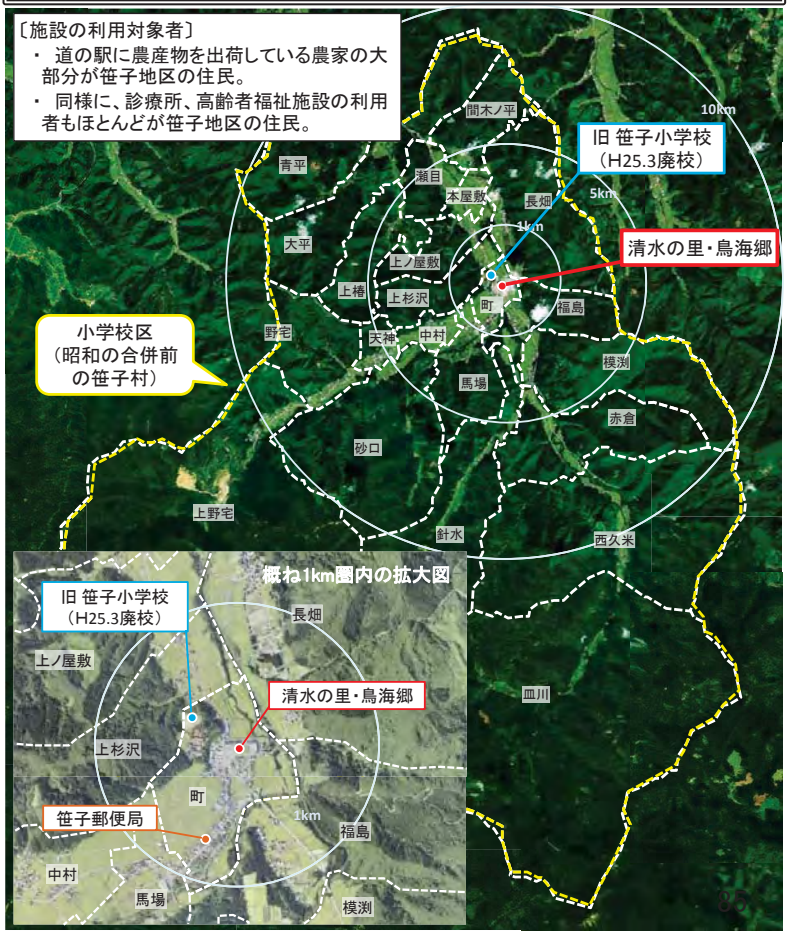

# 集落機能の集約（拠点づくり）の取組事例〔京都府南丹市美山町平屋地区〕

## 1. 地域の概況

・ 京都府南丹市旧美山町は府のほぼ中央に位置する南丹市の最北端。昔ながらの民家が残る「かやぶきの里」として有名。

・ 昭和30年に平屋村、宮島村、大野村、知井村、鶴ヶ岡村の5村が合併。このうち、平屋村の安掛地域は、京都市街から車で約1時間の距離で、国道と府道が交差する利便性の良さから、町の中心部として発展。近年でも農業振興センターの整備、JA店舗・診療所の開設など、官民様々な施設が集積されている。

対象範囲：小学校区（旧平屋村）～旧美山町（施設ごとに利用者対象者が異なっている）
人口　約4,300人　　世帯数　約1,830世帯　（旧美山町　H26.4時点）

## 2. 機能集約の経緯

○ 住民の人口減少と高齢化に対応するべく、5つの旧村それぞれに行政窓口機能を持つ広域自治組織「地域振興会」を立ち上げ。

○ JAの広域合併が進められており、平成12年には平屋地区安掛にあった支店の閉鎖が決定。

○ 平屋振興会は住民と話し合いを重ね、地区住民が共同出資して（有）ネットワーク平屋（現在は株式会社）を設立し、JA店舗の営業を引き継ぐこととなった。

○ また、道の駅の敷地内に、（株）美山ふるさとが、50年の歴史を持つ地域の代表的な特産物「美山牛乳」の工場と直営店を設置。牛乳の加工・販売を通じ、地域外からの来訪者に美山の魅力を伝えている。

○ 閉鎖したJA店舗の改修と、周辺の既存施設を活かして「道の駅」として登録。

・ 道の駅「美山ふれあい広場」〔H17登録〕（（株）ネットワーク平屋）

- 物産販売所（旧JA店舗　1F）〔旧町単独〕
- 行政窓口（平屋振興会）（旧JA店舗　2F）〔旧町単独 〕
- 高齢者コミュニティセンター
- 物産販売所（乳製品）〔内閣府補助〕
- 農業振興総合センター〔農林水産省補助〕

・ 診療所〔旧町単独〕

・ 保健福祉センター〔厚生労働省補助〕

ふらっと美山（平屋振興会HPより）

## 3. 集約されている住民向けサービス

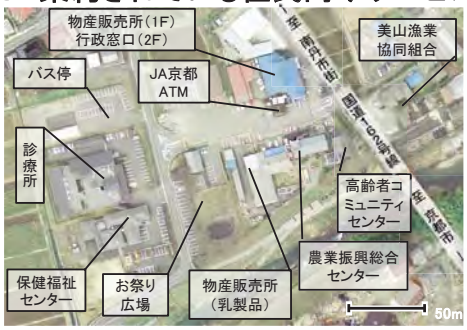

Yahoo地図を基に作成

【道の駅内の機能】
- ○ 行政窓口（平屋振興会）
- ○ 金融（JAのATM）
- ○ 買い物（物産販売所）
- ○ 観光窓口（農業振興総合センター内）
- ○ 交流（高齢者コミュニティセンター）

【周辺施設の機能】
- ○ 医療（診療所）
- ○ 福祉（保健福祉センター）
- ○ 交通（バス停）

【各施設との交通手段】

○ 市営バス
・ 各路線ごとに平日2～4便が診療所前を経由。

○ デマンドバス（タクシー）
・ 平成23年度から運行。市営バスでカバーされていない集落との交通を確保。3路線が道の駅に乗り入れている。

農業振興総合センター

地域住民が利用するコイン精米器

写真は平屋振興会HPより

### 道の駅及び周辺施設の利用対象エリア【旧美山町】

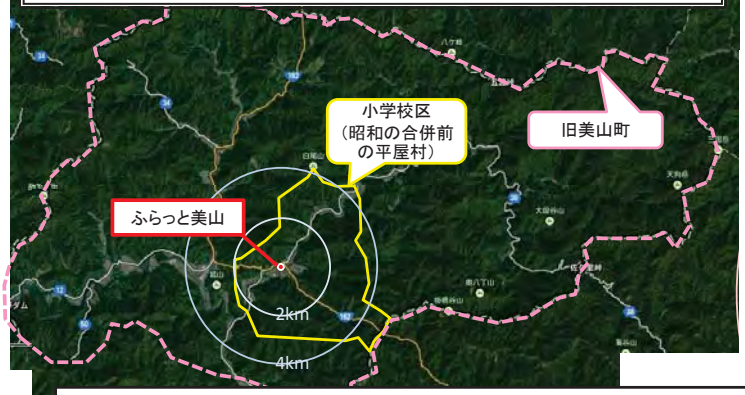


【各施設の利用対象者の範囲】
- ・ふらっと美山（日用品コーナー）　…主に平屋地区（小学校区）の住民が利用。
- ・診療所
- ・保健センター
- ・高齢者コミュニティセンター　…平屋地区以外の住民も利用。
- ・直売する農産物の集荷範囲　…旧美山町全域

### 「ふらっと美山」（買い物施設）の利用対象エリア【平屋地区】

〔平屋地区9集落の世帯数及び人口〕
人口　約780人　　世帯数　約320世帯
（平成26年4月1日）

# 地域の暮らしを支える取組



## 地域の暮らしを支える取組事例　〔新潟県上越市櫛池地区〕

### 上越市櫛池地区の現状

新潟県上越市の最南端に位置する清里区櫛池地区は、標高100～450mの中山間地域であり、櫛池川の両岸に散在する11集落からなっており、肥沃な農地による稲作を主産業とした自然豊かな地域である。

しかし、豪雪地帯である櫛池地区においては、冬季の積雪が2～3mに及び、地域全域が地滑り防止指定地であることからも農業生産条件・居住条件共に厳しく、集落人口の減少や高齢化が進行。

地域の担い手不足の進行により、農業生産や生活居住が困難となることが懸念されている。

そこで、平成17年度から始まった中山間地域等直接支払制度の第二期対策をきっかけとした話し合いにより、複数集落間での連携協定を進めつつ、各集落での事務負担軽減などを図るため、「櫛池農業振興会」を設立。各集落の意思を尊重しながら地区全体（11集落）で農地や集落を守る機運を高め、農業生産法人等の連携により集落間ネットワークを構築し、農村の維持・活性化を図っている。

| | H17 | H26 | 比較 |
|---|---|---|---|
| 世帯数 | 260 | 233 | △27 |
| 人口 | 901 | 716 | △185 |
| 高齢化率 | 34.2% | 36.6% | 2.4% |

（上越市農林水産部調べ）

### 櫛池農業振興会の概要

櫛池農業振興会

【理事会】
会　長：1名
副会長：1名
事務局次長：1名
監　事：1名
理　事：11名
（各集落代表）

- 中山間地域等直接支払協定支部（12集落：他地区1地区を含む）→【農地・農道などの資源管理】
- 法人部会（担い手部会）（農業生産法人、任意生産組織）
- 農産物加工・販売部会（農業生産法人、加工団体等）
  → 【農業生産及び加工・販売】・雇用の受け皿としての機能・持続・安定的な営農体制の構築
- 高齢者生活部会（将来的に設置）（農業生産法人、各町内会等）→【農村集落での生活支援】

農村集落での生活の土台を地域全体で支える

## 集落間連携組織（農業振興会）

【概要】

- 農業振興会が「地域マネジメント組織」としての役割を果たし、地域内での事務機能のほかに、これまで各集落が個別に行ってきた農地の利用調整（土地利用）や共同取組活動、農業機械・施設の共同利用などを集落間で連携することで、農地・農業用施設を保全。
- 各法人が通年雇用の受け皿として機能し、地域への若者の受入に貢献。
- また、今後は、農業生産の主体にとどまらず、地域の「農」の担い手である農業生産法人などが、生活支援にも取り組み、安心した地域居住の実現を目指す。

【活動内容】

（活動例：庭先集荷）

○ 集落間で連携し、中山間直接支払制度の事務処理負担の軽減を図る。

○ 農業資材の共同購入や機械の共同利用、米販売の情報共有などを通じて継続的な農業生産体制を構築。
→ 農業生産活動を通して地域コミュニティを維持

○ 高齢化によって耕作不可になった農地を受け入れ、農地の保全を図る。
（例） 地域内20haの経営面積にて合計16名の雇用を確保。

○ 農産物の生産から加工・販売のほか、都市との交流活動の受入体制の構築による地域の活性化を推進。

○ 庭先出荷サービスにより、農産物の出荷手段に乏しい生産者を支援。

○ 小規模・高齢化集落どうしの連携支援体制の構築（将来的には生活支援サービスの取組主体を想定）

（櫛池農業振興会の概要）

| 面積（ha） | 農家数（戸） | 法人数 | 中山間交付金（千円） |
|---|---|---|---|
| 222.8 | 148 | 7 | 46,999 |

支援

## 上越市（行政）

【予算面】

「中山間地域の暮らしは、地域の支え合いで守る」ため、集落のコミュニティ機能の強化を図り、自発的な地域づくり活動が継続されるよう支援。

（例） 地域支え合い体制づくり事業
（30,000千円）

← 市単事業にて導入したバックホウ（除雪にも導入）

← 棚田法面の刈り払い作業（共同活動）

【活動面】

地域マネジメント組織の活動について、行政（市農業振興課や総合支所）がバックアップ

← 集落代表による定期会合



# 地域の暮らしを支える取組事例　〔三重県津市（つし）　片田（かただ）地区〕

## 1．地域農業、鳥獣被害の状況

### （1）地域農業の状況

○ 片田地区は津市役所の約5km西に位置する地域で、人口約5,000人、世帯数約2,000戸。

○ 地区の大半が山林や農地。水稲や、地形を利用したたけのこ、梅の栽培が盛ん。

### （2）鳥獣被害の状況

○ 約10年前からサル、シカ、イノシシの被害が目立ち始め、山間部の水田を中心に、田植期のシカによる水稲苗の食害、収穫前のイノシシによる食害や倒伏、春先のイノシシ・サルによるたけのこの食害が深刻化。

○ その後、耕作放棄地が目立ち始め、たけのこの収穫量も大幅に減少し、菜園の大半がサルのエサ場になるなど被害が全地区に拡大。

○ さらに、農作物だけに留まらず、地元の小学校の通学路にもサルが出没するなど、地域住民共通の問題にまで発展。

## 2．鳥獣被害対策の取組

### 協議会の体制整備

○ サル被害を軽減するため、１１の自治会、猟友会、ＪＡ、駐在所、消防団、小学校等で構成する広域的な「片田地区獣害対策協議会」を設立。

○ 各地域で座談会を開催し、「自分の地域は自分で守る」をモットーに呼びかけ、合意形成を図りつつ、地域の協力体制を整備。

**各地域で座談会を開催し、合意形成を図り、協力体制を整備**

### 地域ぐるみの被害防止活動の実施

○ 「獣害対策５ヶ条」を策定して住民に対策を周知するとともに、住民全員が獣害対策の主役となって情報提供や追い払い等を実施。

○ 捕獲したサルに発信器を付けて群れの動きを監視し、地区に侵入しようとする群れに対する追い払いや、サルの寝場所の攻撃（夜間の追い払い）を実施。その結果、被害が大幅に減少。

○ イノシシ等に対しても、地域ぐるみで電気柵の設置、捕獲活動、緩衝帯の整備等を実施し、被害を軽減。

【獣害対策５ヶ条】
1．集落内の収穫残や不要果樹などの「エサ場」をなくす
2．耕作放棄地や藪など獣の隠れ場所をなくす
3．囲える畑は、ネットや柵で出来る限り囲う
4．人里は怖いと覚えさせるため、獣を見たら集落の誰もが追い払う
5．加害している「犯人」の獣を適切に捕獲する

**地域住民による夜間のサル追い払い**

# 地域の暮らしを支える取組事例　〔山梨県北杜市〕

## 1．地域農業の状況

○　北杜市は、山梨県の北東部に位置し、八ヶ岳・南アルプスなど日本の百名山に囲まれた文字通り「杜（もり）のまち」で、清らかで豊富な水資源、日本一長い日照時間など豊かな自然と資源に恵まれた地域。

○　市内の優良農地（下図ピンクエリア内）では、高品質（５年連続で特A評価）な水稲が栽培。その他、そば、野菜、果樹が栽培。

○　一方、優良農地周辺における戦後の開拓農地等（下図黄色エリア）では、養蚕業の衰退、水に恵まれない急傾斜地といった ほ場条件、人口減少や農業者の高齢化に伴い、耕作放棄地が増加。

○　耕作放棄地の増加に伴い、鳥獣被害も深刻化し、市が耕作放棄地の解消に向けた取組を開始。開墾・再生した農地においては、企業系農業生産法人等を中心に耕作を推進。

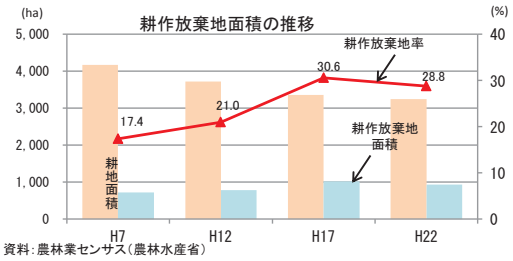

資料：農林業センサス（農林水産省）

## 2．耕作放棄地解消の取組

### （1）基盤整備を契機とした耕作放棄地の解消

【畑地帯総合整備事業　明野地区】

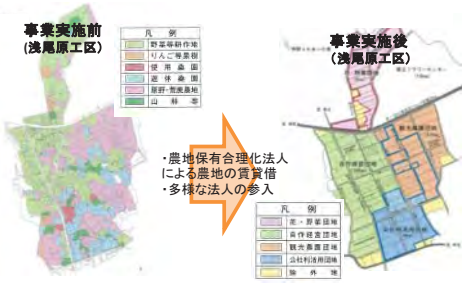


○　耕作放棄地を含めた地域において基盤整備を実施。浅尾原工区では、計画面積45haのうち、約半数が耕作放棄地と遊休桑園。

○　農業者の経営方針に沿った営農が可能となるよう、地域内に営農目的別団地を設定（花・野菜団地、観光農園団地、自作経営団地、公社利活用団地）。

○　多様な果樹・野菜の生産を可能とするとともに、新規参入者（個人40名、小売業や酒造業などの法人18社）により、地域農業の活性が図られ、新たな雇用も創出。

### （2）NPO法人による耕作放棄地の解消

【NPO法人　えがおつなげて】

○　都会の若者を中心とした農業ボランティアとともに耕作放棄地を開墾し、農薬や化学肥料をつかわずに野菜を栽培（えがおファーム）。

○　10社の企業と提携して耕作放棄地を開墾し、企業毎に特色ある農地の利用（社員研修、顧客の体験ツアー、商品開発等）を実施（企業ファーム）。

○　現在までに3ha以上の耕作放棄地を開墾・再生。

○　ボランティアに参加した若者の中には、この地域に移住してスタッフとなった人や、北杜市内で営農している者もいる。

### （3）耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した新規就農

○　市内の新規就農者は、年間50名程度（個人就農20名、法人就農30名）いるが、優良農地は既存の農家が利用するため、新規就農者にとっては、優良農地の確保が大きな課題。

○　比較的確保がしやすい遊休桑園や荒廃農地を対象に、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した農地整備を行い、新規就農者が農地を確保。H25年度は約10名が本交付金を活用。

開墾前の耕作放棄地

開墾作業



# 地域の暮らしを支える取組事例　〔鉈打ふるさとづくり協議会（石川県七尾市鉈打地区）〕

## 1．取組の経緯

○　林業の衰退に伴い、昭和40年代後半から若者を中心に徐々に人口が流出。

○　市の中心部から20km程度離れており、公共交通機関がないため、いわゆる「限界集落」になりつつある集落が生じた。

**○第１段階（ホップ）　昭和56年**

・　10集落の町会長、生産組合長などの有志らが、地域内の生産基盤整備や施設整備に関する協議を行うため「鉈打むらづくり推進会議」を設置。

・　ハード事業は着実な成果が得られた一方、集落間での対立や取組の停滞がみられるようになり、直面する課題への対応が困難になっていった。

**○第２段階（ステップ）　平成４年**

・　地域資源の発掘や祭りの復活で地域の結束を図るべく、新たに商工会や在京出身者の組織等をメンバーに加え「鉈打ふるさとづくり協議会」に改組。

・　「10集落はひとつ」を合言葉に再スタートを切り、観光スポットの整備や耕作放棄地の再生など様々な取組を通じ、住民みんなで考え実践する機運が高まった。

**○第３段階（ジャンプ）　平成20年以降**

・　高齢化が進展する中、地域リーダーの育成が課題となっていた。

・　金沢大学地域連携推進センター等、外部の視点と知恵を借りて、埋もれていた地域資源に「気づく」ことによりむらづくりに一層の磨きをかけている。

地区全景

## 2．取組の概要

**【農業生産】**

**○「能登の里山」資源を活かした特産品の開発**

・　虫ヶ峰（むしがみね）や別所岳（べっしょだけ）の源流を用水とし、昔ながらの天日による「ハザ干し」を今なお続ける「鉈打米」、「能登野菜」として指定されている中島菜（なかじまな）、小菊かぼちゃ、金糸瓜を昭和40年代頃から先駆的に生産。

・　農産物処理加工施設を平成8年に整備。地区内の女性加工グループが漬物や味噌を製造、販売。

**○集落営農による効率的な農業経営**

・　現在、16戸からなる農事組合法人が25haの耕地を経営。今後の高齢組合員のリタイアを見込み、地区内の稲作を担う「仮称：（農）ファームなたうち」の設立を予定。

農事組合法人の方々

**○朱鷺（トキ）の棲む里山づくり**

・　金沢大学や石川県立大学の協力を得ながら、朱鷺の餌となる生物や植物の調査を実施。

**【生活・環境整備】**

**○「祭り」を通じた一体感の醸成**

・　宗教、民俗的なもののほか、地区住民の娯楽を目的とした祭りもあり、協議会が主体で催すこれらの祭りが、集落の枠を超えた一体感を醸成している。

**○住民の提案で実現した高齢者福祉**

・　高齢者と同居する働く世代から、昼間に安心して仕事に出かけられるサービスの要望を受け、NPOなたうち福祉会を設立。閉鎖された保育園を改装し、デイサービス施設を開設。同法人は、病院等への送迎、買い物代行、安否確認も担う。

**○グリーン・ツーリズムの展開**

・　都市住民や大学生を対象に、農業体験や祭り体験を実施。インターンシップ（金沢大生）も受け入れている。

**○定住促進プロジェクト**

・　空き家の利用を促進するため、家主と希望者の間で取次を行っている。

福祉施設内のデイルーム

# 多面的機能支払制度の推進

# 中山間地域等直接支払制度の推進



## 日本型直接支払の導入に関する経緯

○　平成11年の食料・農業・農村基本法の制定を受けて、平成12年度に、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し多面的機能の確保を図る「中山間地域等直接支払制度」を創設。平成19年度に、農地・農業用水等の保全・管理に係る共同活動等を支援する「農地･水･環境保全向上対策」を創設。平成23年度からは、環境保全効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支援」を独立させ、「農地・水保全管理支払」に名称変更。

○　平成25年12月に、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日　農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、日本型直接支払制度を創設することを明記（平成26年度は予算措置、平成27年度からは法律に基づく措置）。

○　これを受けて、平成26年３月７日に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案」を国会に提出し、６月13日に成立。

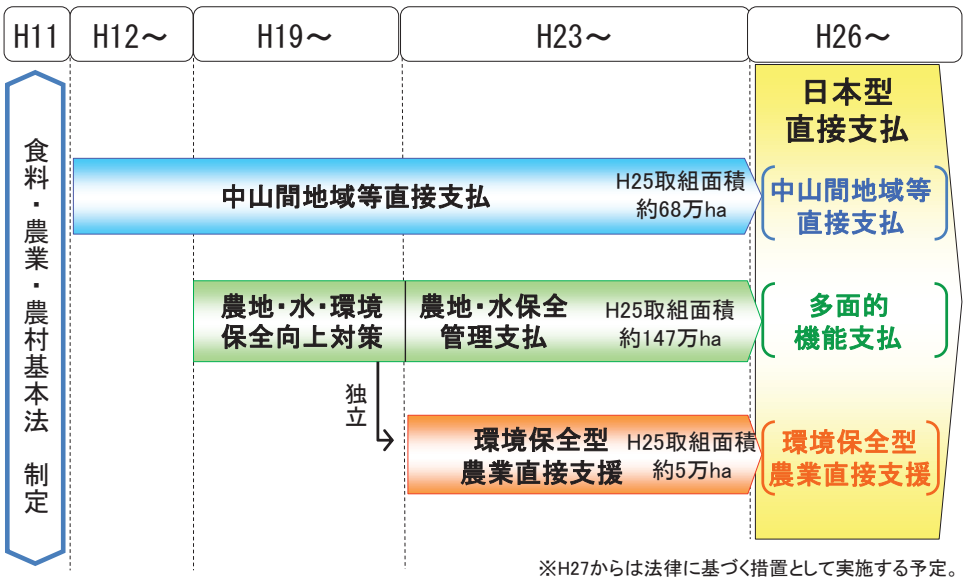


※H27からは法律に基づく措置として実施する予定。

農林水産業・地域の活力創造プラン＜抜粋＞

制度設計の全体像

２．日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

○　農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
○　26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
○　（略）
○　中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

# 多面的機能支払制度の推進



## 1．多面的機能支払の概要

○　地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する交付金を交付。

### 対象活動

#### 農地維持支払（創設）

【対象活動】・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動

・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

ため池の草刈り

農道の路面維持

#### 資源向上支払（農地・水保全管理支払を組替え・名称変更）

【対象活動】・地域資源の質的向上を図る共同活動
（・水路、農道、ため池等の軽微な補修
・植栽による景観形成、ビオトープづくり等）

・施設の長寿命化のための活動

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

植栽活動

ため池の外来種駆除

### 交付単価

国と地方公共団体の合計額

（単位：円/10a）

| 都府県 | ①農地維持支払 | ②資源向上支払※1、2（共同活動） | ①と②に取り組む場合 | ③資源向上支払（長寿命化※3） | ①、②及び③に取り組む場合※4 |
|---|---|---|---|---|---|
| 田 | 3,000 | 2,400 | 5,400 | 4,400 | 9,200 |
| 畑※5 | 2,000 | 1,440 | 3,440 | 2,000 | 5,080 |
| 草地 | 250 | 240 | 490 | 400 | 830 |

| 北海道 | ① | ②※1、2 | ①+② | ③※3 | ①+②+③※4 |
|---|---|---|---|---|---|
| 田 | 2,300 | 1,920 | 4,220 | 3,400 | 7,140 |
| 畑※5 | 1,000 | 480 | 1,480 | 600 | 1,960 |
| 草地 | 130 | 120 | 250 | 400 | 620 |

※１：現行の農地・水保全管理支払の５年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。
※２：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。
※３：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。
※４：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10a が上乗せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10a となる。
※５：畑には樹園地を含む。

## ２．農地・水保全管理交付金の実施状況

○　共同活動支援交付金では、約１万９千の活動組織、147万haの農地を対象とする活動を支援（平成25年度）。

○　組織数、取組面積の推移

| 年　　度 | | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 共同活動支援交付金 | 組織数 | 17,122 | 18,973 | 19,514 | 19,658 | 19,677 | 18,662 | 19,018 |
| | 取組面積（万ha） | 116 | 136 | 143 | 143 | 143 | 146 | 147 |
| 向上活動支援交付金 | 組織数 | － | － | － | － | 5,811 | 7,476 | 8,247 |
| | 取組面積（万ha） | － | － | － | － | 24 | 35 | 40 |

※　共同活動支援交付金＋向上活動支援交付金

## 「多面的機能支払交付金第三者委員会」について

### １．委員会の目的

多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映させることを目的とし、有識者による本委員会を設置。

### ２．委員会の内容

（１）本交付金の取組状況の点検

（２）本交付金の実施に際しての指導・助言

（３）本交付金の効果に関する検証・評価

３年目(平成 28 年度)に中間評価、５年目(平成 30 年度) に評価結果を取りまとめ

### ３．平成 26 年度の委員会の進め方

（１）第１回委員会　 10 月 10 日 (現地調査)

①　水田地帯及び畑地帯における取組の現地調査及び活動組織との意見交換

②　現地調査対象自治体における多面的機能支払の普及・推進に係る取組の点検

（２）第２回委員会　 平成 27 年３月頃を予定

①　平成 26 年度の取組状況の点検

②　本交付金の効果に関する評価の視点、中間評価に向けた調査等の進め方

（参考）

# 多面的機能支払の普及・推進及び法制化に係るスケジュール

| | 法制化 | 普及・推進 |
|---|---|---|
| 平成26年度 | ６月　「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」成立<br><br>10～11月<br>基本方針（国）案の策定<br>基本方針（都道府県）、促進計画（市町村）の策定作業開始<br>⇩ | ４月　多面的機能支払交付金創設<br><br>12月　H26新規地区採択申請期限<br><br>３月　H26取組状況取りまとめ（見込値） |
| 平成27年度 | ４月　法律の施行、基本指針・基本方針・促進計画の策定<br>市町村による事業計画（活動組織）の認定開始<br>⇩ | ４月　実施要綱・要領の改正<br><br>６月　H27新規地区採択申請期限<br>H26取組状況取りまとめ（確定値） |

# 中山間地域等直接支払制度の推進



## １．中山間地域等直接支払の概要

○　中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産を継続し、多面的機能の確保を図る交付金を交付。

### 交付要件

○　過疎法等地域振興８法※1で指定された条件不利地域内の傾斜農用地等※2,※3において、集落協定等に基づき５年以上継続して農業生産活動等を行う農業者に対し交付。

※1　特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法

※2　農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内に存する農用地（農振農用地）を対象

※3　条件不利性を有する対象地域・農用地の条件を知事が別途指定することも可能。

### 対象農用地の例

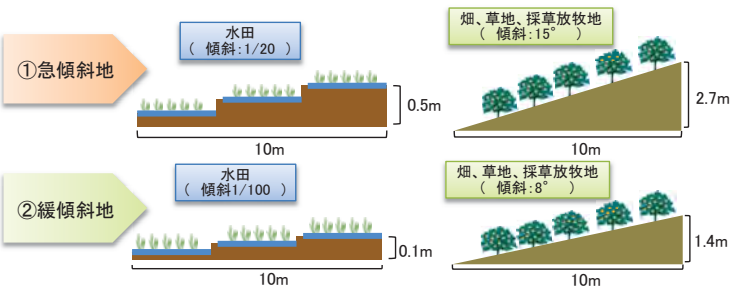


### 対象となる主な活動

①農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄地の発生防止等）
②体制整備のための前向きな活動（機械の共同利用等）

【機械の共同化】

【周辺林地の管理】

【地場農産物の加工・販売】

### 交付単価

| 地目 | 区分 | 交付単価（円/10a） |
|---|---|---|
| 田 | 急傾斜（1/20～） | 21,000 |
| | 緩傾斜（1/100～） | 8,000 |
| 畑 | 急傾斜（15°～） | 11,500 |
| | 緩傾斜（8°～） | 3,500 |
| 草地 | 急傾斜（15°～） | 10,500 |
| | 緩傾斜（8°～） | 3,000 |
| | 草地比率の高い草地（寒冷地） | 1,500 |
| 採草放牧地 | 急傾斜（15°～） | 1,000 |
| | 緩傾斜（8°～） | 300 |

○主な加算措置（特別な活動に対して一定額を加算）
・小規模・高齢化集落支援加算　田4,500円／10a等
・集落連携促進加算　2,000円／10a

## 2．中山間地域等直接支払の実施状況

○　全国で28,001の協定が締結され、68.7万ｈａの農用地へ交付（平成25年度）。

○　協定数、交付面積等の推移

| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---|---|---|---|---|
| ①協定数 | 26,937 | 27,570 | 27,849 | 28,001 |
| ②交付面積<br>（②／③） | 66.2万ha<br>（82.8%） | 67.8万ha<br>（81.9%） | 68.2万ha<br>（82.1%） | 68.7万ha<br>（82.0%） |
| ③対象農用地面積 | 80.0万ha | 82.7万ha | 83.1万ha | 83.8万ha |



## 3．中山間地域等直接支払制度のこれまでの経過

○　本制度は、平成12年度に創設して以降、5年ごとに対策を実施。
○　時々の課題に対応して加算措置等を見直しながら実施することで、実施面積を確保。

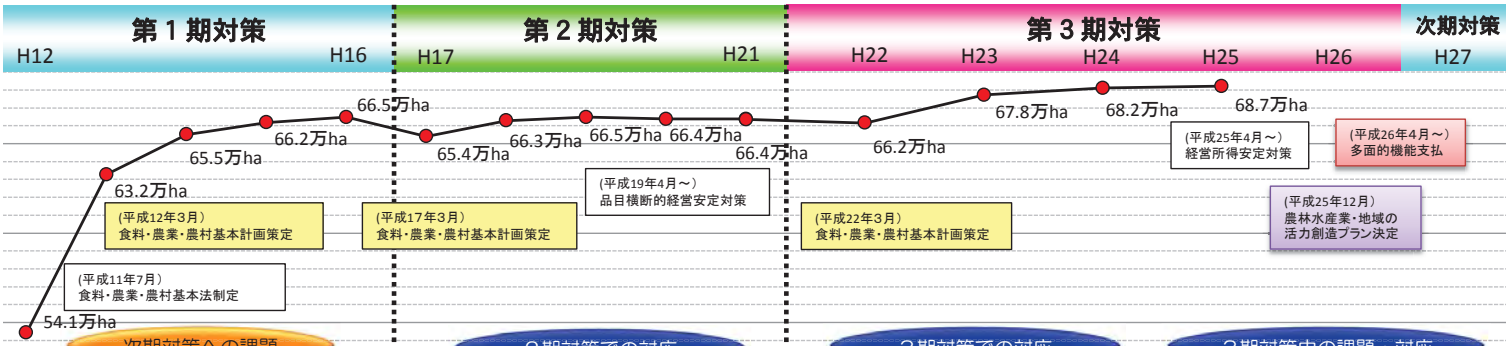


次期対策への課題

＜今後とも継続実施すべき＞

○　中山間地域等をめぐる状況に変化はなく、基本的に制度を維持。

＜他施策との連携が必要＞

○　将来に向け農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組を推進することが重要。

２期対策での対応

＜体制整備単価を導入＞

☆　将来に向け農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価（100%）、それ以外は基礎単価（80%）を交付する仕組みを導入。

＜農地集積、法人化等に加算＞

☆　担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算措置を創設。

次期対策への課題

＜高齢化に協定維持が困難＞

○　農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行し、将来、農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことを懸念。

３期対策での対応

＜体制整備の新たな要件を創設＞

☆　高齢農家等が耕作等を継続することが困難となった場合に、その耕作等を集落ぐるみで助け合う仕組みを協定に位置づけた場合に、体制整備単価（100%）を交付する要件を創設。

＜団地要件を緩和＞

☆　「１ha以上の一団の農用地要件」を緩和（小規模な団地や飛び地を含め１ha以上あれば良い）。

＜小規模・高齢化集落支援加算を創設＞

☆　小規模農地が多く高齢化率も高い地域の農用地の保全を他の集落がサポートする場合、交付額を加算する措置を創設。

３期対策中の課題・対応

＜離島平坦地等への取組拡大＞（Ｈ２３～）

○　生産条件が不利な離島の平地等についても、傾斜地等と同等の支援を行えるよう知事特認制度を充実。

＜東日本大震災被災地での特例措置を創設＞（Ｈ２４～）

○　津波災害により生産条件が不利となった地域が平場であっても、交付金の対象とできるよう制度を充実。

＜集落連携促進加算を創設＞（Ｈ２５～）

○　本制度に既に取り組んでいる集落がまだ取り組んでいない集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う場合に、その経費を支援する加算措置を創設。

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算要求額　３０，０００（２８，４７４）百万円】

**中山間地域等直接支払交付金**
**２８，６００（２８，０９０）百万円**

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動の支援について、集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、新たに第４期対策として実施。

【対象地域】
地域振興８法等指定地域及び知事が定める特認地域
（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法）

【対象者】
集落協定又は個別協定に基づき５年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

| 地目 | 区分 | 交付単価 円/10a |
|---|---|---|
| 田 | 急傾斜（1/20～） | 21,000 |
| | 緩傾斜（1/100～） | 8,000 |
| 畑 | 急傾斜（15度～） | 11,500 |
| | 緩傾斜（8度～） | 3,500 |

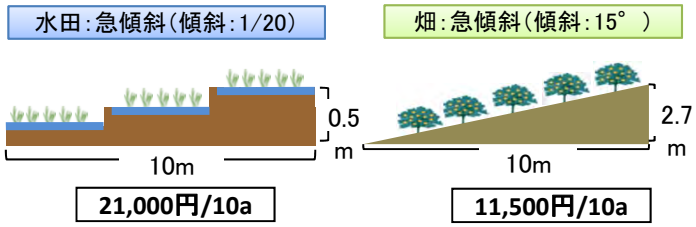


○ 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付。
○ 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定。

【集落協定に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の発生防止、鳥獣害対策等）
② 体制整備のための前向きな取組（女性・若者等の参画、人・農地プランの活用、持続可能な生産体制の構築）

◎ 地域の実情に応じた現場の活動を支援するための弾力的な制度運用を推進

【加算措置】

◎ 高齢化、人口減少により、農業生産活動の継続が心配されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが継続されるよう加算措置を拡充

【集落連携・機能維持加算】

①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援（拡充）
複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援。

［単価］

| 地目にかかわらず |
|---|
| 4,000円/10a |

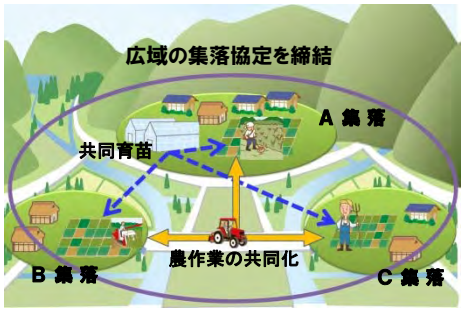


②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援（継続）
協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援。

［単価］

| 田 | 畑 |
|---|---|
| 4,500円/10a | 1,800円/10a |

【超急傾斜農地保全管理加算】（新規）
超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援。

［単価］

| 田・畑 |
|---|
| 6,000円/10a |

石積みのある超急傾斜地

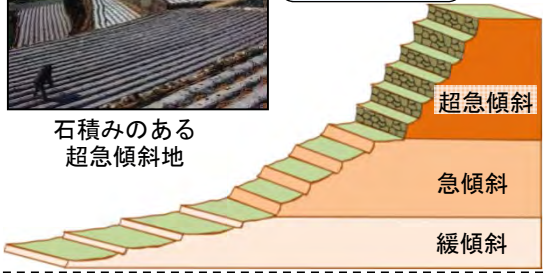


【中山間地域等直接支払推進交付金】１，４００（３８４）百万円
都道府県、市町村による事業の推進を支援。

# 深刻化・広域化する鳥獣被害への対応



## 野生鳥獣による農作物被害の概況

○　野生鳥獣による農作物被害額は、平成２１年度以降は２００億円を上回っている状況。被害のうち、全体の７割がシカ、イノシシ、サルによるもの。特に、シカ、イノシシの被害の増加が顕著。

○　さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。

○　鳥獣被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。

### ○　農作物被害額の推移

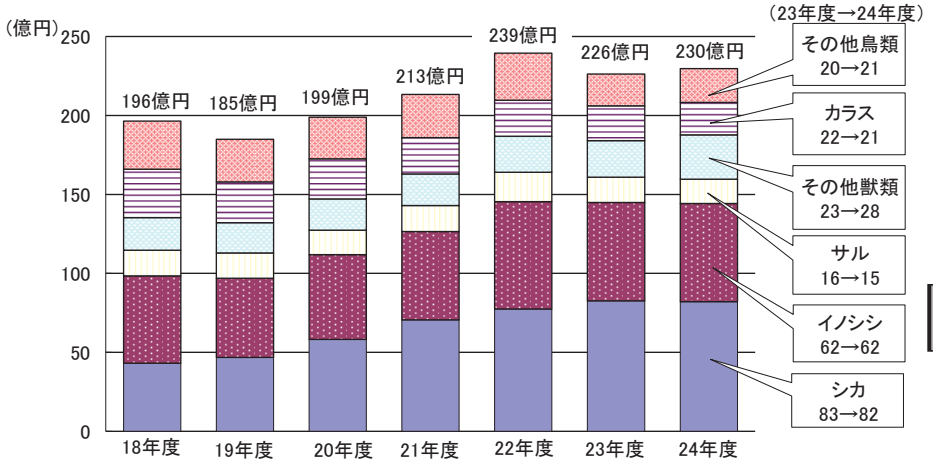


・調査を始めた平成11年度から農作物被害額は200億円前後で推移。
・シカ、イノシシ、サルの被害が全体の約７割を占める。
・ほぼ全県でシカ、イノシシ、サルの合計被害額が１千万円以上。
　（うち１億円以上が３２道府県（H24年度））
・被害額の大きい都道府県は、北海道、福岡県、宮崎県、長野県、山形県など。

### 鳥獣被害の深刻化の要因

－ 以下の要因が複合的に関係 －

生息域の拡大
（少雪傾向も関係）

＋

狩猟による捕獲圧の低下
（狩猟者の減少・高齢化）

＋

耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化等に伴う人間活動の低下

# 鳥獣被害防止特措法

○　鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が全会一致で成立。この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。

○　また、平成24年３月には、対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るための一部改正法が全会一致で成立。

○　鳥獣被害防止に取組む市町村の数は着実に増加してきており、被害防止計画作成市町村数は鳥獣被害が認められる全市町村（約1,500）の約９割を包含。一方、鳥獣被害対策実施隊の設置市町村は、864（被害防止計画作成市町村の約６割）。

## ○　鳥獣被害防止特措法の概要

**農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成**

↓

**基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成**

被害防止計画に定める事項として、農林水産業被害だけでなく「住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処」に関する事項を新たに追加

**被害防止計画を作成した市町村に対し、必要な支援措置を実施**

| | 制定時の措置 | 24年改正で追加された措置 |
|---|---|---|
| 財政支援 | 特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。 | **対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を国等が講ずる旨を明記。** |
| 権限委譲 | 市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。 | **市町村が必要に応じ都道府県に意見を述べることができるとともに、国等が市町村に勧告等ができる規定を新設。** |
| 人材確保 | 鳥獣被害対策実施隊を設置することができ（民間隊員は非常勤の公務員）、捕獲に従事する実施隊員には狩猟税の軽減等の措置が講じられる。 | **一定の要件を満たす**<br>**①　鳥獣被害対策実施隊員については当分の間**<br>**②　鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については平成26年12月３日までの間**<br>**銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除。** |

## ○　被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置状況

※　都道府県と協議中のものを含む

| | 全市町村数 | 計画作成※市町村数 | 実施隊設置市町村数 |
|---|---|---|---|
| H20．4.15 | 1,741<br>（H26.4現在） | 40 | 0 |
| H21．4.30 | | 724 | 33 |
| H22．3.31 | | 933 | 58 |
| H23．4.30 | | 1,128 | 87 |
| H24．4.30 | | 1,195 | 418 |
| H24.10.31 | | — | 521 |
| H25．4.30 | | 1,331 | 674 |
| H25.10.31 | | 1,369 | 745 |
| H26．4.30 | | 1,401 | 864 |

## ○　特別交付税の対象経費

| | |
|---|---|
| 駆除等経費（交付率8割） | 柵（防護柵、電気柵等）、罠、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等 |
| 広報費（〃　5割） | 大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等 |
| 調査・研究費（〃　5割） | 有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費 |

（注）下線部は、被害防止計画を作成していない場合の交付率は5割



## 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」のポイント　（平成25年12月26日環境省・農林水産省取りまとめ）

### 捕獲目標の設定

○　ニホンジカ、イノシシの生息数を10年後（平成35年度）までに半減（当面の全国レベルの目標。併行して都道府県別の目標を提示。）

### 捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化

○　都道府県による捕獲（個体数調整）の強化及び支援
- 管理のための捕獲事業の制度化と夜間銃猟等の管理のための捕獲事業に係る規制緩和（H26鳥獣保護法改正）

○　市町村による捕獲（有害捕獲）の強化
- 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による捕獲等の的確な実施
- 緊急捕獲対策、ICT等による捕獲技術の高度化、捕獲後の出口対策の推進
- 国有林内の捕獲の円滑化や新たな捕獲技術の提供・普及

○　国立公園等における捕獲の強化

### 捕獲事業を支える従事者の育成・確保

○　捕獲事業者の認定制度の創設（H26鳥獣保護法改正）

○　狩猟者の確保
- わな猟・網猟の免許取得年齢の引き下げ（H26鳥獣保護法改正）、狩猟フォーラムの開催による狩猟免許取得の促進

○　鳥獣被害対策実施隊の増加
- 鳥獣被害対策実施隊の設置数1,000への増加に向けた督励訪問活動の実施
- 農業者団体等による参画、隊員の狩猟免許・銃所持許可取得の促進

○　地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域における捕獲体制の整備

○　捕殺圧を高め、個体数の抑制に必要な射撃場の整備の推進

### その他関連施策（被害防除や生息環境管理等の推進）

○　市町村の総合的取組、広域的被害防除、食肉利活用の推進

○　森林における生息環境管理等の推進

○　国立公園等における被害防止対策の拡大

○　都道府県職員向け講習会や人材登録事業等による専門家の育成

○　国民理解の醸成

### 関係省庁連携のもとでの対策の推進

○　「農林水産業・地域の活力創造プラン※」に基づき、鳥獣被害防止・鳥獣保護管理の関係省庁の了解の下で対策を推進
（※平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）

## 具体的な施策のイメージ

### ■鳥獣被害防止活動の実施体制の強化■

### ■捕獲に重点化した対策の推進■

### ■効果的・効率的な捕獲等の新技術の開発・普及■

効率的なシカ捕獲技術の開発・実証

ICTの活用による捕獲の効率化（シカの位置情報の共有・効率的な狙撃技術の実証）

新たな捕獲技術の現場での普及

低コスト誘引技術（自動給餌機による誘引）

スマートセンサーによる捕獲

### ■　地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策の推進■

鳥獣被害防止や鳥獣保護管理関係府省による連携

行政・生産者・現場等の関係者による一体的取組

処理加工施設の整備

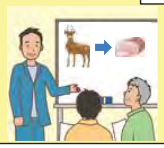

食肉利活用に係る研修・実需者とのマッチング

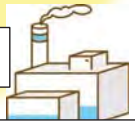

焼却処理施設の整備

# 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について　【平成26年5月30日公布】

## 改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

→ **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

## 改正内容

### 1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

### 2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

| | | |
|---|---|---|
| 都道府県知事策定 | 第一種特定鳥獣保護計画 | その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画 |
| | 第二種特定鳥獣管理計画 | その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画 |

※　希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする（第7条の3及び第7条の4）。

### 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。（第14条の2）

※　都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

夜間に撮影されたニホンジカ

### 4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。

閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

### 5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができることとする（第38条の2）。

### 6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※　公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する（一部を除く）。

# 鳥獣被害防止総合対策交付金

【９，８４０（９，５００）百万円】

## 対策のポイント

**野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵等の整備等の対策を総合的に支援します。**

＜背景／課題＞

・野生鳥獣の**生息数の増大とともに分布域が拡大**し、**農作物被害金額は年間約200億円**となっています。
・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらす一因ともなっており、**地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策が必要不可欠**となっています。
・このため、**鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、より効率的・効果的な対策を推進**する必要があります。
・特に、平成25年12月に環境省と当省により取りまとめた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等の着実な実現のため、**サルにおける複合的な対策の推進や、都市部等の他地域の人材の活用による捕獲体制の強化**が必要です。

## 政策目標

**○早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,000に増加**
**○野生鳥獣の捕獲数の増加**

＜主な内容＞

**地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組に対する支援**

市町村が作成した**「被害防止計画」に基づく取組を支援**します。具体的には、

・**侵入防止柵**、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の**整備**
・捕獲を含めた**サルの複合的な対策**等、捕獲や追い払いをはじめとした**地域ぐるみの被害防止活動**
・捕獲技術を有する**都市部等の他地域の人材を活用した実施隊の体制強化**の取組
・**農業者団体等による鳥獣被害対策**の取組
・県域を越える**複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策**の取組
・**都道府県が主導して行う広域捕獲活動**等の取組
・被害軽減に確実に結びつく**ＩＣＴ等を用いた新技術の実証**
・**地域の指導者の育成**や捕獲鳥獣の**食肉利用の促進**等の取組

等へ支援します。

特に、**被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊が中心となって行われる活動や、実施隊の体制強化を図るための他地域の人材の活用、サルの複合的な対策については、捕獲を強化する観点から特に重点的に支援を行います。**

＜各省との連携＞

○　環境省　　・改正鳥獣法に基づき、鳥獣の保護及び管理に係る人材育成、シカ・イノシシ等の管理のための実態調査や捕獲の推進等を支援

補助率：１／２以内等
事業実施主体：地域協議会、民間団体等

お問い合わせ先：
生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室　　（０３－３５９１－４９５８）

# 鳥獣被害防止総合対策交付金

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵等の整備等の対策を総合的に支援します。

【平成27年度概算要求額　9，840（9，500）百万円】

## ハード対策

【事業内容】

○侵入防止柵等の被害防止施設
○捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設（高度衛生水準の施設を含む）
○焼却施設
○捕獲技術高度化施設（射撃場）

侵入防止柵

処理加工施設

捕獲技術高度化施設

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【補助率】

1／2以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内）

※　侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

## ソフト対策

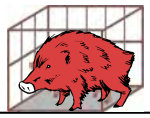
捕獲機材の導入

緩衝帯の整備

実施隊への研修

【事業内容】

○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動
- 捕獲を含めたサルの複合対策
- 発信器を活用した生息調査
- 捕獲機材の導入
- 鳥獣の捕獲・追い払い
- 放任果樹の除去、緩衝帯の整備
- 捕獲に関する専門家の育成支援
- ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証　　等

スマートセンサーによる捕獲技術実証

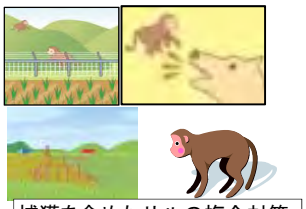
捕獲を含めたサルの複合対策

○都市部等の他地域の人材を活用した取組や農業者団体等の取組など、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた被害防止活動

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動

○鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修　　等

都市部等の他地域の人材の活用

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体　等

※　地域協議会の取組については、侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を対象とする（ハード対策も同）

【補助率】

1／2以内等

※　実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額（市町村（1団体）当たり原則2百万円以内）

※　ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組等は、定額（市町村当たり原則1百万円以内）

# 都市と農村のつながりの強化



## 「観光」との連携

○　従来から、農山漁村地域における滞在型余暇活動を「グリーン・ツーリズム」として推進。農林漁業体験民宿を始め、観光農園や農家レストラン等の地域資源を活用した多様な取組が各地で展開され、交流人口は増加。平成32年度には年間1，300万人とすることを目標。

○　平成25年度には、観光立国実現と農山漁村の活性化に向け、観光庁と農林水産省の間で「農観連携の推進協定」を締結し、農家民宿に係る統一マークの活用による情報発信等により、農山漁村の魅力と観光需要を結び付ける取組を推進。

Japan Farm Stay

訪日外国人旅行者向けの
統一的なロゴマーク

### 交流人口の増加

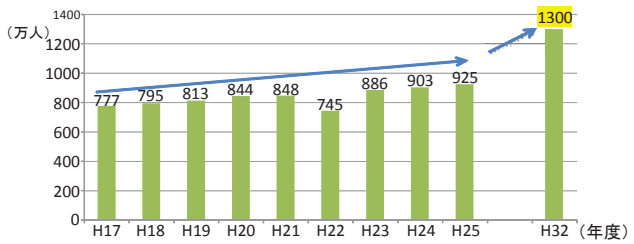


交流人口：農山漁村地域で滞在型余暇活動を実施する施設※における年間延べ宿泊者数
※農林漁家民宿、公的宿泊施設　　資料：農林水産省農村振興局調べ

### 農観連携の推進協定に基づく主な連携施策

- グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せによる、新たな観光需要の開拓
- 我が国の農山漁村の有する地域資源についての発信の強化
- 国産農林水産物等を活用した観光地域の魅力向上
- 訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込むための施策

### 観光事業に取り組む農業経営体数

| 年　度 | H17(A) | H22(B) | B/A |
|---|---|---|---|
| 農家レストラン | 826 | 1,248 | 151% |
| 農家民宿 | 1,492 | 2,006 | 134% |
| 貸農園・体験農園等 | 4,023 | 5,840 | 145% |
| 観光農園 | 7,579 | 8,768 | 116% |

資料：農林業センサス

### 訪日外国人の誘致

**青森県 十和田市ほか※ アジアからの観光客誘致推進協議会**

○ 県内のアジア人留学生を、外国人（修学旅行生・旅行客）が農家民泊する際に通訳を行う国際語学サポーターとして育成。

○ 帰国する留学生を「青森サポーター」に任命し、帰国後、各国で青森県のグリーン・ツーリズムをPRし、誘客活動を展開。

実績※：（H19）　35人　→　（H25）　525人

※十和田市、黒石市、平川市、七戸町、南部町の実績

タイの高校生によるリンゴ収穫体験

# 「教育」との連携（子ども農山漁村交流プロジェクト）

○　「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、農山漁村での宿泊体験を通じて、子供たちの「生きる力」を育成し、コミュニケーション能力や自主性、自立心などを向上させるとともに、都市と農山漁村の交流による地域の再生・活性化を図る取組であり、総務省・文部科学省・農林水産省が連携して支援。

○　平成25年度までに417地域で約50万人の小学生が参加（うち155地域は農林水産省予算により採択。同地域で約15万人が参加）。

## 取組の主な経緯

**○平成20年4月**
**総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携し、予算措置として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を開始**

○平成20年7月
「教育振興基本計画」
・小学校における自然体験・集団宿泊体験の推進

○平成22年3月
「食料・農業・農村基本計画」
・子供の農山漁村での宿泊・体験・地元住民との交流を促進

## 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進体制

## これまでの実績（累計）

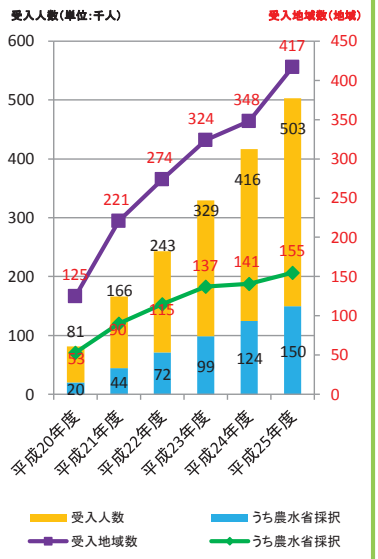


## 【取組による地域コミュニティの活性化効果】

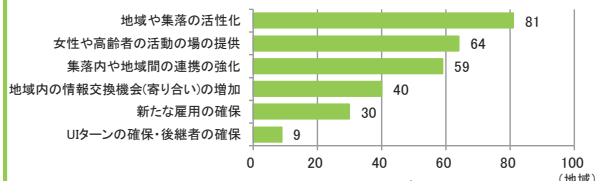


資料：農林水産省農村振興局都市農村交流課「子ども農山漁村交流プロジェクトアンケート調査（2012年6月調べ）[H20～23年度の137モデル地域を対象とし、120地域が複数回答。]

## 【農山漁村での宿泊体験による教育効果（宿泊数別）】

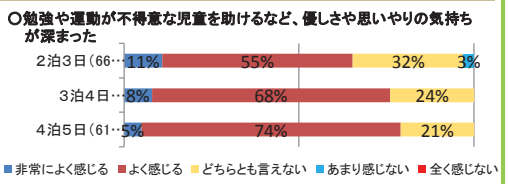


資料：文部科学省「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価結果について」（平成21年11月5日）より農林水産省作成



# 「福祉」との連携

○　近年、福祉分野において、農業を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が評価。高齢者の健康づくりや、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れたいと考えている福祉施設が増加。

○　平成25年度より、「農」と福祉の連携プロジェクトを立ち上げ、厚生労働省と連携して、高齢者や障がい者等を対象とした福祉農園の開設・整備を促進。

## 農業活動による身体・精神の変化

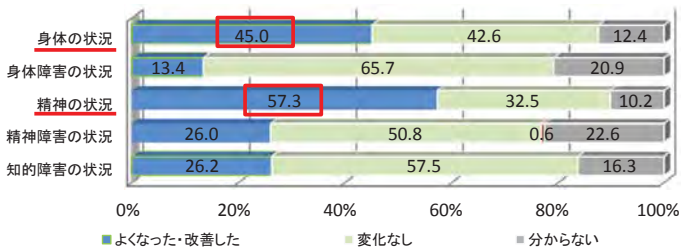


出典：「農と福祉の連携についての調査研究報告」（特定非営利活動法人日本セルプセンター）
注：障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査（H26調査　回答総数832件）

## 福祉関係者の農業への関心

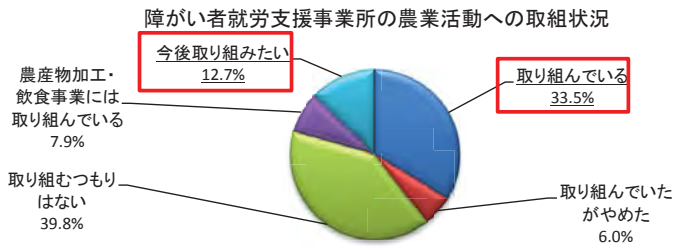


出典：「農と福祉の連携についての調査研究報告」（特定非営利活動法人日本セルプセンター）
注：障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査（H26調査　回答総数832件）

## 「農」と福祉の連携プロジェクト

○障がい者の就労訓練・雇用や、高齢者の健康づくりの場等として、福祉農園の拡大・定着が図られるよう厚生労働省と連携して支援。

**農林水産省**
・福祉農園の開設・整備
・農業専門家の派遣
・技術研修会等の開催

高齢者の健康づくり
障害者の社会参画の促進

**厚生労働省**
・拠点となる福祉施設整備
・福祉施設と農家等の連携支援

# 「田舎で働き隊」について

○ 農山漁村に都市部の意欲ある若者等を受け入れ、都市農村交流等の地域活性化活動を推進する人材の確保を図ることを目的として、平成21年度に「田舎で働き隊」制度を創設。
○ これまでの派遣実績は約1,100名で、20代、30代の若者が約75%。
○ 派遣者の半数以上は、活動終了後も農山漁村に残り、地域の活性化のための活動を継続。

## 年代別の派遣実績

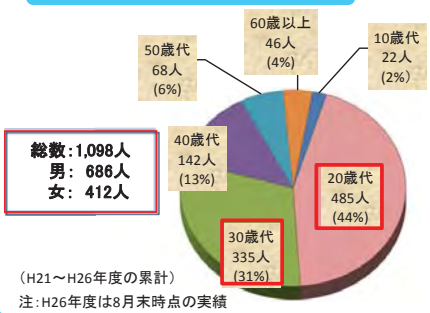


（H21～H26年度の累計）
注:H26年度は8月末時点の実績

## 派遣前の職業構成（H21～24年度の累計）

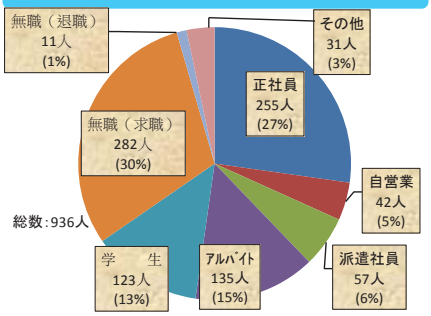


## 活動後に定住した者の就労状況（H21～24年度の累計）

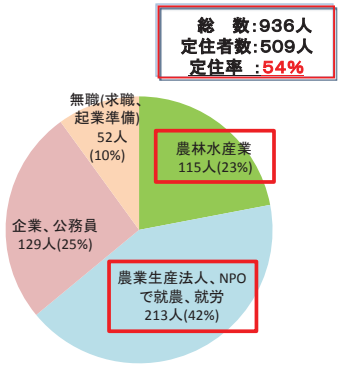


注1:H21～24年度の事業実施体へ事業翌年度施したアンケート結果（267組織から回答）
注2:定住者数は、派遣翌年度に受入地域に滞在していた人（調査は夏期に実施）で、就労状況は各事業主体に確認
注3:平成25年度から研修期間が最大3年となったため平成26年時点では研修が終了していない。

資料:農林水産省「田舎で働き隊」事業実績（概要）

## 活動の内容

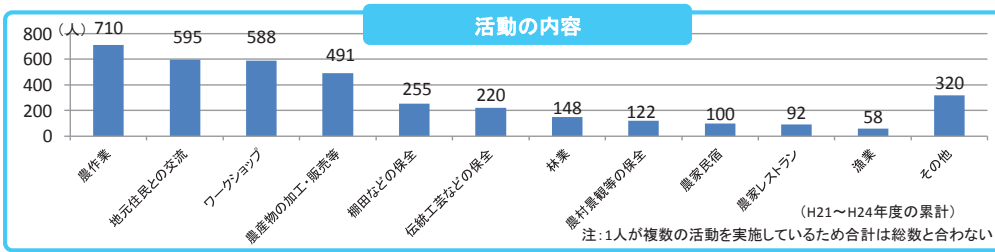


（H21～H24年度の累計）
注:1人が複数の活動を実施しているため合計は総数と合わない



# 都市農業が果たす多面的な役割

○ 都市農業は、①新鮮で安全な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土・環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしている。

## 都市農業の多様な役割

### 新鮮で安全な農産物の供給

○ 消費者が求める新鮮で安全な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供等の役割

### 災害時の防災空間

○ 火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

### 農業体験・交流活動の場

○ 都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

### 国土・環境の保全

○ 都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割

### 心やすらぐ緑地空間

○ 緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

### 都市住民の農業への理解の醸成

○ 身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

# 定住促進の取組事例　〔北海道幕別町（まくべつちょう）、浜中町（はまなかちょう）〕

平成23年から25年での社会増減をみると、幕別町は３年間とも転入超過となっている。
平成20年と25年の年齢階層別の人口を比較すると、幕別町では30～44歳の年齢層、浜中町では25～29歳の年齢層（平成25年時点）で人口の増加が見られる。

**【幕別町の取組の概要】**

- **おためし暮らし**
  幕別町の自然、気候、生活スタイルを体験し、移住への足がかりとするために、幕別町に移住を検討している方（町外に居住）を対象に、町内の宿泊ロッジを利用して「おためし暮らし」を実施。
- **移住相談ワンストップ窓口**
  平成18年度から企画室に移住相談ワンストップ窓口を設け、移住希望の方々に対して、きめ細やかに対応。

**【浜中町の取組の概要】**

- **新規就農希望者への技術的な支援**
  ＪＡ、町、関係機関が連携し、（有）浜中町就農者研修牧場等での研修や就農先あっせんなどの準備段階のほか、経営開始後も支援を実施。
  直近５年間（H21～25）では11組（うち道外出身7組）が就農。
- **浜中町新規就農者誘致条例**
  条例に基づき、農場のリース費用の助成や農業機械の整備に対する助成・融資により新規就農者に対する経済的な支援を実施。

〈位置図〉

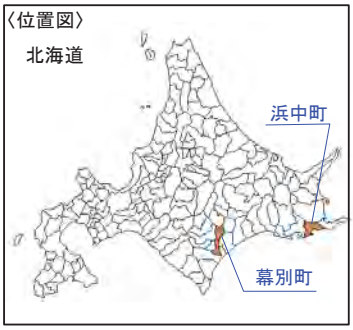


人口（平成25年）　幕別町：27,634人
浜中町：　6,362人

転出入者数（人）

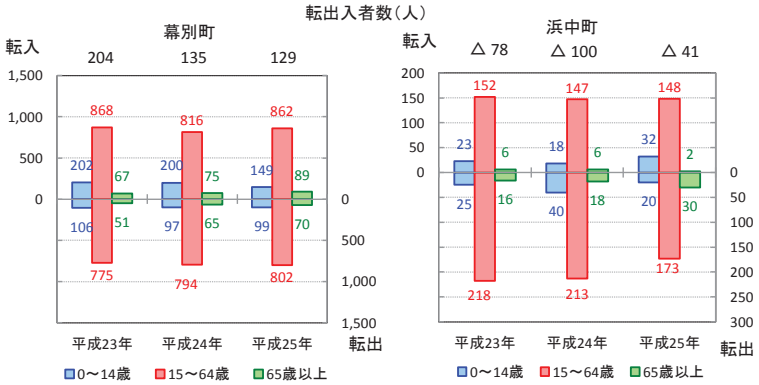


資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）　グラフ外枠の数値は転出入者の合計

年齢階層別の人口増減

単位：人

| | 5～9（'04～'08） | 10～14（'99～'03） | 15～19（'94～'98） | 20～24（'89～'93） | 25～29（'84～'88） | 30～34（'79～'83） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 幕別町 | 100 | 82 | △ 26 | △ 301 | △ 47 | 128 |
| 浜中町 | △ 15 | △ 12 | △ 38 | △ 124 | 12 | △ 26 |

| | 35～39（'74～'78） | 40～44（'69～'73） | 45～49（'64～'68） | 50～54（'59～'63） | 55～59（'54～'58） | 60～64（'49～'53） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 幕別町 | 153 | 118 | 5 | 12 | 4 | 24 |
| 浜中町 | △ 16 | △ 14 | △ 17 | △ 9 | △ 17 | △ 61 |

資料：住民基本台帳人口（北海道）
注）誕生年の階層ごとに差し引いた値（年齢は平成25年時点）。
例：平成25年の25～29歳－平成20年の20～24歳。



# 定住促進の取組事例　〔山口県周防大島町（すおうおおしまちょう）〕

平成23年から25年の社会増減をみると、24年及び25年は転入超過となっている。
さらに、平成23年から25年の年齢階層別の人口では、25～39歳の若年層を中心として（平成25年時点）増加している。

**【取組の概要】**

- **周防大島町定住促進協議会**
  官民の協力の下、島暮らしに役立つ情報をワンストップで提供するため、平成24年４月に発足（会長：椎木町長）。役場内に定住相談窓口を設け、無料相談サービスを提供。
- **無料島人紹介所**
  20～40代の島暮らし希望者が、島で自活している人と面会できるサービス。島暮らしの構想に合わせ、３つの基本プラン※が用意されており、希望に応じて指名も可能。
  （※起業家訪問、自然農を営む若手農家訪問、移住女子訪問）
- **周防大島お試し暮らし制度**
  田舎暮らしの良い面と悪い面の両方を知ってもらうため島内の古民家を賃借して一時的に居住するもの。上記の定住促進協議会と賃借契約を結ぶ。（借料は１万円／週。途中退去でも日割り計算なし。）

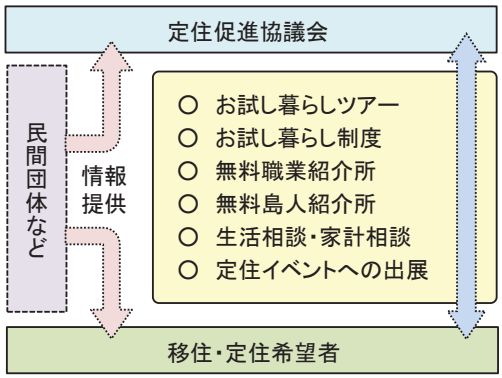


年齢階層別の人口増減（H23→25）

単位：人

| 5～9（'04-'08） | 10～14（'99-'03） | 15～19（'94-'98） | 20～24（'89-'93） | 25～29（'84-'88） | 30～34（'79-'83） |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 | 98 | 88 | △ 105 | 54 | 62 |

| 35～39（'74-'78） | 40～44（'69-'73） | 45～49（'64-'68） | 50～54（'59-'63） | 55～59（'54-'58） | 60～64（'49-'53） |
|---|---|---|---|---|---|
| 144 | △ 34 | 43 | 179 | 204 | 539 |

資料：年齢別人口集計（周防大島町提供）
注）誕生年の階層ごとに差し引いた値（年齢は平成25年時点）。
例：平成25年の25～29歳－平成23年の23～27歳。

〈位置図〉

人口：17,848人（平成25年）

転出入者数（人）

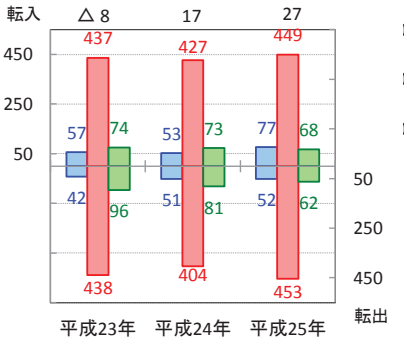


資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）
グラフ枠外の数値は転出入者数の合計

# 地域への定着事例【農産物加工販売】

**【移住者概要（１）】**

＜松嶋 匡史（まつしま ただし）さん＞　2007年　愛知県から移住（Iターン）

元々は電力会社に勤めていたが、新婚旅行先のパリで立ち寄ったジャム専門店で豊かな食文化に魅了され、ジャム屋になることを決心。

日本でどのように手作りジャム屋を営むべきかを考え抜いた結果、奥様の実家がある周防大島町が理想のジャムづくりに最適との結論に達し、2003年から夏期限定で営業を開始。

2007年に周防大島町に移住して通年営業に切り替えた。その後、2011年6月に株式会社瀬戸内ジャムズガーデンとして法人化。

（写真）周防大島町定住促進協議会HP

**【移住者概要（２）】**

＜笠原 隆史（かさはら たかし）さん＞　2010年　福岡県から移住（Iターン）

これまでは調理師として働いていたが、奥様との結婚を機に、山口県岩国市でご実家が営む養蜂業を周防大島にてスタート。

2010年に周防大島町へ移住した後、笠原養蜂場での経営を開始。地元の人たちとの協働による植樹活動なども行いながら、島の特産であるミカンをはじめとした季節ごとに咲く様々な花による純度の高い蜂蜜を製造・道の駅を含めた販売を行っており、島の新しい特産品を目指している。

（写真）周防大島町定住促進協議会HP

支援

**【移住・定住を支える取組】**

近年、若年層による移住が進む周防大島では、子育て世代による移住を特に活発化させるため、民間を主導とした周防大島UIターンを応援する会「島くらす」を設立。

島へのスムーズな定着を図るため、移住希望者への情報提供や地域社会との交流支援を行っている。

Facebookを通して全国の若者へ情報発信

若年層のIターンにおいては、島くらすのような組織による情報提供や交流活動などによる「ヒトづて」をきっかけとした移住希望がほとんどであり、移住後の生活に関するしっかりとした事前相談やアフターケアが重要となっている。

また、移住後の生活においては、Iターン者の多くが農業を所得の軸にした生活を希望しており、新規就農支援としての研修制度や給付金を活用しながら、地域に溶け込んでいる。

柑橘畑と集落の様子

ジャムズガーデンの賑わい



# 都市と農山漁村の交流の取組事例〔長沼町（ながぬまちょう）グリーン・ツーリズム運営協議会（北海道長沼町）〕

○　平成15年の国の農家民宿の規制緩和を契機として、平成16年に町、JA、農家を中心に会員数112戸で「長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会」を設立。

○53戸が農家民宿として開業し、平成17年に静岡県の中学生154名の受け入れを始め、平成25年度には農家民宿154軒で、全国から小中高校20校、約3,700名の受入れを行っている。

## 活動のきっかけ・経過

○　長沼町は、札幌市から東に約30km、新千歳空港から車で40分に位置し、稲作を中心に多種多様な作物が生産されている純農村地帯。

○「消費者と生産者の距離を縮めたい。いのちの源である“食”の大切さを伝えたい。」と考えたJAながぬま組合長を中心に町と共に農家民泊に向けた取組を開始。

○　平成15年の国の農家民宿の規制緩和を契機として、平成16年に町、JA、農家を中心に会員数112戸で「長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会」を設立。

○　53戸が農家民宿として開業し、平成17年に静岡県の中学生154名の受入れを開始。

## 活動の概要

### 1. 農家宿泊体験

○　全国各地からの修学旅行生等を受け入れ、3名から4名のグループで農家民宿に分宿。子供たちは、農家の家族として扱われ、農作業や食事を通じ、農家の生活を体験。

○　宿泊した修学旅行生とは、その後も親戚つきあいのような関係が続くケースも見られ、農家の営農意欲の向上につながっている。

修学旅行生のメッセージ

夕食の手伝い

### 2. 農業体験

○　札幌の中学生に日帰りで農作業体験を提供。

稲刈り体験

### 3. 豊富な体験メニュー

○稲作、畑作、果樹、酪農・畜産など多彩で豊かな農業が展開されており、その田園風景と体験活動がセールスポイント。悪天候の場合でも、農業加工センターや「米の館」など体験を充実。

馬の世話

アスパラガスの収穫体験

# 都市農村共生・対流総合対策交付金
## 【２，６００（２，１００）百万円】

### 対策のポイント
**福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、重点対策として各省連携プロジェクトを実施します。**

＜背景／課題＞
- **農山漁村**においては、人口の減少・高齢化等に伴い、**地域コミュニティの活力が低下**し、**地域経済が低迷**する一方、**都市住民**においては、**付加価値の高い観光、教育、福祉等へのニーズが増大**するとともに、**地域の絆を重視**する傾向が生じています。
- このため、集落が市町村、ＮＰＯ等多様な主体と連携する**集落連合体**による**農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援**して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る必要があります。
- 人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進する必要があります。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を図ることも重要です。

### 政策目標
**全国500地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）**

＜主な内容＞
１．**集落連携推進対策**：農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援します。
２．**人材活用対策（田舎で働き隊）**：地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受入れを支援します。
３．**施設等整備対策**：活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援します。
４．**広域ネットワーク推進対策**：地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信等を支援します。

補助率：１，２，４の事業　定額（１地区当たり上限800万円、250万円　等）
　　３の事業　１／２以内（１地区当たり上限2,000万円　等）
事業実施主体：１，２，４の事業　地域協議会、農業法人、ＮＰＯ　等
　　３の事業　地域協議会、地域協議会の構成員（市町村等）　等

【各省連携プロジェクト】
○　**子ども農山漁村交流プロジェクト**
**子どもの**農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、**農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等**を支援します。
〔連携省庁〕総務省、文部科学省

○　**「農」と福祉の連携プロジェクト**
**高齢者や障害者、生活困窮者等を対象**とした福祉農園の拡大・定着に向け、**福祉農園の開設・整備**、福祉・農業関係者を対象とした**研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援します。**
〔連携省庁〕厚生労働省

○　**空き家・廃校活用交流プロジェクト**
農山漁村の**空き家、廃校等の地域資源を**、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用します。また、**滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等**を推進します。
〔連携省庁〕総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省

○　**農観連携プロジェクト**
農林漁業体験等の**グリーン・ツーリズム**と他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進等により、**新たな観光需要を開拓**する取組を支援します。
〔連携省庁〕国土交通省

お問い合わせ先：
農村振興局都市農村交流課　（０３－３５０２－５９４６）
農村振興局中山間地域振興課　（０３－３５０２－６００５）

# 都市農村共生・対流総合対策交付金　【平成27年度概算要求額：2,600（2,100）百万円】

○ 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大。このため、各省連携プロジェクトを重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動を支援。

○ また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進。その際、「田舎で働き隊」による都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。

## 農山漁村の現状

- 人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- 農業所得の減少
- 社会インフラの老朽化
- 廃校等遊休資源の増加
- 美しい農村資源の保全・継承が困難化
- 都市との交流に関心

所得・雇用、活性化の必要

**都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進**

いやし・やすらぎ、新たなライフスタイルのニーズ

## 消費者・都市住民のニーズ

- 農山漁村へ訪問することへの関心
- 農山漁村での子ども体験学習への関心
- 農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- 団塊世代等の農山漁村への定住希望
- 若者の農業への関心
- 美しい農村景観から得られるやすらぎ

## 重点対策としての各省連携プロジェクト

### 子ども農山漁村交流プロジェクト

○ 子どもの農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援

連携省庁　総務省　文部科学省

子どもの体験学習

### 「農」と福祉の連携プロジェクト

○ 高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援

連携省庁　厚生労働省

高齢者生きがい農園

### 空き家・廃校活用交流プロジェクト

○ 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。

連携省庁　総務省 文部科学省　国土交通省　厚生労働省　経済産業省

交流施設等への廃校活用

### 農観連携プロジェクト

○ 農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進等により、新たな観光需要を開拓する取組を支援

連携省庁　国土交通省

農家での交流

## 都市農村共生・対流総合対策交付金

### 集落連携推進対策　（旧小学校区単位）

・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

○ 実施主体　：地域協議会、農業法人、NPO 等
○ 実施期間　：上限2年
○ 補助率　　：定額　上限800万円/地区
　中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区　上限900万円/地区

### ＋ 人材活用対策　田舎で働き隊

・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

○ 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO　等
○ 実施期間：上限3年
○ 補助率　：定額（上限250万円/地区）

### ＋ 施設等整備対策

・空き家、廃校等の補修等

○ 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村等）等
○ 実施期間：上限2年
○ 補助率　：1/2等　（上限2,000万円/地区　等）

### 広域ネットワーク推進対策　（全国・都道府県単位）

・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信

○ 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
○ 実施期間：5年間
○ 補助率　：定額

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
## 【８，０３２（６，５４０）百万円】

### 対策のポイント
**農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。**

＜背景／課題＞
- 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、**小規模集落が増加するなど集落機能が低下**しつつあります。
- 農山漁村の活性化を推進するためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用し、農林漁業者等のニーズを踏まえて、**地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援**が必要です。
- また、人口減少社会を踏まえ、地域コミュニティ・集落を再生し、人を呼び込む魅力ある農山漁村の構築を図るため、**福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進**することが必要です。

### 政策目標
**全国250市町村において、定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成24～28年度）**

＜主な内容＞

１．**生産基盤及び施設の整備**：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備を支援します。

２．**生活環境施設の整備**：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。

３．**地域間交流拠点等の整備**：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

（補助率：定額（定額、１／２等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等）

【各省連携プロジェクト】

○　**子ども農山漁村交流プロジェクト**
子どもの農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、受**入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援**します。
〔連携省庁〕総務省、文部科学省

○　**「農」と福祉の連携プロジェクト**
高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着に向けて、**高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援**します。
〔連携省庁〕厚生労働省

○　**空き家・廃校活用交流プロジェクト**
農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や**集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援**します。
〔連携省庁〕総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省

○　**農観連携プロジェクト**
農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための**受入側の農家民宿、伝統文化継承施設等の整備を支援**します。
〔連携省庁〕国土交通省

［お問い合わせ先：農村振興局農村整備官　（０３－３５０１－０８１４）］

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【平成27年度予算概算要求額：8,032（6,540）百万円】

○農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援
○人口減少社会を踏まえ、地域コミュニティ・集落を再生し、人を呼び込む魅力ある農山漁村の構築を図るため、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進

## 交付金の特徴

○地域の創意工夫等による**活性化計画の策定・提出**
○計画主体に対して、交付対象施設整備費の**概ね１／２以内で交付**
○地域の実情に応じて**複数年（５年以内）の計画策定**が可能
○地域独自の提案メニューも支援

## 交付金の流れ

【補助率：定額（定額、１／２等）】

**農林水産省**

① 活性化計画の提出
② 交付金の交付

**計画主体**
（都道府県又は市町村）

④ 工事の完成報告
③ 交付金の配分

**事業実施主体**
都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者 等

## 交付金対象施設

### 生産基盤及び施設

農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援

農林水産物処理加工施設

農林水産物集出荷貯蔵施設

区画整理、農業用用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設　等

### 生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設

防災安全施設

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設　等

### 地域間交流拠点

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設

地域連携販売力強化施設

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設　等

### 資源の有効利用等

資源の有効利用を確保するための施設の整備を支援

自然・資源活用施設

リサイクル施設

遊休農地解消支援、自然・資源活用施設、リサイクル施設、集落拠点強化施設　等

## 各省連携プロジェクト

| | | |
|---|---|---|
| 子ども農山漁村交流プロジェクト | ○受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援 | 〔連携省庁〕総務省、文部科学省 |
| 「農」と福祉の連携プロジェクト | ○高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援 | 〔連携省庁〕厚生労働省 |
| 空き家・廃校活用交流プロジェクト | ○空き家・廃校を活用し、集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援 | 〔連携省庁〕総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省 |
| 農観連携プロジェクト | ○受入側の農家民宿、伝統文化継承施設等の整備を支援 | 〔連携省庁〕国土交通省 |